

第2次鹿島市障害者基本計画
第6期鹿島市障害福祉計画



令和3年3月

鹿島市

鹿島市では、原則として人や人の状態を表す場合は「障がい」とひらがなで表記し、法律・条例等の用語または医学等の専門用語、公共機関などの正式名称は「障害」と漢字で表記しています。

はじめに

障がい者の福祉に関する制度は、平成18年4月の障害者自立支援法の施行以来、大きく変化しました。その後、平成25年4月に障害者総合支援法が施行、さらに平成30年4月に改正障害者総合支援法が施行されるなど、基準や運用の面において改正が行われています。

本市の障がい者数の状況は、令和元年度末時点で身体障害者手帳所持者1,871人、療育手帳所持者384人、精神障害者保健福祉手帳所持者179人となっており、全体としては徐々に増える傾向にあります。

一方、サービスの提供面においては、障害者自立支援法施行後、市内でも徐々に施設や事業所が増えていますが、サービスの種類によっては不足している現状であるため、安定した障害福祉サービスの提供を推進していきたいと考えております。

このような中策定しました鹿島市障害者基本計画は、本市の障がい者施策について、総合的・体系的にとりまとめたものであり、鹿島市総合計画や鹿島市地域福祉計画等に基づき、今後の国・県の動向や市内のサービスの需給状況の予測を踏まえたもので、計画期間は令和3年度から令和8年度までの6年間といたしました。計画の策定にあたっては、基本理念である「障がいのある人が暮らしやすいまちづくり」を継続しながら、近年高まる防災等への関心を踏まえ、地域住民や関係機関が協力して誰もが住みなれた地域で安心して暮らせるための施策等に加え、障がい者を取り巻く環境の変化にも対応した内容としております。

また、鹿島市障害福祉計画は、鹿島市障害者基本計画のうち障害福祉サービス等の方策について具体的に定めるものであり、3年間で1期とした策定が義務付けられています。

今後も本計画のもと、杵藤地区自立支援協議会や障害者関係機関や団体、事業者等と連携し、障がいのある人の社会参加の促進と、「みんなが住みやすく、暮らしやすいまち」づくりを目指して計画を推進していきたいと考えておりますので、市民並びに関係者の皆様のご理解、ご協力を心からお願い申し上げます。

終わりに、この計画の策定にあたり、ご協力いただきました関係機関、社会福祉施設、障がい者団体の皆様、そして計画に直接的にご意見等をいただきました「鹿島市障害者基本計画等策定委員会」の委員の皆様には厚くお礼申し上げます。

令和3年3月

鹿島市長 樋口 久俊

目 次

第 1 章 鹿島市障害者基本計画と鹿島市障害福祉計画の概要

I	計画の概要	2
1	計画の趣旨	2
2	計画の性格・位置づけ	2
3	計画の期間	5
4	計画の策定体制	6
II	計画の推進	7
1	計画の推進のために	7
2	推進体制の整備	8
3	計画の進行管理体制	8
III	障がいのある人の現状	9
1	本市における人口の推移	9
2	障害者手帳所持者数	10

第 2 章 第 2 次鹿島市障害者基本計画 14

I	計画の基本的な考え方	15
1	基本理念	15
2	基本目標	16
(1)	啓発・広報の充実	16
(2)	保健・医療の充実	16
(3)	療育・教育体制の充実	16
(4)	雇用・就労の促進	17
(5)	生活支援サービスの充実	17
(6)	生活環境の整備・充実	17
(7)	スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進	17
II	障がい者施策の展開	18
1	啓発・広報の充実	18
(1)	啓発活動の充実	18
(2)	福祉教育の推進	20
(3)	体験交流の促進	21
(4)	地域福祉の推進	22
2	保健・医療の充実	23
(1)	乳幼児期の保健・療育の充実	23
(2)	医療・医学的なりハビリテーションの充実	24
(3)	心と体の健康づくりの推進	25
3	療育・教育体制の充実	28
(1)	特別支援教育体制の充実	28
(2)	特別支援教育の推進	29
(3)	就学前保育・教育等の充実	30

4	雇用・就労の促進	32
	(1) 一般就労の促進	32
	(2) 行政組織における障がい者雇用対策の強化	36
	(3) 福祉的就労の充実	37
5	生活支援サービスの充実	38
	(1) 障害福祉サービス等の充実	38
	(2) 相談支援体制の充実	39
	(3) コミュニケーション支援の促進	41
	(4) 権利擁護の推進	44
6	生活環境の整備・充実	46
	(1) 障がいのある人にやさしい公共空間の確保	46
	(2) 移動手段の確保	47
	(3) 住宅環境の整備	50
	(4) 生活安全の確保	53
7	スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進	56
	(1) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進	56
	(2) 生涯学習の推進	58
	(3) 障がい者団体の活性化	59
	(4) 社会活動への参画の促進	59

第3章 第6期鹿島市障害福祉計画 61

1.	計画の基本理念	62
2.	計画の目標	63
3.	サービス提供見込量の推計及びサービス提供見込量確保のための方策	71
	(1) 訪問系サービスの充実	73
	(2) 日中活動系サービス[介護給付]の充実	75
	(3) 日中活動系サービス[訓練等給付]の充実	77
	(4) 居住系サービスの充実	80
	(5) 計画相談の充実	82
	(6) 障がい児支援提供体制の充実	83
4.	地域生活支援事業	86
	(1) 事業の基本的考え方、内容	86
	(2) 必須事業	86
	(3) 任意事業	89
5.	市独自支援事業	91
	(1) 事業の基本的考え方	91
	(2) 事業の内容	91

.....

資料編	9 3
1 アンケートからみる、障がい者施策の優先度評価	9 3
2 用語集	9 9
3 障害者基本法（抜粋）	1 0 5
4 障害者総合支援法（抜粋）	1 0 6
5 児童福祉法（抜粋）	1 0 8
6 身体・知的・精神障がい者 手帳所持者数	1 1 0
7 鹿島市内の障害福祉サービス事業所数	1 1 0
8 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱	1 1 1
9 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿	1 1 2
1 0 鹿島市障害者基本計画等策定委員会開催経過	1 1 3
鹿島市民憲章	1 1 4

■ 文中※マークは用語解説に説明があります

第 1 章

鹿島市障害者基本計画と鹿島市障害福祉計画の概要

I 計画の概要

1 計画の趣旨

平成18年4月に障がい者の自立と社会参加の促進を図ることを目的として「障害者自立支援法」が施行されました。その後、制度の大幅な見直しが行われ、平成25年4月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（平成17年法律第123号。以下、「障害者総合支援法」という。）が施行されました。

さらに、平成28年6月には「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」（昭和22年法律第164号）が改正され、新たなサービスの創設など更なる障がいのある人の自立と社会参加の促進を目的とした見直しが行われ、平成30年4月に改正法の施行及び報酬改定が行われました。

そのほかにも、平成24年10月に施行された「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（平成23年法律第79号）や平成28年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（平成25年法律第65号）など障がいのある人の権利擁護のための制度整備が図られ、社会においても障がいのある人の権利に関する意識が少しずつ高まりつつあります。

こうした中で、本市は、平成21年度から平成30年度までの10年間を計画期間として策定した「鹿島市障害者基本計画」を、平成31年3月に改訂を行って令和2年度まで2年間延長し、それまで10年間であった計画期間を第2次計画からは6年間としたところです。また、計画の見直しに当たっては、以上のような国や県の障がい者施策や社会的な変化を踏まえ、それに沿った基本的な方針を定めるとともに、施策について総合的・体系的にとりまとめを行い、障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができる社会の実現に向けて取り組みます。

さらに、令和2年度までの3年間を計画期間として策定した「鹿島市障害福祉計画」においても見直しを行い、本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業について数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定めます。

2 計画の性格・位置づけ

「鹿島市障害者基本計画」は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に基づく障がい者のための計画です。保健、医療、福祉、雇用、教育、就労、啓発・広報等に関する

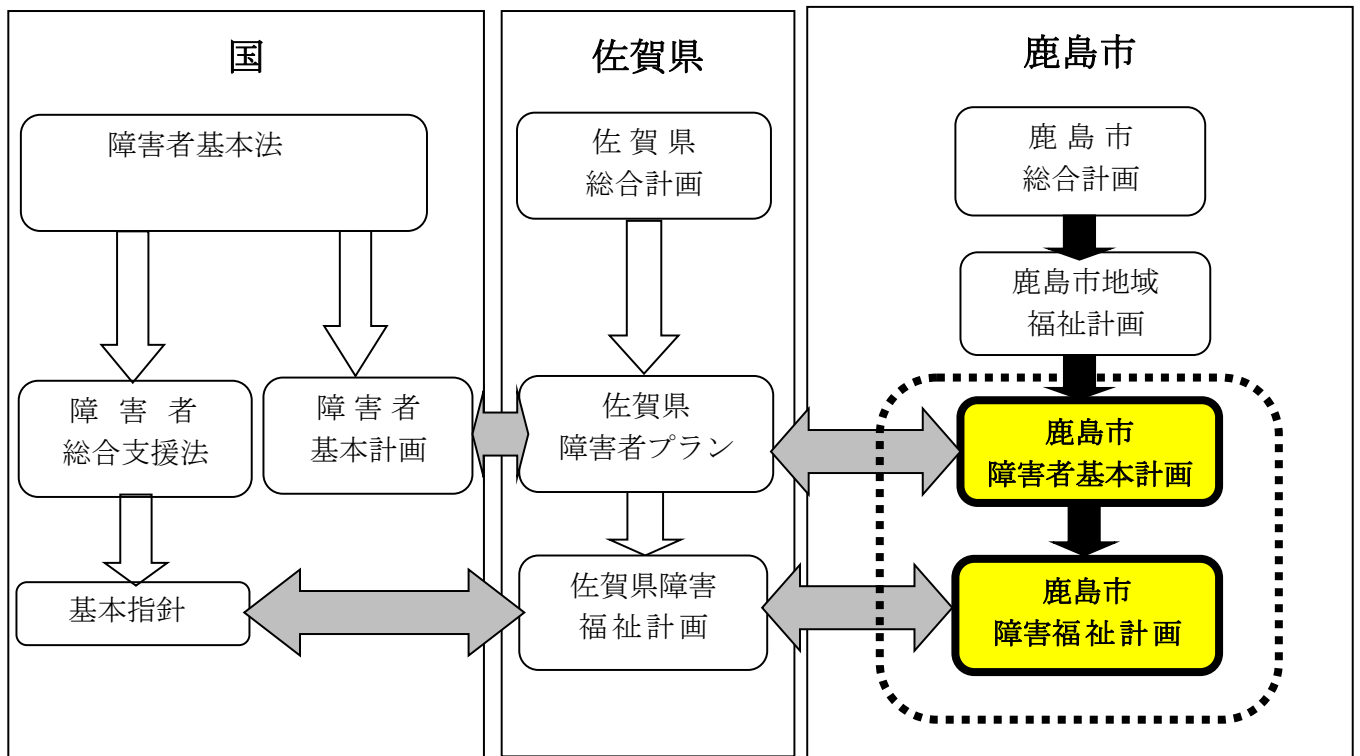
基本的な事項を定める中長期の計画になります。なお、鹿島市障害者基本計画は、保健・福祉や教育、居住環境など障がい者に関するあらゆる分野を網羅した障がい者福祉に関する総合的な計画として、国や県の指針、他の保健福祉計画とも整合性を図りつつ策定しました。

「鹿島市障害福祉計画」は、障害者基本法の基本的理念にのっとり、障害者総合支援法に定めるサービスを都道府県・市町村が計画的に整備するため、3年を1期とした策定が義務付けられています。これは、障害者総合支援法第88条（P106参照）に規定する「市町村障害福祉計画」として策定するもので、国の基本指針（注1）に即して本市の障害福祉サービスや地域生活支援事業について数値目標、確保すべきサービス量、確保のための方策を定めるものです。

また、鹿島市障害福祉計画は障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制についての方策も併せて定め、児童福祉法（P108参照）第33条の20に規定する「市町村障害児福祉計画」の内容を包含するものです。

これらの計画の上位にある「鹿島市地域福祉計画」は“地域の助け合いによる福祉”を推進するために、人と人とのつながりを基本として、“理念”と“仕組み”をつくる計画となっています。さらにその上位にある「鹿島市総合計画」には主要施策として「障害福祉計画の推進」、「障害者相談支援体制の充実・強化」、「自殺対策計画の推進」を掲げています。

（注1）平成18年厚生労働省告示第395号：障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号で一部改正）



障害者基本計画

福祉・医療・教育・保健等、障害者施策に関し基本的な方針を定めます。

- I 計画の基本的な考え方
- II 障がい者施策の展開
 - 1 啓発・広報の充実
 - 2 保健・医療の充実
 - 3 療育・教育体制の充実
 - 4 雇用・就労の促進
 - 5 生活支援サービスの充実
 - 6 生活環境の整備・充実
 - 7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

「障害者基本計画」のうち、生活支援サービスの充実について「障害福祉計画」で定めます。

障害福祉計画

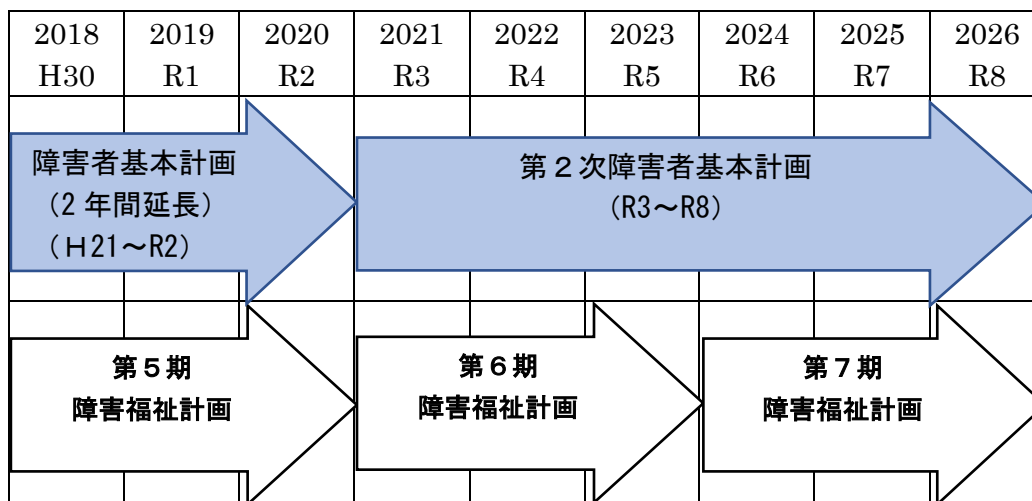
障害福祉サービスや地域生活支援事業のサービスを提供するための基本的な考え方や数値目標等を定めます。

- 1 計画の基本理念
- 2 計画の目標
- 3 サービス提供見込量の推計及びサービス提供量確保のための方策
 - (1) 訪問系サービスの充実
 - (2) 日中活動系サービス[介護給付]の充実
 - (3) 日中活動系サービス[訓練等給付]の充実
 - (4) 居住系サービスの充実
 - (5) 計画相談の充実
 - (6) 障がい児支援提供体制の充実
- 4 地域支援事業
 - (1) 事業の基本的考え方
 - (2) 必須事業
 - (3) 任意事業
- 5 市独自支援事業
 - (1) 事業の基本的考え方
 - (2) 事業の内容

3 計画の期間

第2次鹿島市障害者基本計画の計画期間は、鹿島市障害福祉計画の期間を考慮して、令和3年度～令和8年度の6年間とします。

第6期鹿島市障害福祉計画は、国の基本指針により3年を1期とした策定が義務付けられているため、令和3年度から令和5年度までを計画期間として策定します。



鹿島市障害者基本計画

平成 21～30 年度 (2009～2018 年度)	平成 31～令和 2 年度 (2019～2020 年度)	令和 3～8 年度 (2021～2026 年度)
第 1 次計画期間	第 1 次 (改訂版) 計画期間	第 2 次計画期間

鹿島市障害福祉計画

平成 18～20 年度 (2006～2008 年度)	平成 21～23 年度 (2009～2011 年度)	平成 24～26 年度 (2012～2014 年度)	平成 27～29 年度 (2015～2017 年度)	平成 30～令和 2 年度 (2018～2020 年度)	令和 3～5 年度 (2021～2023 年度)
第 1 期計画期間	第 2 期計画期間	第 3 期計画期間	第 4 期計画期間	第 5 期計画期間	第 6 期計画期間

4 計画の策定体制

事務局で各施策分野の資料等の収集、現状・課題の整理、分析を行い、それを基に策定委員会に提出するための見直しを行い計画案を作成しました。策定委員会は保健・医療・福祉関係者、学識経験者、各種団体の長等により構成し、事務局にて作成された計画案について審議、修正を加え、最終的な計画内容を決定しました。なお、計画変更にあたっては、障がいのある人の生活実態やニーズなどを把握分析するため、身体障害者手帳※所持者、療育手帳※所持者及び精神障害者保健福祉手帳※所持者等を対象にアンケート調査を実施しました。

(調査の対象)

身体障害者手帳所持者	65歳未満	無作為抽出（総数の約3割）
	65歳以上	無作為抽出（50人）
療育手帳所持者	無作為抽出（総数の約3割）	
精神障害者保健福祉手帳所持者		

(調査の方法) 郵送による配付、回収。

(調査の期間)

初回調査 平成30年8月1日（水）～平成30年8月20日（月）まで。

追加調査 令和2年5月1日（金）～令和2年5月20日（水）まで。

(回収結果)

	発送数	回収数	回収率
合計	350 通	184 通	52.6 %
身体障害者	190 通	94 通	49.5 %
知的障害者	80 通	40 通	50.0 %
精神障害者	80 通	50 通	62.5 %
不明		8 通	

※ 追加調査は、令和2年3月31日時点の精神障害者保健福祉手帳所持者を抽出対象としました。

※ アンケート調査結果は、身体障害者・知的障害者については平成30年8月時点、精神障害者については令和2年5月時点となります。

Ⅱ 計画の推進

1 計画の推進のために

障がいのある人の地域生活への移行、就労支援などの推進にあたっては、福祉サイドのみならず、地域、雇用、教育、医療といった分野を超えた総合的な取組みが不可欠であり、ハローワーク、特別支援学校※、医療機関等の関係機関との連携を図り、地域ネットワークの強化に努めます。

また、計画の実施にあたっては、障がい者、障がい者団体、社会福祉協議会、医師会、ボランティア団体、民生委員児童委員等と連携するとともに、施設の広域利用など、近隣市町とも連携を図りながら、十分なサービス提供に努めます。

さらに、障がい者施策については、就労をはじめとして国や県の制度にかかわる分野もたくさんあります。今後とも、国、県の関係各機関との連携を図っていきます。

また、障がい及び障がいのある人に対する地域社会の理解を促すための啓発・広報活動を行います。

<具体的施策>

1. 障がいのある人のニーズの把握・反映

障がいのある人への各種の施策やサービスを効果的に実行するため、施策の内容や提供方法などについて、必要に応じて障がいのある人との意見交換や意見聴取の場を設け、当事者やその家族、関係団体の意見やニーズの把握に努めます。

2. 地域社会の理解促進

障がいのある人もない人もともに暮らす地域の実現のために、地域の住民に障がいについての正しい理解をさらに深めるための広報・啓発を積極的かつ継続的に行うとともに、各種の交流事業の充実や地域住民の参加を得た福祉活動を促進します。

2 推進体制の整備

障害者基本計画の推進にあたっては、福祉課が事務局となり、計画の実現に向けて毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行います。

<具体的施策>

1. 庁内推進体制の整備

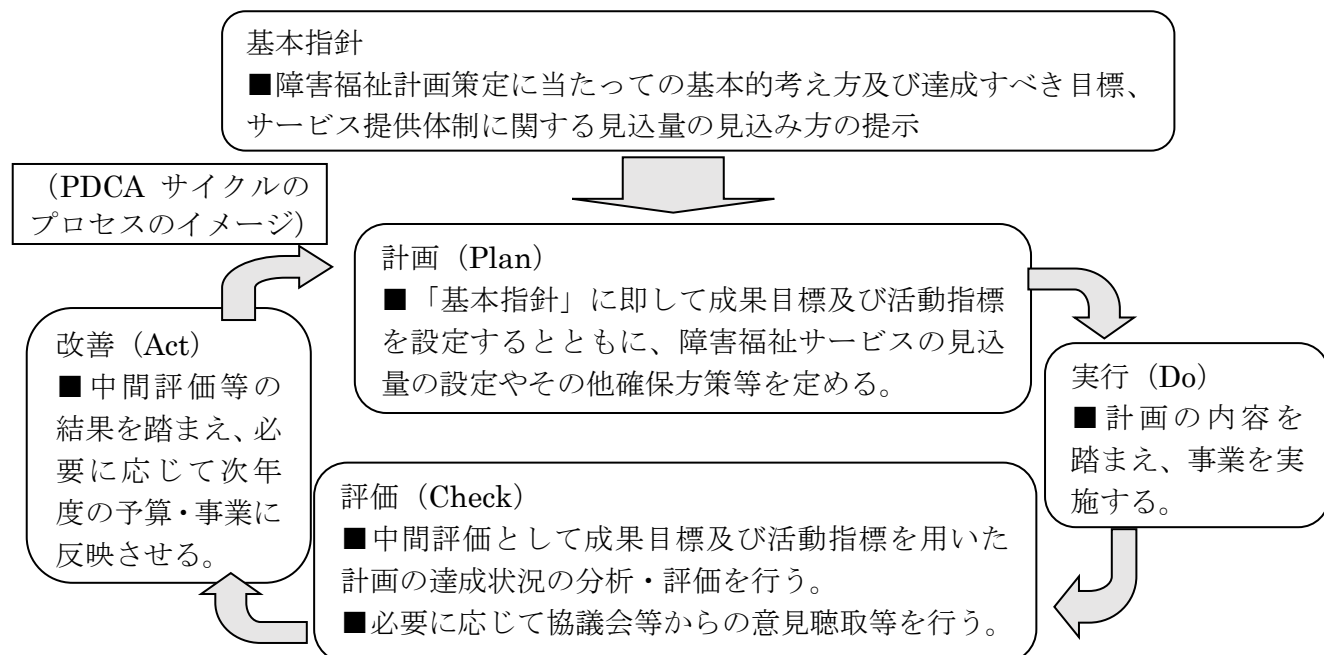
関連各課や関係機関との連携をさらに強化し、本計画を確実に実施していくために、庁内の推進体制の充実に努めます。また、すべての職員が、障がいのある人に配慮しつつ各自の職務を遂行することができるよう、職員の障がい福祉に関する知識と意識を高めます。

2. 地域ネットワークの強化

市民と行政の連携をより一層強め、それぞれの役割を検討しつつ、計画の実現に向けて取り組んでいきます。さらに、各種団体からの参画を得て設置している地域自立支援協議会からの意見や提言に基づき、市の障がい福祉に関する支援体制の確立や、障がいのある人を支援する環境の改善に向け、協働で取り組みます。

3 計画の進行管理体制

障害福祉計画の推進にあたっては障がい福祉係が事務局となり、計画の実現に向けてPDCAサイクル※を導入し毎年計画の進捗状況の把握、点検及び評価を行い、必要に応じて各種施策の見直しを行っていきます。



Ⅲ 障がいのある人の現状

1 本市における人口の推移

人口推移 (単位：人)

	平成 12 年	平成 17 年	平成 22 年	平成 27 年	令和 2 年
総人口	33,969	33,065	31,630	30,484	28,776
男	16,047	15,553	14,864	14,415	13,621
女	17,922	17,512	16,766	16,069	15,155
世帯数	10,063	10,382	10,583	10,638	10,809
人口増減	—	△904	△1,435	△1,146	△1,708

各年 4 月 1 日現在 (外国人を除く)

資料：住民基本台帳

2 障害者手帳所持者数

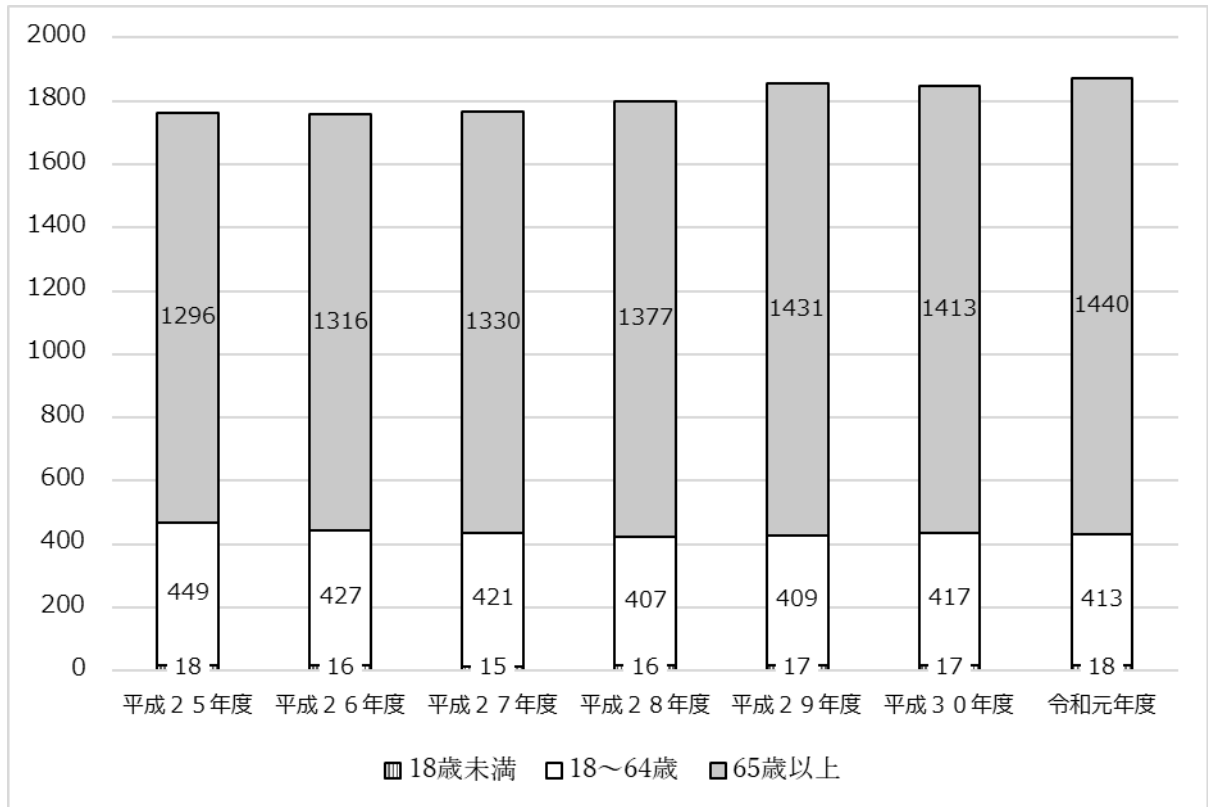
(単位：人)

障害種別	年齢別	等級別						合計
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	
視覚障害	18歳未満	0	0	0	0	0	0	0
	18歳以上	32	30	1	4	11	9	87
	合計	32	30	1	4	11	9	87
聴覚・平衡機能障害	18歳未満	0	1	0	2	0	1	4
	18歳以上	5	25	8	28	2	47	115
	合計	5	26	8	30	2	48	119
音声・言語障害	18歳未満	0	0	0	0	-	-	0
	18歳以上	5	5	7	8	-	-	25
	合計	5	5	7	8	-	-	25
肢体不自由	18歳未満	3	0	2	0	2	0	7
	18歳以上	99	147	122	305	224	81	978
	合計	102	147	124	305	226	81	985
内部障害	18歳未満	5	0	2	0	-	-	7
	18歳以上	287	12	184	165	-	-	648
	合計	292	12	186	165	-	-	655
合計	18歳未満	8	1	4	2	2	1	18
	18歳以上	428	219	322	510	237	137	1853
	合計	436	220	326	512	239	138	1871

令和2年3月末現在

資料：鹿島市

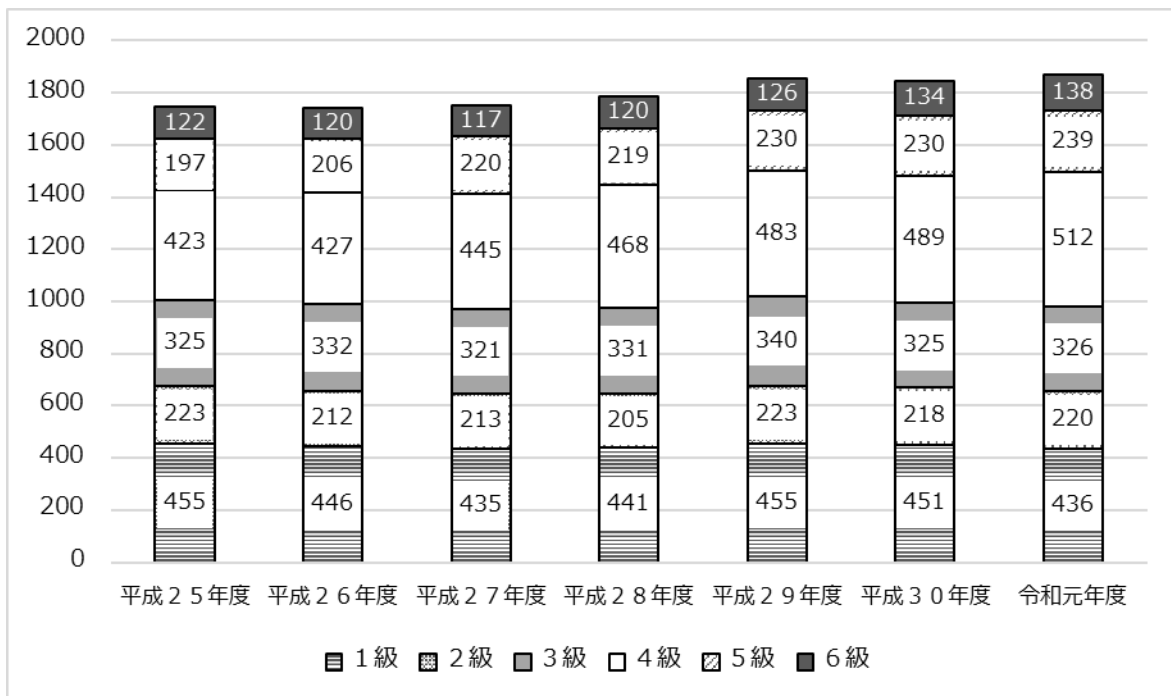
身体障害者数の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

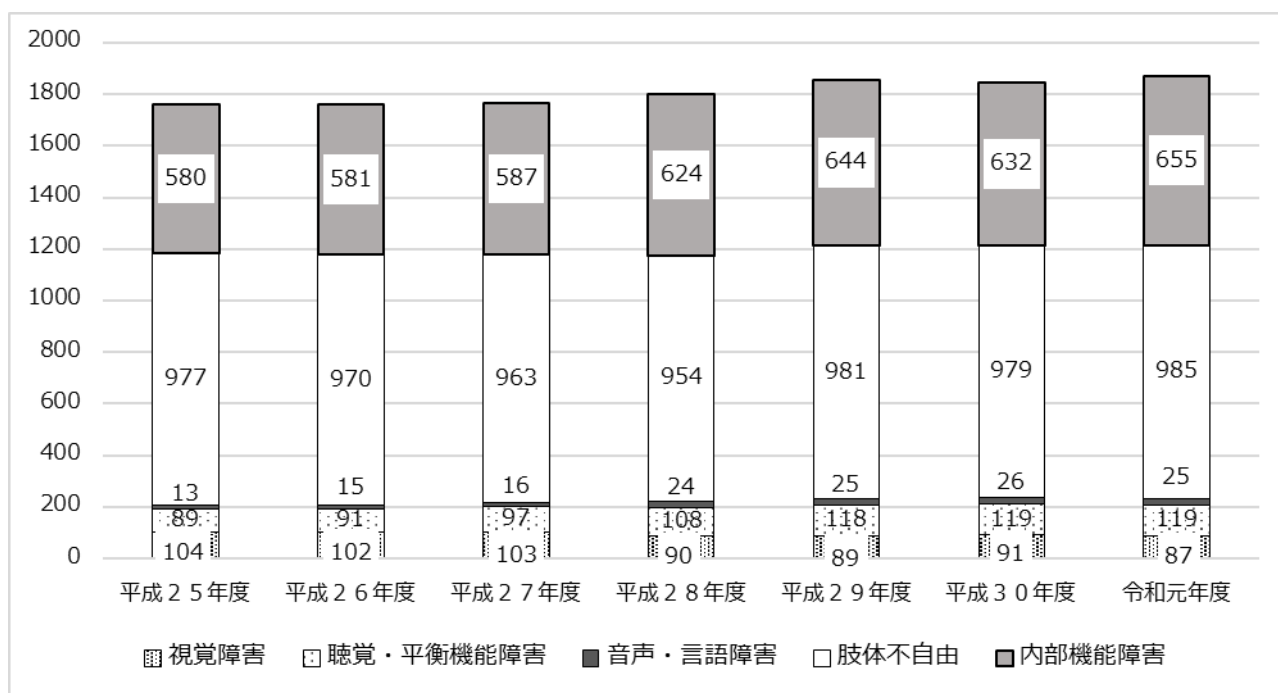
身体障害者数の級別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

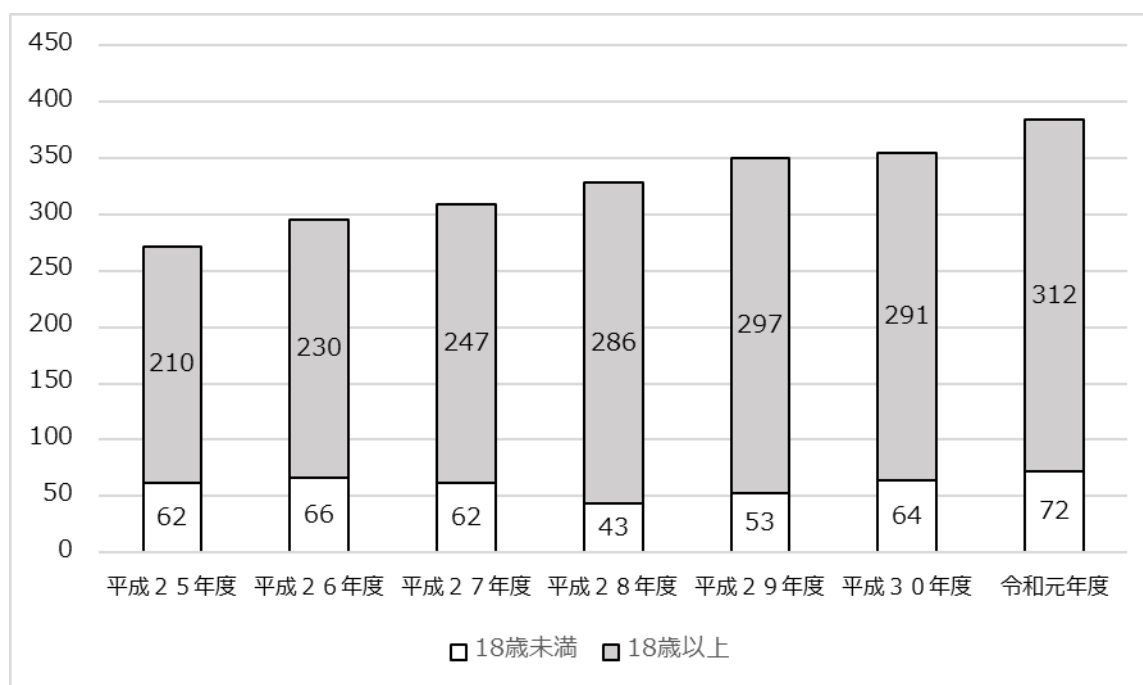
身体障害者数の障害種別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

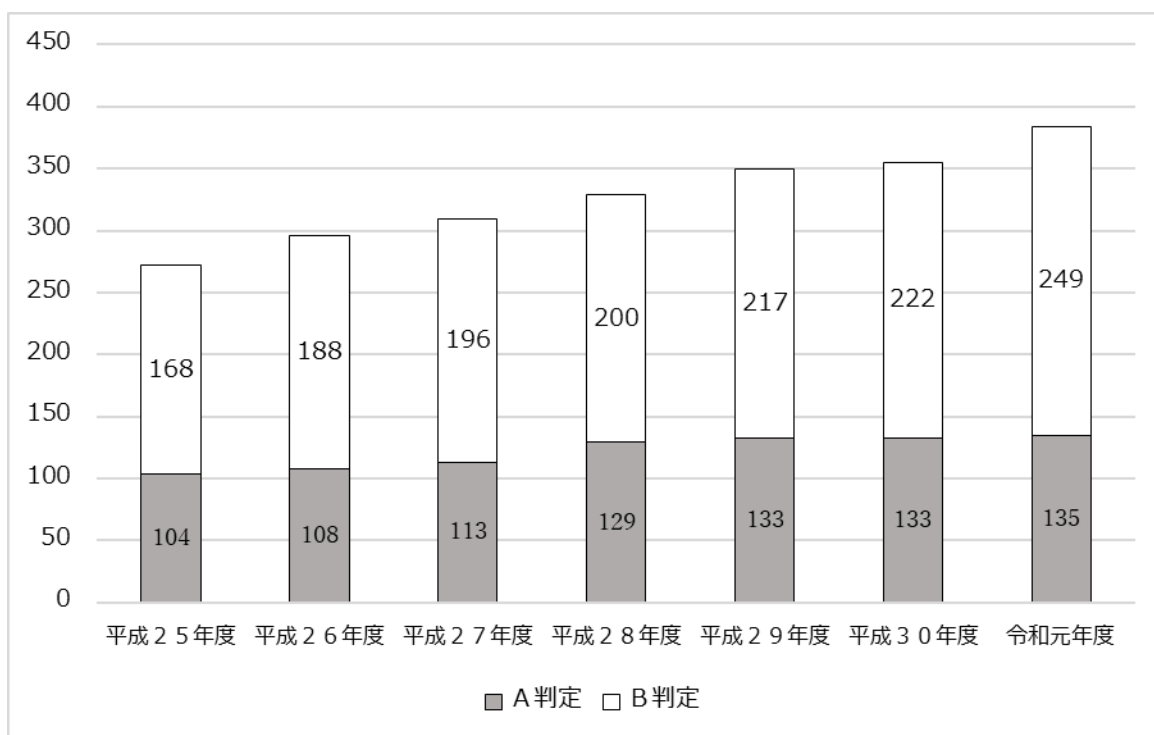
療育手帳所持者数の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

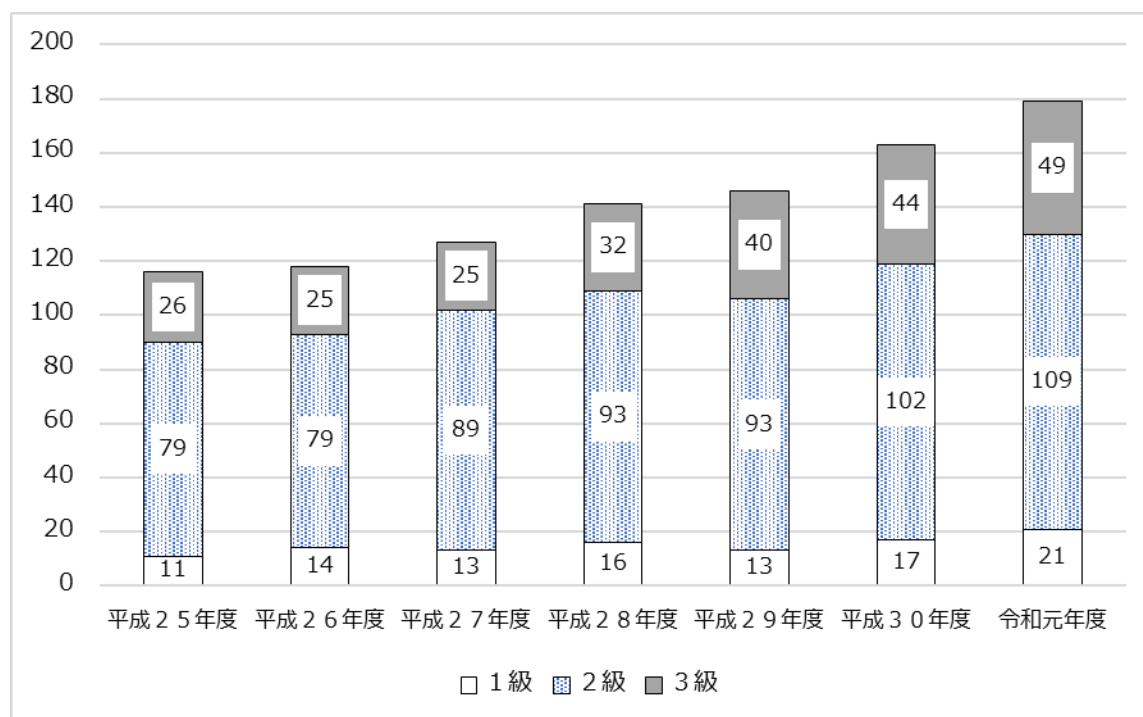
療育手帳判定別の推移



各年度末現在

資料：鹿島市

精神障害者数の級別推移



各年度末現在

資料：鹿島市

第 2 章

第 2 次鹿島市障害者基本計画

I 計画の基本的な考え方

1 基本理念

障がいのある人が 暮らしやすいまちづくり

本計画は、平成16年3月策定の「鹿島市障害者プラン」で掲げられた「ノーマライゼーション※」や「リハビリテーション」の理念を継承し、障がいの有無にかかわらず、誰もが社会の対等な構成員として、一人ひとりの人権が尊重され、社会を構成する一員としてあらゆる分野の活動に参加する機会が保障される社会、すなわち障がいのある人の「完全参加と平等」の実現を目指します。

このような社会を実現していくためには、障がいの有無や年齢・性別に関わらず「すべての人が、その人らしく誇りを持って生きることのできる権利」が保障される必要があります。一人でも多くの地域住民の地域社会への積極的な参加を促しながら、地域の結びつきを深め「尊厳を持って共に生きる社会づくり(ソーシャル・インクルージョン)」を進めます。

(ソーシャル・インクルージョン)

ソーシャル・インクルージョンとは、全ての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念。

2 基本目標

(1) 啓発・広報の充実

障がいについての正しい知識を広め、障がいのある人に対する理解をさらに深めていくため、福祉教育やさまざまな機会を通じて広報・啓発活動の充実に努めます。また、意思能力が十分でないため、生活のさまざまな場面で権利を侵害されやすい障がいのある人が安心して日常生活を送れるよう、その権利の擁護に努めるとともに、ユニバーサル・デザイン※の視点から、企画や設計を行い、誰もが利用しやすく参加しやすい環境づくりを促進します。さらに、誰もが住み慣れた地域で、安心してその人らしい生活を送れるよう、福祉意識の啓発や福祉活動への参加を促進し、支え合いの社会づくりを進めます。

(2) 保健・医療の充実

障がいなどの予防と早期発見、療育※、治療、医学的リハビリテーション※は、健やかな暮らしを支えます。

障がいの原因の一つとなる疾病等の予防、早期発見、早期療育、早期治療体制の充実に努めます。また、関係機関と密接に連携をとりながら、障がいのある人の心身の健康の維持・増進・回復を図るため、ライフステージや心身の状況に応じた保健・医療・医学的リハビリテーションなどの適切な提供に努めます。

(3) 療育・教育体制の充実

障がいのある子どもたちが、地域の中で自分らしく生きていくことができるよう、障がいの特性や状況に応じた保育・教育体制の整備に努めます。また、障がいのある児童生徒やその家族、学校に対する相談・支援体制の充実に努め、個々の状況に応じた教育環境づくりに努めます。さらに、学校と家庭での豊かな生活を図るため、福祉、教育等関係機関が連携し適切な支援に努めます。

(4) 雇用・就労の促進

関係機関との連携を図りながら、一般就労はもとより、福祉的就労も含め、障がいのある人一人ひとりの働く意欲を尊重し、就労の支援と就労機会の充実に努めます。

(5) 生活支援サービスの充実

障がいのある人とその家族に対する相談支援の充実を図るため、身近なところで相談が受けられ、サービス利用に結びつけられるよう、相談支援体制とケアマネジメント体制の充実を図ります。また、障がいのある人の自立と社会活動を促進するための基盤として、居宅サービスと施設支援サービスを、さらに障がい児支援においても、きめ細かく必要なときに必要なサービスが提供できるよう、提供体制を整備するとともに、サービスの質の向上に努めます。

(6) 生活環境の整備・充実

障がいのある人はもとより、誰もが快適な生活を送れるよう人にやさしいまちづくりを進めるとともに、障がいの特性に配慮した住環境、社会福祉施設、公共施設の整備・改善に努め、生活圏拡大のための移動手段を確保し、障がいのある人の社会活動を促進します。

また、障がいのある人が安心して生活を送ることができるよう、防犯・防災体制の充実を図ります。

(7) スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

多様な場に社会参加し、活躍できる仕組みづくりは、地域で暮らす障がいのある人の大きな願いです。

聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、障がいのある人の社会活動・自立を促進するとともに、障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実に努めます。

Ⅱ 障がい者施策の展開

1 啓発・広報の充実

障がいのある、なしにかかわらず、それぞれがかけがえのない個性をもった一人の人間としてお互いを尊重し、あらゆる差別や偏見のない地域社会を築いていくことが重要です。

すべての人々から「心の壁」を取り除き、ノーマライゼーションの理念の浸透を図る必要があります。各種広報手段を活用して啓発・広報活動の充実を図るとともに、幼少期からの福祉教育の充実やボランティア活動等とおして障がいのある人とない人とのふれあいを促進していくことが大切です。

(1) 啓発活動の充実

<現状と課題>

「障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるか」との問いに対し、「よくある」又は「時々ある」と回答した人の割合は身体障害者が19.2%、知的障害者が35.0%、精神障害者が48.0%でした。このように、差別を受けたり、いやな思いをしたりしている方がいます。

本市では、市の広報紙、啓発用ポスター等各種広報媒体等を通じ幅広い啓発・広報活動を行っていますが、今後も、様々な広報媒体や行事等とおして啓発・広報活動を継続的に粘り強く行い、障がいのある人について正しい理解や認識を広めていく必要があります。

〈具体的施策〉

1. 障がいのある人に関する広報の充実

広報かしま（声の広報）、ホームページ、マスメディア等を活用し、障がい者福祉についての関心や理解の向上を図ります。

2. 団体等が実施する活動に対する支援

社会福祉協議会などの関係機関・団体が行う啓発広報活動や各種イベントに関する広報や実施支援を行います。

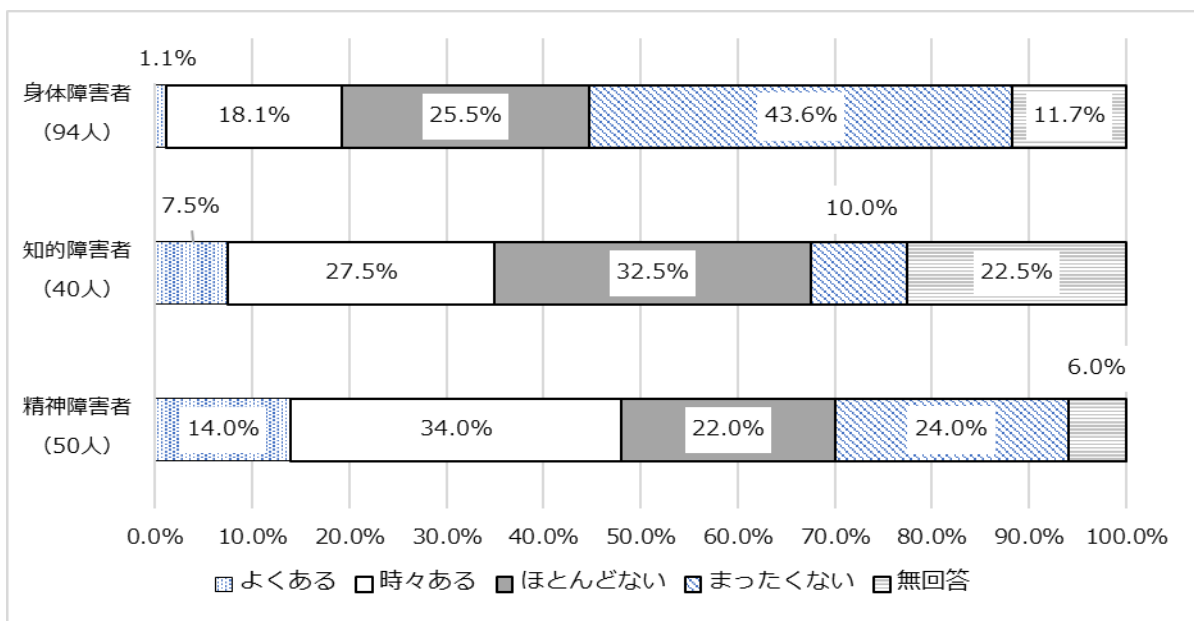
3. 障がい者週間のPR 啓発事業

「障がい者週間（12月3～9日）」と「障がい者雇用支援月間（9月1～30日）」等を積極的に広報し、障がいと障がいのある人に対する市民の意識の向上を目指し啓発に努めます。

4. 精神障害、内部障害、発達障害等のある人に対する理解の促進

精神障害、内部障害、発達障害※等のある人に対しての地域の理解を浸透するため、福祉教育や啓発活動、またヘルプマーク・ヘルプカードの配布・啓発に県と連携して取り組みます。

○障がいや病気があるために差別を受けたり、いやな思いをしたりしたことがあるか



資料：アンケート調査結果

※グラフ中の%表示の合計は、端数処理（四捨五入）の関係で100.0%にならないことがあります。（以下同じ）

(2) 福祉教育の推進

<現状と課題>

差別や偏見などの「心の壁」を取り除き、障がいのある人に対する理解や認識を深めるためにはできるだけ早い時期からの福祉教育を積極的に推進する必要があります。

本市では、平成8年3月に「鹿島市福祉教育に関する条例」を制定し、全小中学校で各教科や総合的な学習の時間、特別活動等に福祉に関する学習を位置づけ、学校教育全体の中で、積極的に福祉教育に取り組んでいます。

たとえば障がい者・高齢者疑似体験セットの活用、施設や地域の高齢者や障がい者との交流などその活動は多岐にわたっています。

成果としては、活動が地域の方々との交流行事として定着、ボランティア精神の高揚、子どもたちの自分自身の存在価値の再確認など一定の成果が上がっています。一方、問題点としては実施に向けての受け入れ先との調整及び学校における時間調整の難しさが挙げられています。

障がいのある人に対するノーマライゼーションの理念を浸透させるため、福祉教育の取組みを今後も継続的に実施していく必要があります。

<具体的施策>

1. 学校や幼稚園、保育所（園）での福祉教育の推進

幼稚園、保育所（園）などの各種行事や全小中学校で各教科や総合的な学習の時間にクロスさせて学校教育全体の中で取り組む「福祉教育」を通じて、障がいのある人がかかえる社会的な課題や、障がい者福祉の理念、制度などの理解を深め、生涯にわたる福祉の心を醸成します。

2. 学校等における交流機会の拡大

小中学校の運動会や文化祭などの機会を利用して、地域の小中学校と特別支援学校の児童生徒や障がいのある人との交流機会を積極的に促進します。また、特別支援学級と通常学級との日常的な交流を促進します。

また、各地区の運動会やお祭り等のイベントへの障がいのある人の参加や、各障がい者施設のお祭り等のイベントへの地域住民の参加を促進するために、積極的にPR等の支援を行います。

3. 地域における福祉教育の推進

生涯学習の講座や社会福祉協議会の事業などにより、子どもたちだけでなく、すべての市民を対象とした、障がい者福祉について学習する機会の拡充を図ります。さらに、地域の医療機関や障がい者団体等による障がい者福祉関連の公開講座等の実施と利用促進を図ります。

4. 福祉教育カリキュラムづくりへの積極的な支援

各小中学校が福祉教育のカリキュラムづくりを行う場合に、福祉の観点に立った様々な学習・体験的活動が取り入れられるよう、助言・支援を行います。また福祉教育の実施にあたっては、障がい者・高齢者疑似体験セットの貸し出しや講師の派遣、障がいのある人との交流等の支援を行います。

5. 人権教育による啓発

学校教育や生涯学習で実施される人権教育の中で、障がい者問題について啓発していくとともに、障がい者問題も含めた人権に関する学習機会の充実に努めます。

(3) 体験交流の促進

<現状と課題>

障がいに関する理解を深めるためには、障がいのある人と地域住民の交流を促進していくことにより障がいを身近なものと感じていただくことが重要です。

各種イベントを通して、福祉施設や団体の商品の展示販売が行われるなど、市民と施設や団体の交流も行われています。今後もさらなる交流事業やイベントの支援等を促進します。

<具体的施策>

1. 交流事業・イベントの支援

各種交流事業やイベントに対して積極的に支援するとともに、市民に対して積極的な参加を呼びかけます。

2. セルフショップでの交流の促進

障がい者団体や福祉関係団体が行っているセルフショップ等で実施される交流イベントを支援することで、障がい者や施設相互の交流促進を図ります。

(4) 地域福祉の推進

〈現状と課題〉

障がいのある人を対象としたボランティア活動の推進は、障がいのある人にとって単に日常生活の必要が充足されるというだけにとどまらず、心の交流による精神的な豊かさをももたらすものとして極めて有意義です。また、障がいのある人に対する理解や認識を深めるためにも、市民が各種のボランティア活動に積極的に参加することが重要であり、さらに今後は、社会参加の一環として障がいのある人自身がボランティア活動に参加し、社会に貢献していくことも必要と思われれます。

本市では、市報の朗読録音や手話通訳などのボランティア団体のほか、障がい者施設でのレクリエーションなどを行うボランティア団体などが活動をしています。

〈具体的施策〉

1. 障がい者団体の活性化

各種障がい者団体の組織運営やイベントの実施、障がい者団体が運営する施設について積極的な支援を行い、障がい者団体の活性化を図ります。

2. 障がい者支援ボランティアの育成と活動支援

鹿島市ボランティア活動センターを中心としたボランティア組織の強化を図るとともに、ボランティア活動の一翼を担う団体の育成・支援に努めます。

3. 見守りネットワークづくりの促進

民生委員児童委員や社会福祉協議会などと連携を図り、各地域の障がい者等の要支援者に対し、地域の助け合い・見守りネットワークづくりを促進します。

2 保健・医療の充実

障がいの原因には、先天性のものと事故や疾病等から生ずる後天性のものがありますが、早期発見、早期治療、早期療育体制を充実する必要があることはどちらにも共通していえます。後天性の障がいについては、予防面での対策を強化する必要があります。

また、障がいを軽減し自立を促進するためには、リハビリテーション医療が重要な役割を果たしており、その一層の充実を図る必要があります。

(1) 乳幼児期の保健・療育の充実

<現状と課題>

障がいの重複化・重度化に伴い、医療ニーズの増加が予測され、こうしたニーズに対応する必要があります。先天的な障がいについても、これを早期に発見し、適切な治療、療育に結びつけることで障がいの軽減や基本的な生活能力の向上を図ることができます。その意味で、妊産婦への訪問指導や乳幼児健康診査、また総合的な乳幼児発達総合相談といった母子保健事業も大切になってきます。

本市でも、従来から、母子保健事業として各種健康診査、健康教育、健康相談、訪問指導に取り組んできましたが、今後、障がい者支援という観点からも、これら保健活動が重要性を増してくるものと思われます。

<具体的施策>

1. 乳幼児保健事業の推進

乳幼児健康診査等により疾病や障がいを早期発見し、早期治療、早期療育につなげるため、健診の受診率の向上を図ります。また医療機関との連携を取りながら、診察結果に基づく指導の充実を図ります。

2. 母子保健事業の推進

妊娠期の両親や新生児、乳幼児への健康診査や家庭訪問、健康教育・相談など、母子の心身の

健康保持のため、各種母子保健事業を推進し、心身の発育・発達の遅れの早期発見、早期対応を図ります。

また、平成31年4月に鹿島市保健センター内に設置された子育て総合相談センターは、妊娠・出産・育児に関する総合的な相談窓口としてのコーディネートの役割を担っております。支援が必要な方の支援プランを作成し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援を行います。医療、福祉、教育などの各種機関と情報共有・連携を行い、必要に応じて一緒に支援を行います。

3. 親の子育て意識向上への取組み

健全な子どもの育成のために、子育て支援センターの子育てサークルの活動を通して、親としての心構えなど意識の向上を目的とした子育て支援の充実を図ります。

(2) 医療・医学的なりハビリテーションの充実

〈現状と課題〉

障がいのある人にとっての医療及びリハビリテーションの充実は、病気の治癒だけでなく、障がいの軽減を図り、就労や地域社会への参加を促進するためにも不可欠です。また、定期的な医学管理を必要とする障がい者の増加や、障がいにもなう二次障がいの予防に対応するためにも、障がい者の健康管理や医療の充実を図るための施策を展開していく必要があります。

障がい者に対するアンケート調査の結果をみると、身体障害者の障がいの原因は、「後天性疾病」が圧倒的に多い(50.0%)ことがわかります。障がいの原因となった後天性疾病としてあげられた疾病名の内訳をみると、「心臓疾患」(36.2%)や「脳血管障害」(14.9%)が多く、このことから生活習慣病の予防対策として進めている健康教育、健康相談、健康診査、機能訓練、訪問指導等が障がいの予防に一定の効果をもたせると考えられます。

特に、障がいの早期発見、障がいの重複化及び高齢社会の進展、医療技術の進歩等により、治療だけでなくリハビリテーション、保健指導、看護等に対するニーズは大幅に増大し、質的にも高度化、多様化してきています。これにともなって、医師、歯科医師のほか保健師、看護師、歯科衛生士、理学療法士、作業療法士等の専門従事者の養成・確保とともに、それぞれの職種の資質向上を図る必要が生じています。

しかしながら、本市では、障がいのある人に対する医療やリハビリテーションを行うことができる医療機関は少なく、障がいによっては医療やリハビリテーションは、市外の医療機関に頼ら

ざるを得ません。

小児医療については、夜間や休日の医療体制を整えるため、休日は「鹿島市休日こどもクリニック」、夜間は「南部地区小児時間外診療」にて小児科診療を行っています。

〈具体的施策〉

1. リハビリテーション体制の体系的整備

障がいから生じる合併症や日常生活能力の低下を生み出さないために、適切な治療やリハビリテーションなどの正しい知識の普及に努めるとともに、医療を受けるための相談窓口を充実することで、保健・医療・福祉の連携を図ります。

2. 医療や経過観察が必要とされた人への事後指導の充実

生活習慣病は、放置しておくと重症化し障がいを引き起こす原因となります。

まず、生活習慣病に着目した健康診査の受診率向上に努めます。また、健診結果にて、生活習慣の見直しが必要な方には保健指導を実施し、重症化が心配される方には重篤な疾患を引き起こさないよう医療機関と連携していきます。

3. 医療サービスの充実

市民が身近なところで安心して医療を受けられるよう、地域医療の整備を検討し、医療機関相互の連携の強化を図ります。

4. 経済的負担の軽減

障がいの軽減や機能の改善、医療にかかる経済的負担の軽減を図るため、「重度心身障害者医療費助成」や「自立支援医療」の適切な利用を促進します。

(3) 心と体の健康づくりの推進

〈現状と課題〉

精神医療や相談窓口の充実により、精神疾患を初期の段階で発見し、早期に治療することで、重症化の防止や軽減も可能となります。しかし、精神障害に対する理解はまだ十分とは言い

難しく、根強い偏見も残っており、早期対応、早期治療に結びついていない現状があります。今後は、精神的健康の保持・増進も含めた環境整備が必要です。

疾病予防については、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問などの保健事業を推進するとともに、脳血管疾患などにより低下した心身機能の維持・増進・回復を図るため、機能訓練事業を実施していますが、今後も、生活習慣病予防対策や、不安、ストレスなどのメンタルヘルス対策なども重点的に推進していくことが求められています。

〈具体的施策〉

1. 疾病や障がいの予防対策の推進

疾病や障がいの予防を図るため、各種健（検）診や健康教育・相談・家庭訪問など、保健事業を推進します。特に、生活習慣病の予防対策に重点的に取り組みます。

2. 各種機能訓練の充実

心身機能の維持・増進・回復を図るため、日常生活動作訓練やレクリエーションなどの機能訓練を推進します。また介護保険要介護・要支援認定者を対象とした通所リハビリテーション、要介護・要支援認定外の高齢者を対象とした通所型介護予防事業が相互に連携しながら必要な方が必要な支援を受けられる体制の確保に努めます。

3. メンタルヘルス対策の展開

うつ予防やひきこもり予防など、メンタルヘルス対策の推進を図るため、こころの健康相談や講座・教室の開催、家庭訪問などを実施します。

4. 精神障害のある人への支援の促進

精神障害に関する訪問指導の充実を図ります。また、精神障害のある人の安定した社会生活を維持するため、医療機関や障がい者支援機関、保健福祉事務所等との連携を強化します。さらに精神障害のある人の家族が、精神障害に対する学習や意見や情報の交換を行いながら親睦が図れるよう、家族会の運営を支援します。

5. 自立支援医療、重度心身障害者医療制度の周知

パンフレットや広報紙などにより、自立支援医療や重度心身障害者医療制度などの医療費公費負担制度の周知に努めます。

6. 精神障害などに関する啓発・広報の推進

学校・企業などと連携した講演会などの実施や、パンフレット・広報紙などにより、心の健康づくりや自殺予防、精神障害などについての普及啓発に努めます。

7. 自殺防止対策の推進

自殺を図る人はその時点で何らかの精神疾患に罹患していると言われており、本市では自殺が毎年数件発生しています。令和2年3月に策定した「いのち支えあう鹿島市自殺対策計画」をもとに、地域や医療・各関係機関との連携強化・ゲートキーパー※研修による人材育成・市民への普及啓発・こころの健康相談等による相談体制の充実等の生きることの包括的な支援を推進し、「誰も自殺に追い込まれる事のない社会」の実現を目標に自殺者ゼロを目指します。

3 療育・教育体制の充実

障がいのある、なしにかかわらず、すべての子どもが共に教育を受けられるよう、特別な支援の必要な子ども一人ひとりの教育的ニーズをきめ細かく把握しながら、適切な支援を行うことが重要です。そして、障がいのある子どもに対する教育・育成においては、その子どもが持っている能力を最大限に伸ばし、将来社会の中でいきいきと希望に満ちた生活を送ることができるよう、社会的に自立するための生きる力を身につけることが目標となります。そのためには、できるだけ早期に障がいを発見し、必要な療育と支援を行うこと、また一人ひとりの障がいの種別・程度、能力・適性等を考慮し、適切な教育を通じて、必要な支援を行うことが重要です。障がいがあるために、他の様々な能力を発達させる機会が妨げられることのない教育支援体制が確立されなければなりません。

また、教育は学校だけで行われるものではなく、社会に出てもさまざまな事柄を学習していくことが必要であり、それは障がいのある人が社会参加し、生活の質を高めるためにも大切なことです。今後も様々な施設を利用して障がいのある人が積極的に学習活動を行えるよう、講座内容の充実や障がいのある人の利用に配慮した施設・環境づくりを進めることが大切です。

(1) 特別支援教育体制の充実

〈現状と課題〉

平成19年度から、これまでの障がい児教育のあり方が見直され、教育に特別のニーズのある子を含めた「特別支援教育※」が本格的に導入されています。LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥／多動性障害）、ASD（自閉症スペクトラム）など、特別支援教育の対象となる児童生徒の量的拡大や障がい種別の多様化による質的な複雑化に対応できる体制を整えていく必要があります。

また、地域の現状としても特別支援学校の児童生徒や児童発達支援・放課後等デイサービスの利用者が急激に増加しているなど、特別支援教育を必要とする児童生徒は増加傾向にあり更なる受入れ体制の充実が求められています。

本市では、各小中学校に特別支援教育校内委員会を設置して相談支援体制を強化するほか、特別支援学級、通級指導教室を開設し、障がいのある児童生徒個々に応じた教育支援体制をとっています。

〈具体的施策〉

1. 教育相談、教育支援体制の充実

多様な教育相談に対応できる体制を整えるとともに、障がいのある児童生徒個々の実態に即した教育を進めるため、本人、保護者の意向を尊重しながら適切な教育支援に努めます。

2. 特別支援教育の支援・相談研修の実施

特別な支援を必要とする児童生徒が在籍する学校・保護者に対して専門家による具体的な指導助言や相談の実施、研修会の開催などを行います。

3. 通級指導教室の開設

ことばとまなびの通級指導教室を開設し、児童生徒一人ひとりの個別の指導計画のもと、就学から卒業まで系統だて、指導・支援を行います。

4. 校内特別支援教育委員会活動の充実

各校に設置された特別支援教育委員会の活動を、特別支援教育コーディネーターによる活動の活性化等を通して、充実させます。

(2) 特別支援教育の推進

〈現状と課題〉

ノーマライゼーションの観点からいえば、障がいのあるなしにかかわらず、等しく教育を受けられるよう、学校施設の整備の問題や障がいのある児童生徒に対する正しい認識など、障がいのある児童生徒が他の子どもたちと同様に学校生活を送ることができる体制を作っていくことが必要です。そのため、ハード面では学校等の建物・設備のバリアフリー※化を進め、ソフト面では特別支援教育を専門とする教員の配置等をさらに充実させる必要があります。

本市では、小中学校で個別の支援計画を作成し、それに基づき、就学相談・支援を行い、本人の適性に応じた進路指導を行っています。

〈具体的施策〉

1. 特別支援教育の推進

特別支援教育コーディネーターを中心に、教職員の特別支援教育に対する理解の促進に努めながら、児童生徒一人ひとりの能力や個性に応じた特別支援教育を推進します。

2. 適切な教育支援・相談の確保

保健部門と教育部門が密接に連携しながら、一人ひとりの心身の状況に応じた適切な教育支援・相談の実施に努めます。

3. 学校の施設・設備の充実

学校施設のバリアフリー化や安全対策、情報学習機材の充実などに努めます。

4. 進路指導の充実

義務教育終了後の進路については、個々の障がいの程度、能力、適性等に応じた、多様な進路選択ができるよう、教育、労働、福祉、医療等の分野が連携をとりながら進路指導の充実に努めます。

5. 就労先の確保

卒業後の進路について、障がいのある生徒が自立して生活していけるよう、ハローワーク（公共職業安定所※）や一般企業等と十分な連携をとり、就労先の確保に努めます。

（3）就学前保育・教育等の充実

〈現状と課題〉

障がいの発見から療育・教育まで、それぞれの施策が一貫したシステムとして機能するよう、医療機関、教育機関、行政の連携を密にして、障がいのある子ども個々の状況に応じた適切な支援・訓練・教育が行えるよう努めることが必要です。

本市では、乳幼児健診の際に発達が気になる幼児の保護者に対し育児相談を行い、発達障がい児の早期発見に努めています。発達障がい児については、市内全保育所で障がいのある子どもの受け入れが可能であるほか、児童発達支援事業所の「すこやか教室」で言語訓練や音楽療法、理学療法※等を行い、小学校での集団生活を行うことができる基本的な訓練を行っています。

〈具体的施策〉

1. 早期療育の充実

障がいの早期発見から早期療育への迅速な対応を行い、障がいのある子どもができるだけ早い段階で適切なサービスを受けられるよう、医療、教育、行政等の障がいのある子どもにかかわる各機関との情報の共有化や連携を行います。また、保健部門と福祉部門が連携し、保護者や障がいのある子どもの状態に応じた相談支援が行えるような体制整備を行うとともに、障がいのある子どもが保育園や学校で適切な教育を受けるために、「すこやか教室」において、言語・作業・理学・音楽の各療法によって集団生活の基礎的な訓練を行います。

2. 就学相談等支援体制の充実

就学相談、生活相談、教育相談を適切に行うため、教育委員会、小中学校などと連携を図り、適正な就学相談及び各種相談を実施し、一層の充実を図ります。

3. 障がいのある子どもの保育等の充実

障がいのある子どもの心身の状況を正確に把握することに努めるとともに、保育士の障がいに対する理解を深め、障がいのある子どもの発達が促進されるよう保育内容の充実を図ります。

4. 療育、教育相談、教育支援に関する広報の充実

障がいのある子どもの保護者の精神的な不安を緩和し、できる限り早い時期に相談を受けられるよう、障がいのある子どもにかかわる療育・教育相談や教育支援等について周知に努めます。

4 雇用・就労の促進

働くことを望んでいる人のだれもが、その適性と能力に応じた就業の機会を保障されなければなりません。障がいのある人がその適性と能力に応じた職業に就き、社会経済活動に参加することは、社会にとっても大変有益なことであり、障がいのある人自身の生きがいにもなります。

能力や障がいの状況に応じた職業能力開発の機会を確保するとともに、一般雇用や福祉的就労の促進に努めるなど、障がいのある人の雇用機会の拡大を図る必要があります。

(1) 一般就労の促進

<現状と課題>

障がい者の雇用・就労は、障がい者に対するアンケート調査の結果では、「就労している」と答えた人は、身体障害者が45.7%、知的障害者が37.5%、精神障害者が50.0%となっています。今後も公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター※と協力しながら、一般企業の障がい者の受け入れを推進していく必要があります。

障がい者の就労を推進するためには、障がい者自身の職業能力の開発、育成が不可欠です。しかしながら、民間企業における障がい者のための職業訓練は、ほとんど行われていないのが実状です。障害者総合支援法では特に障がい者の就業が、障がい者が地域生活を送るための大きな柱として掲げられており、就労移行支援や就労継続支援などのサービスが取り入れられました。本市でも、市内にこれらのサービスを行う事業所があり、障がい者の就労訓練に取り組んでいます。またこのほかにも市外での自立訓練なども行われています。今後も障がい者のための職業訓練に関する情報提供を行い、障がい者の職業能力の開発、育成につなげていく必要があります。

障がい者は就労先において様々な問題を抱えていることが少なくありません。アンケート調査の結果、「仕事が体力的につらい」、「体調を崩した時に休みが取りにくい」、「通院の時間が取りにくい」、「職場の人間関係がうまくいかない」といった悩みを抱えていることがわかりました。

公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターと協力しながら、これら障がい者の就職後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と就労定着支援を行うとともに、ジョブコーチ

制度※や就労定着支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていくことが今後も一層大切となってきます。

また、一般企業に対して障がい者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、障がい者への理解を深めてもらうことで、障がい者の一般企業への就労促進及び一般企業の障がい者の受け入れを推進していく必要があります。

〈具体的施策〉

1. 就労移行支援事業の利用促進

一般就労を目指しながら働くことができる場として就労移行支援事業の利用促進を図るとともに、就業・生活支援センターやジョブコーチ（職場適応援助者）などの活用を促進します。

2. 企業等に対する理解促進

ハローワーク等、雇用関係機関や特別支援学校などの教育機関と協力し、障がい者雇用にかかわる各種助成制度等の啓発・広報に努めます。また、精神障害者の雇用促進のために、民間企業等に対して精神障害について正しい理解を促すよう、啓発・広報に努めます。

3. 労働環境の整備促進

障がいのある人が自らの状況に応じて柔軟に就労することができるグループ就労や短時間就労などに対する企業・雇用主への理解を求め、無理のない就労環境の整備等の啓発に努めます。

4. 職場における障がい者理解の啓発

就労先で障がいのある人が偏見や差別的対応を受けることなく、安心して働くことができるよう、障がいのある人の職場の上司、同僚等に対する障がい者理解の啓発に努めます。

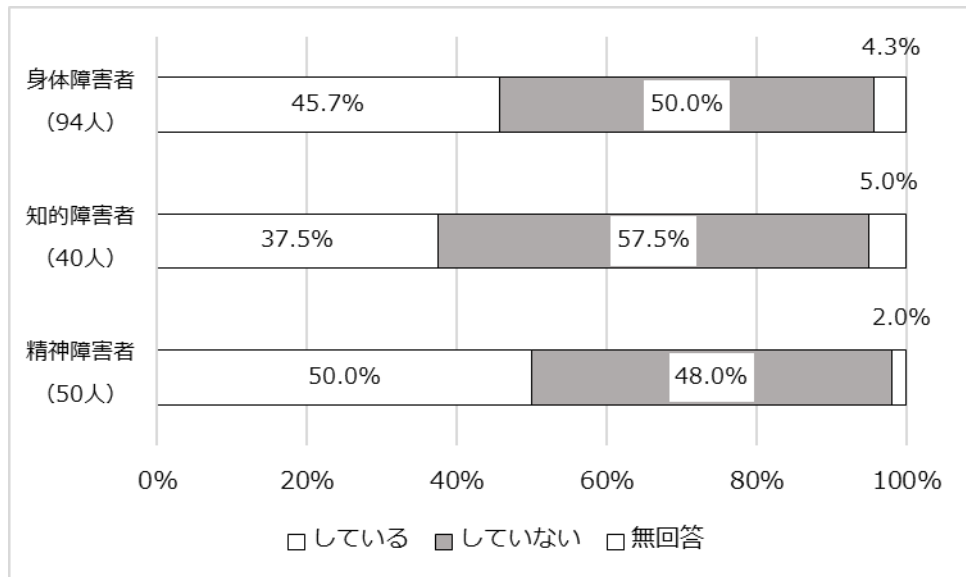
5. ジョブコーチ（職場適応援助者）制度の積極的活用による職場定着率の向上

ジョブコーチ（職場適応援助者）制度の普及啓発を行い、佐賀障害者職業センターを通じて、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所等のジョブコーチ派遣事業の活用や就労定着支援事業の活用を積極的に行い、障がいのある人の職場定着を促進します。

6. 法定雇用率の達成指導

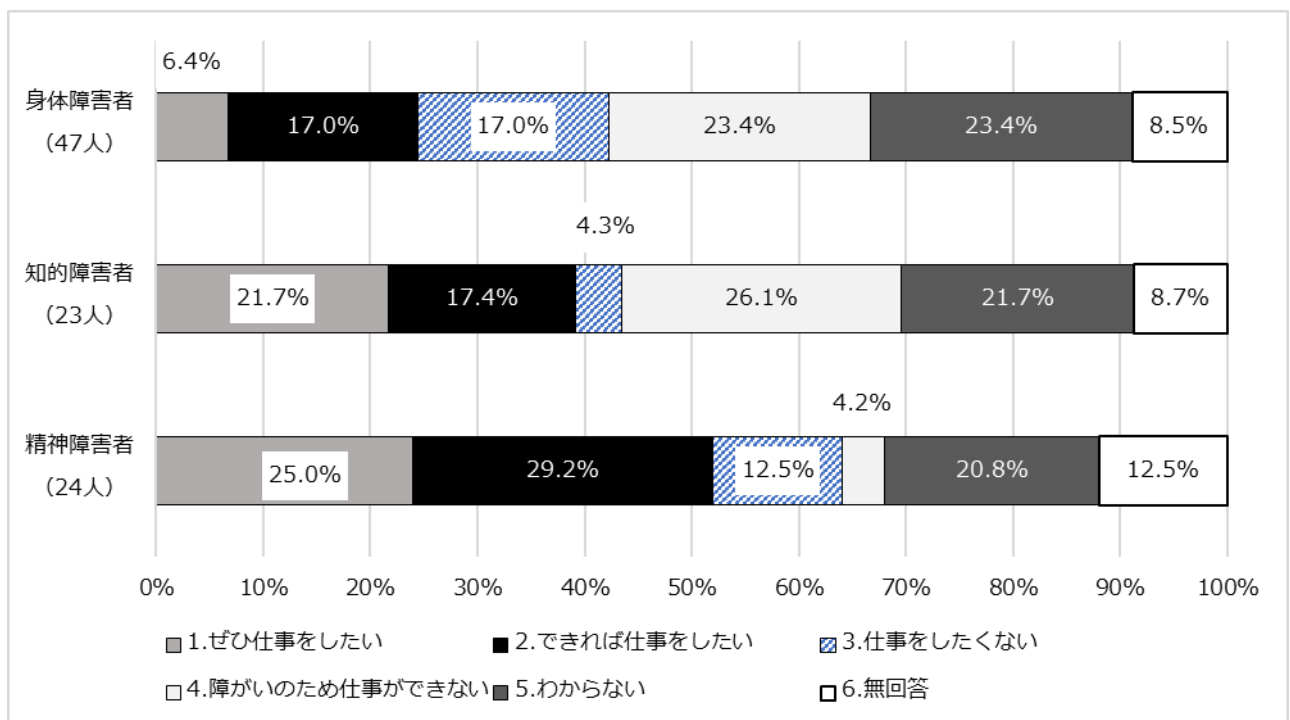
法定雇用率※未達成企業に対しては、関係機関との連携を図りながら障がい者雇用の促進についてなお一層の理解、協力を求め、雇用率達成を図ります。

○収入をとまなう仕事をしているか



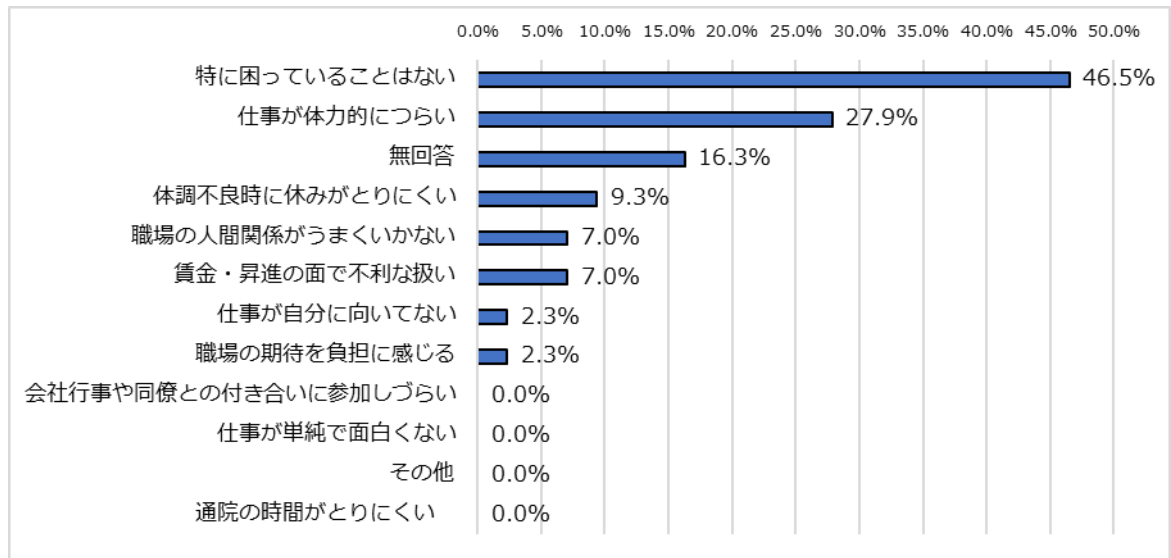
資料：アンケート調査結果

○未就労者の就労意欲



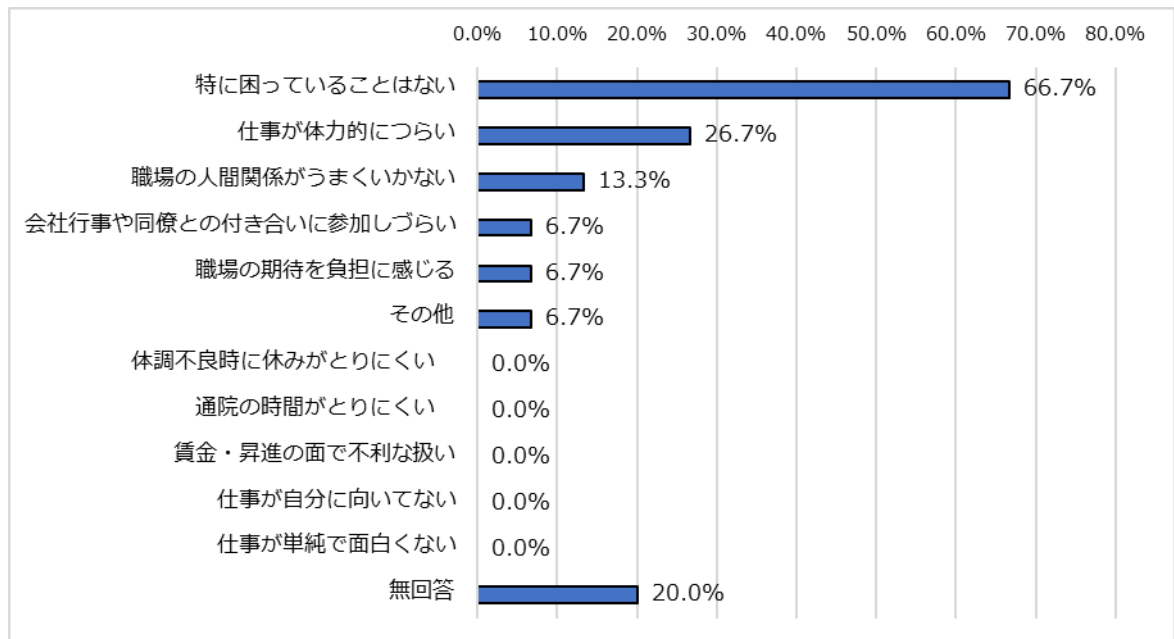
資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：身体障害者 43 人）



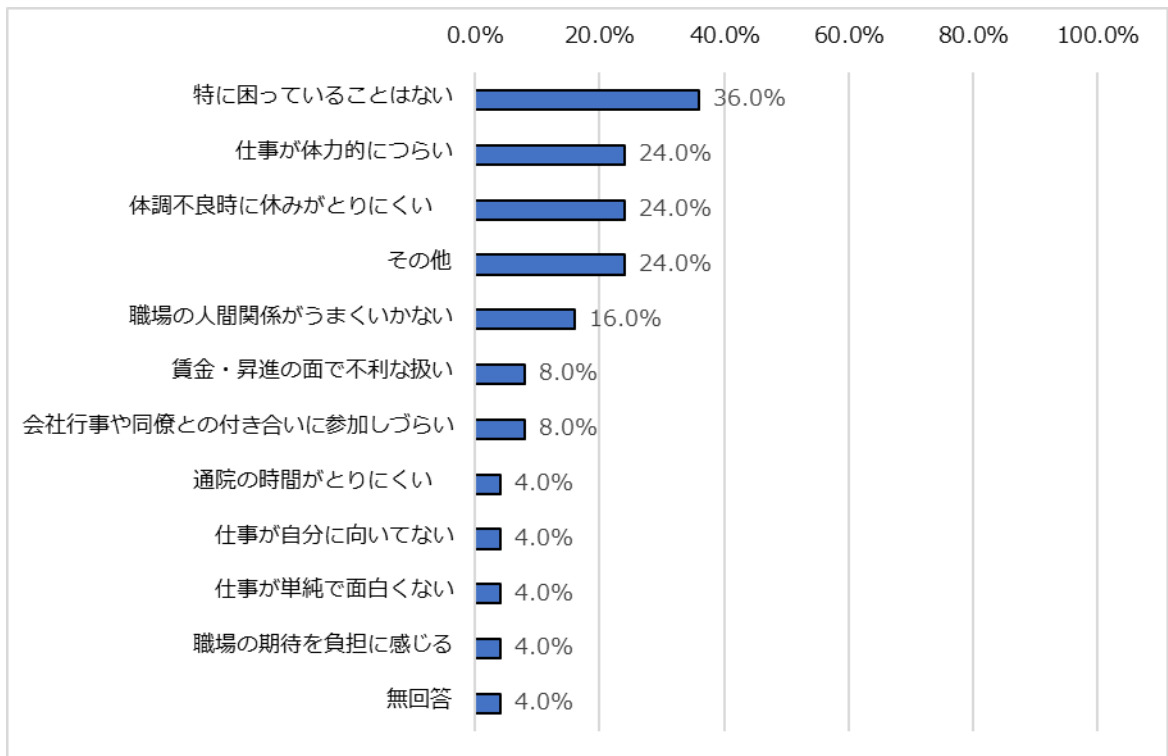
資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：知的障害者 15 人）



資料：アンケート調査結果

○仕事上の不満や困っていること（就労者：精神障害者 25人）



資料：アンケート調査結果

（２）行政組織における障がい者雇用対策の強化

〈現状と課題〉

市役所をはじめとする公的機関は、障がい者の雇用について先導的役割を果たすことが求められています。本市の行政機関についても今後も率先して障がい者雇用を推進する必要があります。

〈具体的施策〉

1. 障がい者の雇用促進及び雇用環境整備

今後も、市役所自身の法定雇用率の遵守に努めるとともに、関連組織での雇用の促進に努めます。また、障がいのある人が働きやすいよう、職員意識の啓発や、施設・設備等の環境整備を図ります。

2. 市職員への障がい者雇用条件整備の検討

市職員の採用については、障がいのある人に配慮した環境整備を行うとともに、採用後の職場環境や職員の意識改革なども含めて障がい者雇用の条件整備に努めます。

(3) 福祉的就労の充実

<現状と課題>

就労移行支援や就労継続支援、地域活動支援センター等への福祉的就労は、一般企業などで就労することが困難な障がいのある人に就労の機会を提供し必要な訓練や実習をすることができる場であり、障がいのある人が自立をしていくための重要な役割を担っています。

本市でもそれぞれの事業を行う事業所が活動を行っています。今後とも障がいのある人がその障がいの程度やニーズに応じた就労ができ、また各事業所が安定した経営や活動が行えるように、障害者就業・生活支援センター、公共職業安定所等の関係機関と連携を密にし、各事業所を支援していく必要があります。

<具体的施策>

1. 就労移行支援事業・就労定着支援事業・就労継続支援事業・地域活動支援センターの充実

障がいのある人の社会的雇用の場の充実を図るため、事業所と連携して、就労移行支援事業、就労定着支援事業、就労継続支援事業（A型・B型）や地域活動支援センター事業の周知や利用促進を図ります。

2. 障害者就労施設への優先調達

平成25年4月から施行されている障害者優先調達推進法に基づき、障害者就労施設で就労する障がい者や在宅就労障がい者の自立の促進のため、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図ります。

5 生活支援サービスの充実

障がいの部位（場所）、程度等はそれぞれ異なることから、障がいのある人が必要とする生活支援ニーズの種類は障がいのある人の数だけあるともいえます。障がいのある人が住み慣れた地域で生活するためには、様々なサポートが必要となってきますが、生活支援を行う際には利用者の立場になり、すべての障がいのある人のニーズに対応できる体制を構築することが求められます。

（１）障害福祉サービス等の充実

〈現状と課題〉

障がいのある人が希望する地域で安心して生活ができるように、障がいの状態やニーズに応じ、適切な支援が効率的に行われ地域と交わる暮らしの実現を目指します。

障害福祉サービス及び障害児支援に関しては、障害福祉計画において、地域の課題の解決に向けた目標や必要なサービス量を設定し、その実現に向けた方策を定めています。

今後も制度の適切な運用を図るとともに、市主体で行っているサービス制度についても、その確保やより一層の充実に努める必要があります。

〈具体的施策〉

1. 障害福祉サービス〔介護給付〕の充実

障害福祉計画に基づき必要なサービス量を確保するため事業者と協力・連携して、介護給付サービスの充実に図ります。

2. 障害福祉サービス〔訓練等給付〕の充実

社会福祉法人やサービス事業所等と連携して自立訓練や就労支援サービスを提供し、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センターなどの関係機関と協力・連携して、障がいのある方の就業支援を行います。

3. 障害児支援の充実

障害福祉計画に基づき必要なサービス量を確保するため事業者と協力・連携して、障害児支援の充実を図ります。

4. 地域生活支援事業の充実

地域生活支援事業は、障害者総合支援法第 77 条において、市が実施主体となる法定化された事業です。地域での生活を支える様々な事業を地域の実情に応じて実施します。

(2) 相談支援体制の充実

<現状と課題>

障がいのある人の持つ悩みや問題は、その人の障がいの部位や障がい程度、社会状況、年齢などいろいろな要因によって異なっています。家族や友人・知人のいる地域で安心して暮らしていくためには、日常生活で抱える諸問題を身近で相談でき、適切な助言を受けられる総合相談体制の確立が必要であり、それらの個々のケースに対応できる専門的な情報の提供が重要となります。

本市では、これまでも身体障害者相談員、知的障害者相談員等による活動や障がい者総合相談窓口には障害者支援相談員 3 人を配置し、来所や電話による相談のほか、訪問による相談を行い、障がいのある人が抱える様々な問題や希望に対応できるように配慮しています。

<具体的施策>

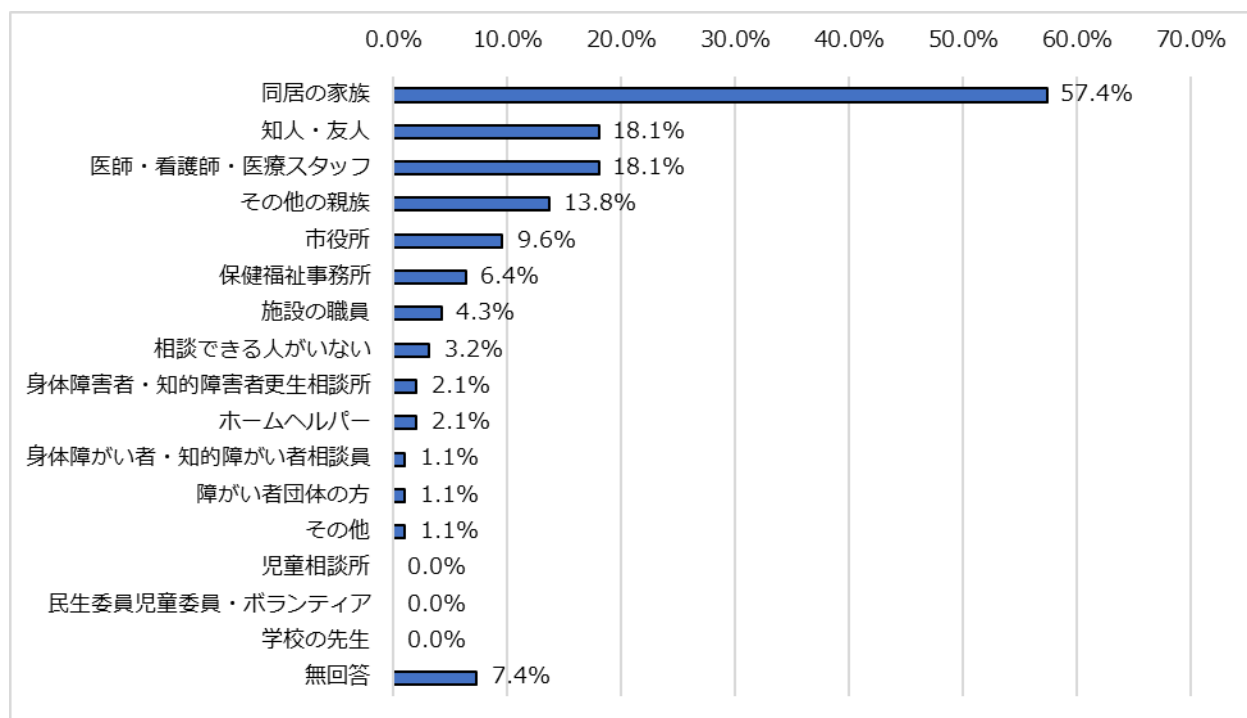
1. 市による相談の適切な実施

福祉課が障がい者支援の総合的な窓口になるとともに、市内各部局や地域の関係機関の相談ネットワークの構築に努めます。また、手話通訳者※の活用、プライバシーに配慮した対応など、きめ細かな配慮に努めます。

2. 相談機関の充実とネットワーク化の促進

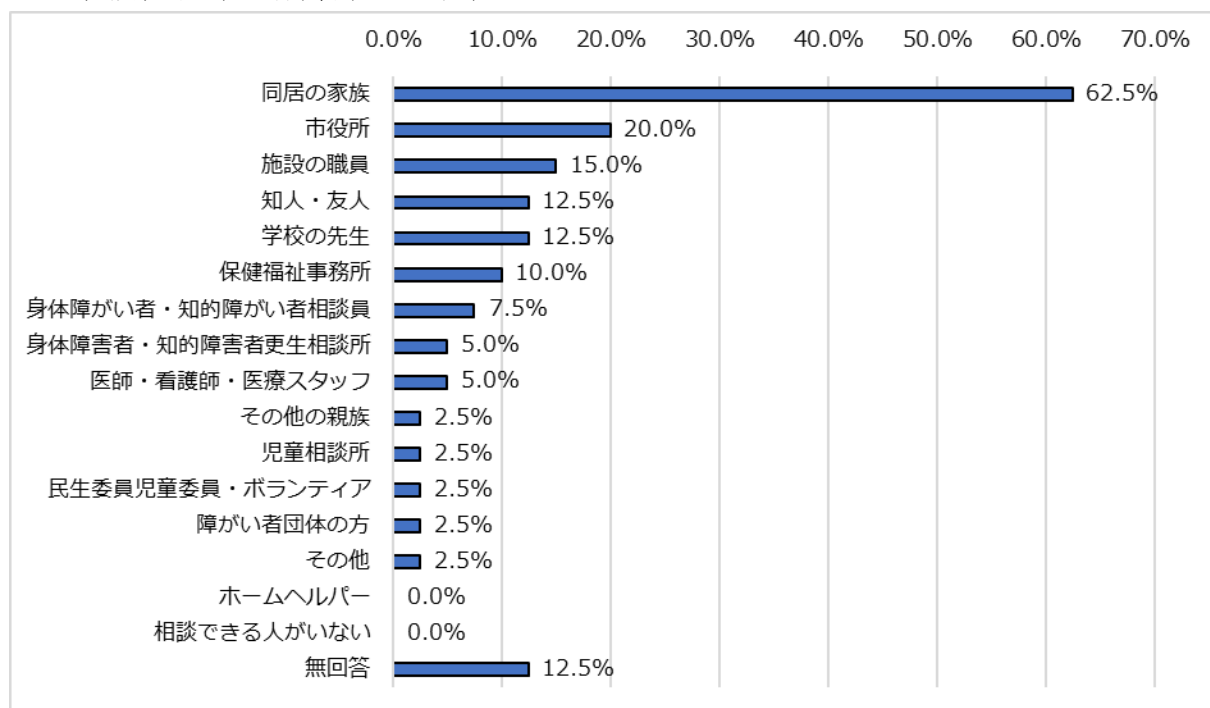
様々な状況の障がいのある人が気軽に相談や情報提供が受けられるよう、相談体制の充実を促進するとともに、杵藤地区自立支援協議会の開催等を通じて、広域でのネットワーク化を図ります。

○主な相談相手（身体障害者 94人）



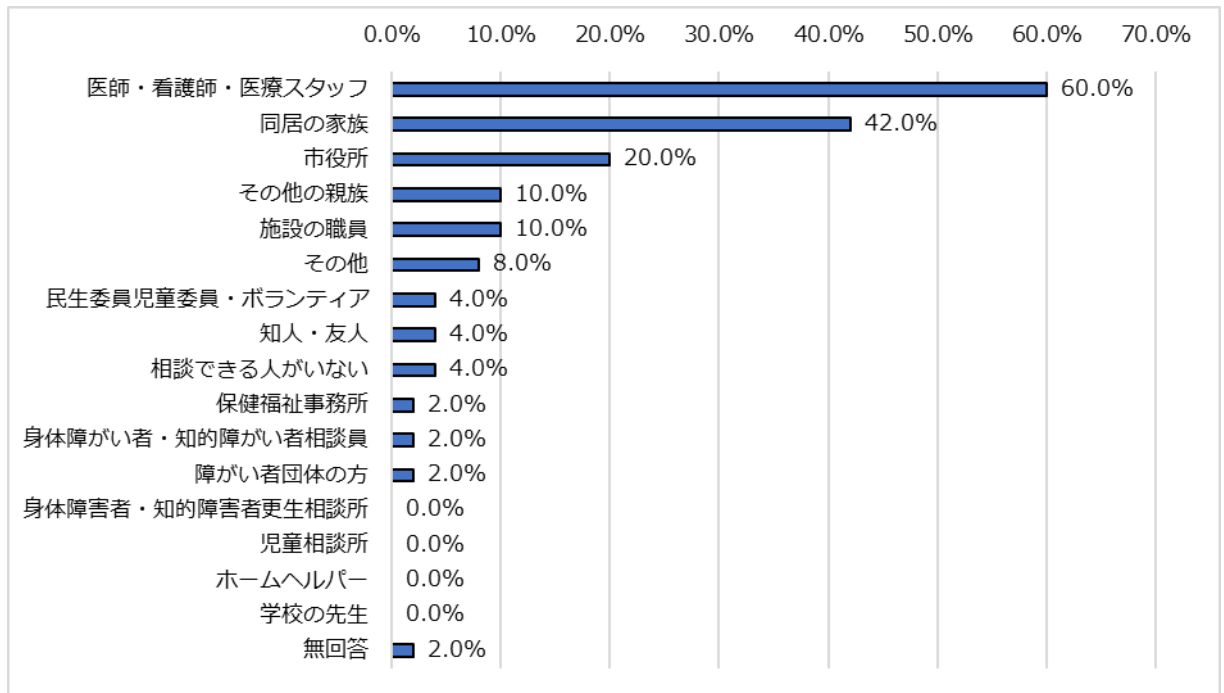
資料：アンケート調査結果

○主な相談相手（知的障害者 40人）



資料：アンケート調査結果

○主な相談相手（精神障害者 50人）



資料：アンケート調査結果

（3）コミュニケーション支援の促進

〈現状と課題〉

本市では、市の広報紙やホームページによってサービス等の周知を図っていますが、サービスを利用する側にとってわかりづらい面もあり、必ずしも十分に成果が上がっているとはいえません。したがって、市ホームページの頁構成や文字の大きさに配慮したり、音声化を行ったりするなど、情報の取得にハンディキャップを有する視覚障害者や聴覚障害者への配慮を含め、今後も様々な情報提供手段を利用した継続的な情報提供によるサービス等の周知徹底が必要です。

有益な情報提供を実現するためには、その前提として有益な情報の収集が必要です。保健、医療、福祉等に関する最新の情報や資料を収集整理するとともに、その効果的な活用に努める必要があります。

また、ICT※（情報通信技術）の急速な進展は、日常生活に飛躍的な利便性をもたらす一方で、新たなデジタル・ディバイド（ICTの利用機会及び活用能力による格差）という問題を発生させました。特に、行動の制約をとまなう障がいのある人にとって、ホームページや電子メールは、非常に有効な情報収集・コミュニケーションの手段となっていることから、障がいによるデジタル・ディバイドが生じないように配慮し、情報のバリアフリー化を推進する必要があります。

障がい者アンケート調査の結果をみると、「パソコンとインターネットのいずれも利用していない」と回答した人が約半数を占め、障がい者の中にまだ十分にICTが普及しているとはいえない状況にあります。今後、ICTの利用啓発も含め、障がいのある人が十分にその恩恵を実感できる生活の実現を図る必要があります。

〈具体的施策〉

1. 情報・意思疎通支援用具の給付・貸与の実施

地域生活支援事業の「日常生活用具給付等事業」による情報・意思疎通支援用具の給付・貸与を実施します。

2. 手話通訳者の活用促進と養成支援

地域生活支援事業の「コミュニケーション支援事業」による手話通訳者の派遣を行い、行事・イベントなどでの活用を図るとともに、手話通訳者の養成支援に努めます。

3. コミュニケーション手段の充実

手話、要約筆記等のボランティアの養成・派遣を促進し、障がいのある人のコミュニケーションを支援します。また市役所の窓口や図書館・生涯学習センターに情報・意思疎通支援用具を設置し、障がいのある人が手続き等を行う場合の支援や、図書やインターネットからの情報入手を支援します。

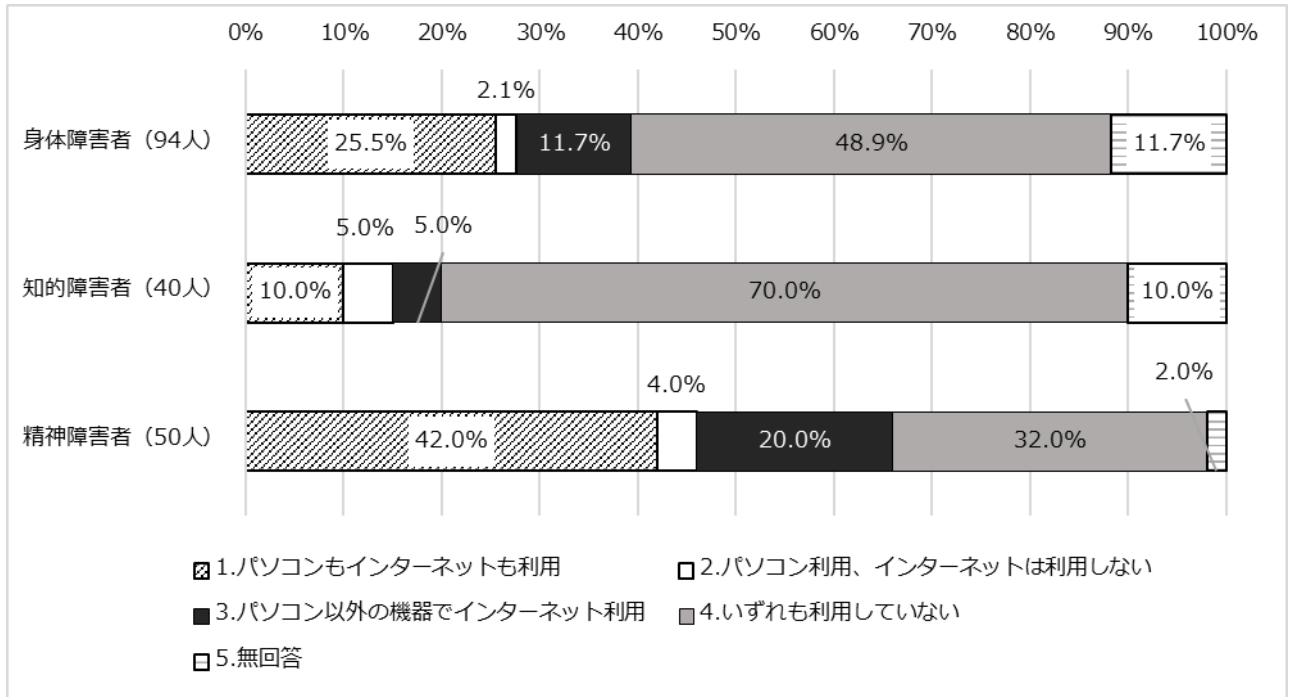
4. ICTの利用啓発

ICTを利用することで、障がいのある人の情報入手やコミュニケーションを支援し、社会参加の促進に努めます。

5. 多様な手段による情報提供の充実

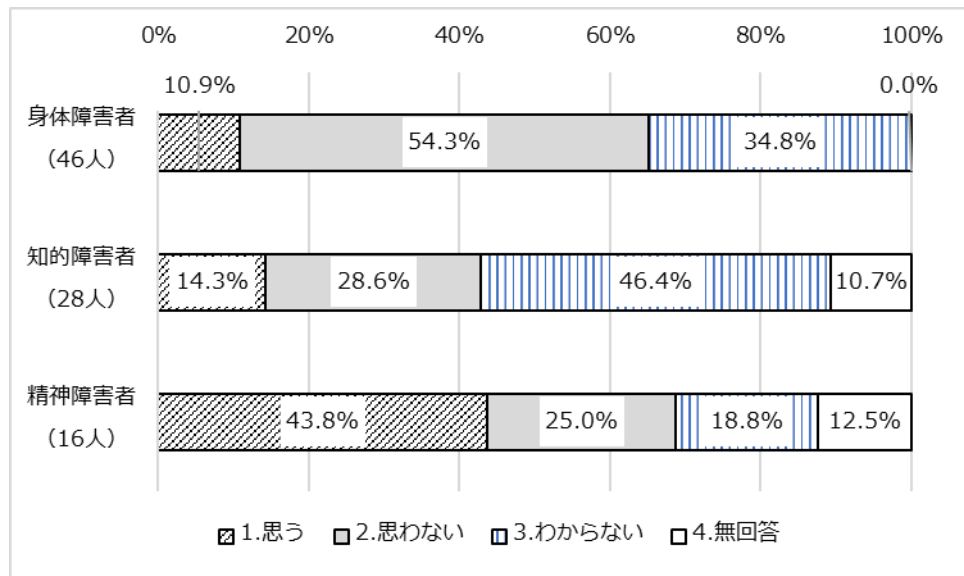
各種のサービス情報や施設情報、団体情報、イベント情報など、保健、医療、福祉に関する様々な情報資料については、プライバシーの保護に配慮しながら、市民の誰もが手軽に入手できるように、市報等の情報誌を広く配布するほか、市ホームページを活用した情報提供の更なる充実を図ります。

○パソコンやインターネットの利用状況



資料：アンケート調査結果

○パソコンやインターネットを今後利用したいと思うか
(いずれも利用していない人に対する設問)



資料：アンケート調査結果

(4) 権利擁護の推進

<現状と課題>

障がい特性により支援サービスが容易に利用できない、あるいは、身の回りのことや金銭管理ができないといった人への対応や、虐待や金銭詐取といった悪質な権利侵害の防止・救済など障がいのある人の権利擁護の強化が求められています。

成年後見制度※や日常生活自立支援事業※などの制度や事業の活用を促進しながら、障がいのある人の権利擁護に向けた体制づくりを一層進めていくことが求められます。

本市においても、障がい者の保護者の高齢化は避けようが無く、将来的に身寄りのない一人暮らしの障がい者が増加する恐れがあります。今後とも要援護者については、親族等に対し成年後見制度の利用を推奨するとともに、身寄りがない障がい者については積極的に利用促進を行っていく必要があります。

また、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」が平成28年に施行され、さらに佐賀県では平成30年9月に「障がいのあるなしにかかわらず、ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」が制定されるなど、社会生活のあらゆる場面における障がいを理由とした差別の解消についての取組が求められており、市においても相談窓口を設置し、住民への啓発活動などを取り組んでいます。

<具体的施策>

1. 成年後見制度の活用促進

成年後見制度の周知を行うとともに、地域生活支援事業の「成年後見制度支援事業」を活用し、身寄りのない重度の障がいのある人に対し、積極的に成年後見制度の活用促進を行うことでサービス利用と権利擁護を行います。

2. 日常生活自立支援事業の活用促進

社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業（あんしんサポート）の積極的な活用を図り、福祉サービスの利用や日常生活の金銭管理等の援助を行います。

3. サービス実施の際の権利擁護

福祉施設・学校・医療機関等での権利侵害の未然防止を図るため、第三者評価の実施を促進します。また、福祉サービス等に関する苦情については、佐賀県運営適正化委員会などと連携しながら相談・対応を強化します。

4. 虐待等の防止ネットワークの強化

鹿島市要保護者等対策地域協議会を中心に、家庭・施設・地域での「身体的虐待」、「性的虐待」、「心理的虐待」、「放棄・放任」、「経済的虐待」に対する防止ネットワークの強化に努め、障がい者虐待防止相談窓口を通じて虐待の防止や事件発生時の迅速な対応に取り組みます。

5. 障がいを理由とした差別の解消

「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」の趣旨に基づき、日常生活のさまざまな場面で、障がいのある人に合理的配慮※を行うことを通じて共生社会の実現を目指すため、市に相談窓口を設置し、さらに市民の意識啓発のための広報活動を行います。

6 生活環境の整備・充実

障がいのある人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境は、すべての市民にとっても安全で、便利で、快適な環境であるといえます。生活を営む上での物理的、社会的、制度的及び心理的なあらゆる障壁を除去するだけでなく、障がいのある人に対して配慮することを特別なこととせず、あらゆる人にとって暮らしやすい空間やまちを創出していく必要があるといえます。

(1) 障がいのある人にやさしい公共空間の確保

〈現状と課題〉

障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境の整備を推進するためには、障がい者が安心して生活できる住宅の確保、建築物、公共交通機関等のバリアフリー化を推進するとともに、人にやさしいまちづくりを推進し、誰にとっても生活しやすく、活動しやすい場所にすることが必要です。

県下においては、佐賀県福祉のまちづくり条例（平成10年佐賀県条例第7号）が制定されており、公的施設に留まらず、民間施設においても、ハード・ソフト両面における広報啓発、指導が行われています。特に障がい者等にあらかじめ障がい者用駐車場の利用証を交付するパーキングパーミット制度は、全国に先駆けて導入され、現在では全国の多くの都道府県で利用されている制度となっております。このほか設備や広さなど誰もが利用しやすいように配慮されたトイレを「みんなのトイレ」として認定し表示、広報する取組みなどユニバーサル・デザインについての取組が行われています。

本市においても、県の取組みに連動しユニバーサル・デザインの推進に力を入れ、高齢者、障がい者を含むすべての人が、自由に行動し、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりを進めていく必要があります。

〈具体的施策〉

1. 公共施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

公共建築物や道路、公園などの建設や整備にあたっては、障がいのある人にやさしい公共空間づくりに配慮していきます。そのため、可能な限り、直接、障がいのある人の意見を聞き、整備計画に反映させていくよう努めます。

2. 民間公益施設のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

バリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を促進するため、駅や店舗などの公共的施設についても、あらゆる機会をとらえて関係機関に要請します。

(2) 移動手段の確保

〈現状と課題〉

障がいのある人にとって、移動手段を確保することは非常に重要な意味を持っています。移動手段を確保することによって、障がいのある人は外出に対する抵抗感が少なくなり、日常生活の行動範囲が飛躍的に拡大します。それは、障がいのある人の自立した生活を推進するとともに、積極的な社会参加につながっていくものです。

障がい者や高齢者が安全かつ身体的負担の少ない方法で公共交通機関を利用できることや、障がい者や高齢者に配慮された交通機関を導入すること、そして、それら交通機関の円滑な連携と利用に際しての配慮などが必要となってきます。本市では、重度の障がい者（身体障害者手帳：1～2級、療育手帳：A、精神保健福祉手帳：1級の所持者）に対して福祉タクシーチケットを発行し、その外出費用について助成を行っており、平成30年度からは施設入所者にも福祉タクシーチケットの交付を行い助成対象の拡充に取り組んでいます。

〈具体的施策〉

1. 公共交通機関の充実促進

生活実態に合わせた運行体系の見直しや、ユニバーサルデザインに配慮した公共交通環境の形成など、安心して外出できるような移動手段の維持・確保のために関係機関と連携・協力を強化します。

2. 交通安全対策の推進

歩道やガードレール、点字ブロックなどの施設整備に努めるとともに、交通安全教室等により交通安全に関する意識啓発に努めます。

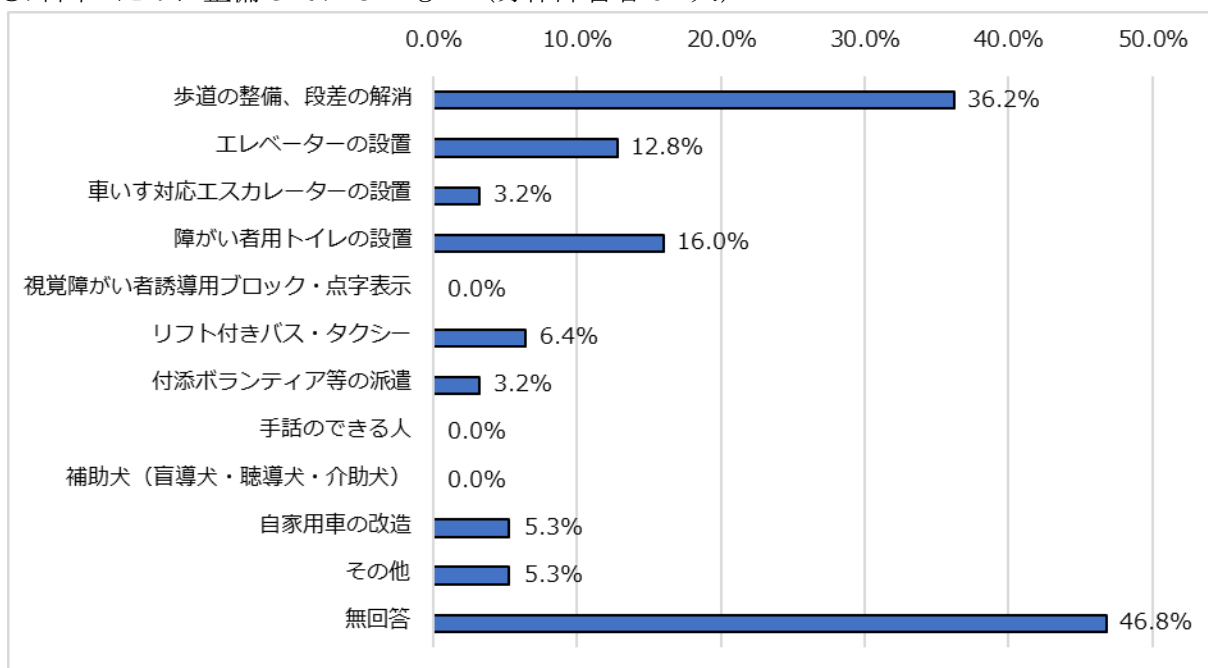
3. 各種外出支援サービスの充実

障がいのある人の状況や外出目的などに応じて、地域生活支援事業の「移動支援事業」やその他の事業を提供します。

4. 外出に関する経済的支援制度の活用促進

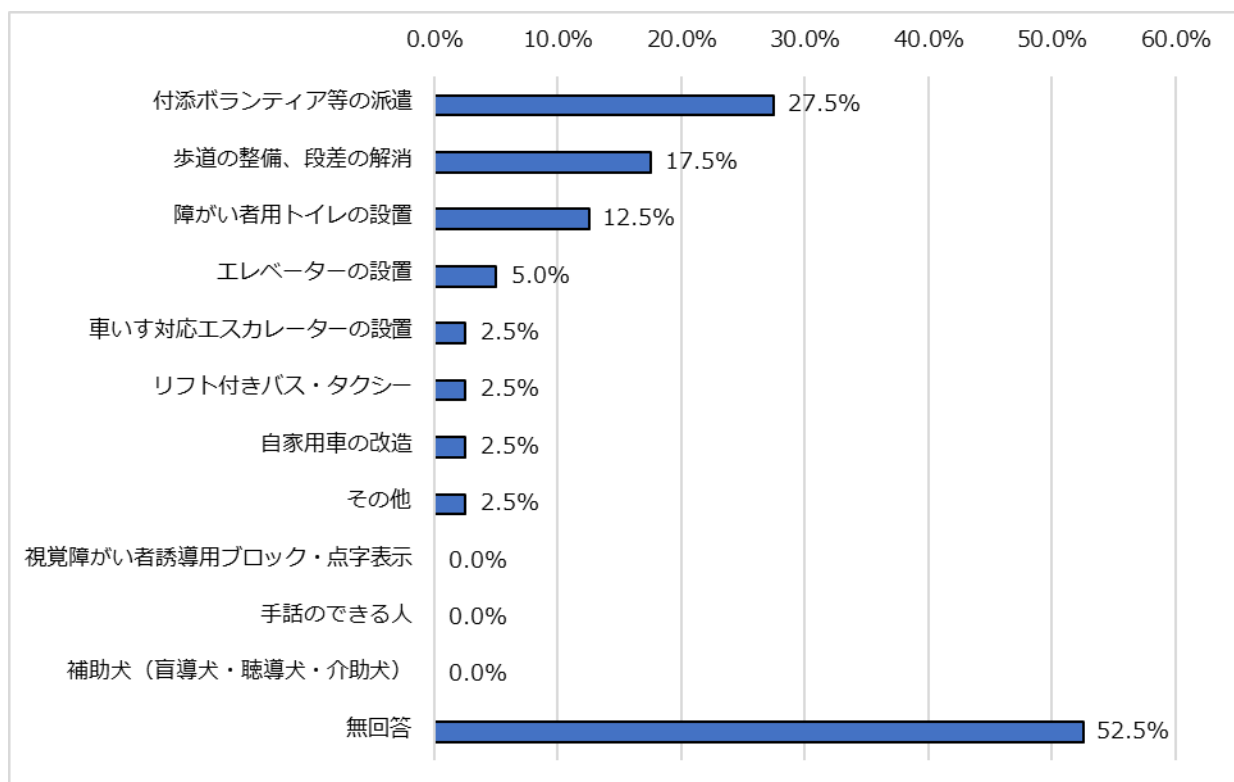
外出に関する経済的支援制度として、手帳所持者を対象とする「自動車運転免許取得費補助事業」や身体障害者（肢体不自由）を対象とする「自動車改造費助成事業」及び重度障害者（身体障害者手帳2級以上、療育手帳A、精神保健福祉手帳1級）を対象とする福祉タクシーのチケット配布を実施するとともに、国や業界団体の制度として、JR・バス・タクシー等の運賃や有料道路通行料金の割引制度の利用を促進します。

○外出のために整備してほしいもの（身体障害者 94 人）



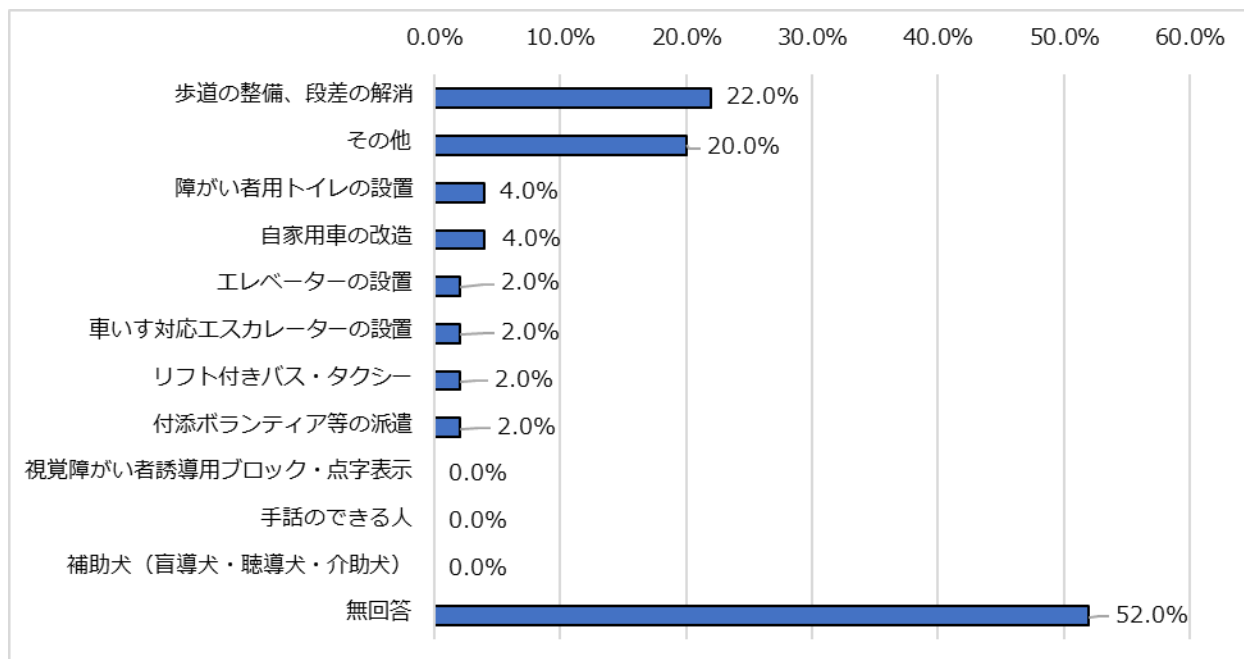
資料：アンケート調査結果

○外出のために整備してほしいもの（知的障害者 40 人）



資料：アンケート調査結果

○外出のために整備してほしいもの（精神障害者 50 人）



資料：アンケート調査結果

(3) 住宅環境の整備

<現状と課題>

障がいのある人が住み慣れた地域の中で自立し、生活を営んでいくためには、生活の拠点となる住宅の確保が必要となります。その設備や立地条件は障がい者や高齢者に配慮されたものでなくてはならず、今後の市営住宅の供給や整備においては、これらの点に配慮されたものとなるよう努める必要があります。市内の障がい者に対するアンケートで、「住宅を改造したいところがあるか」とたずねたところ、「ある」と回答した人の割合は、身体障害者が33.0%、知的障害者が27.5%となっています。さらに、改造したいところが「ある」と回答した人のうち、「住宅を改造することができると思うか」とたずねたところ、「思わない」と回答した人の割合は、身体障害者が58.1%、知的障害者が81.8%となっています。その理由をたずねたところ、「資金がない」と回答した人が最も多く、住宅を改造したいというニーズはあっても、資金的な問題で改造することをためらったり、諦めたりしているといった現状がわかります。

本市では、日常生活用具の支給により住宅の一部のバリアフリー化を行うことができますが、住宅全体のバリアフリー化や建て直し等の資金提供には対応できていないのが現状です。

<具体的施策>

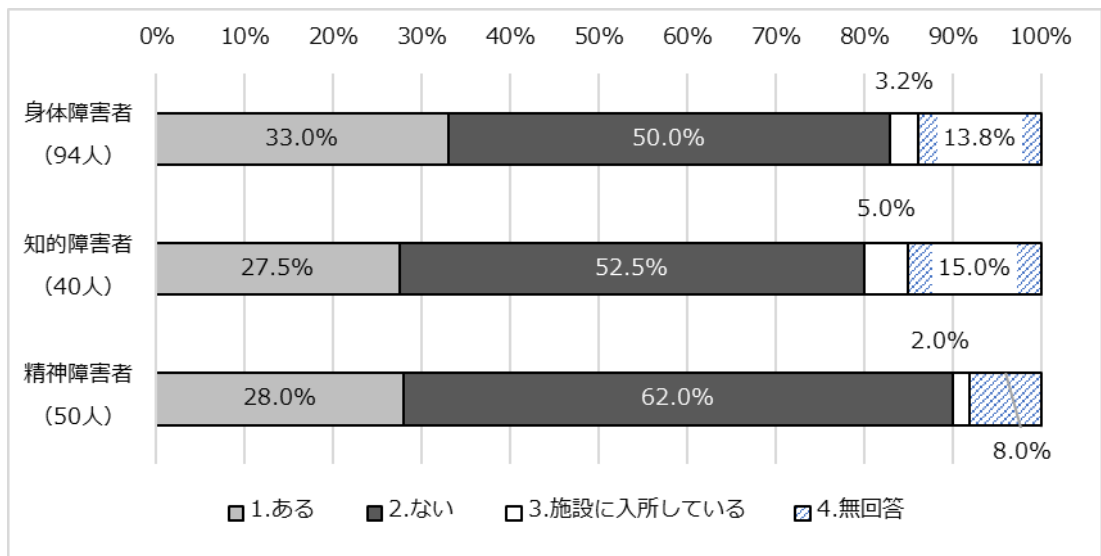
1. 住宅改造の促進

地域生活支援事業の「日常生活用具給付事業」により民間住宅の住宅改修を促進し、バリアフリー、ユニバーサル・デザイン化を図ります。

2. 公営住宅のバリアフリー、ユニバーサル・デザイン化の推進

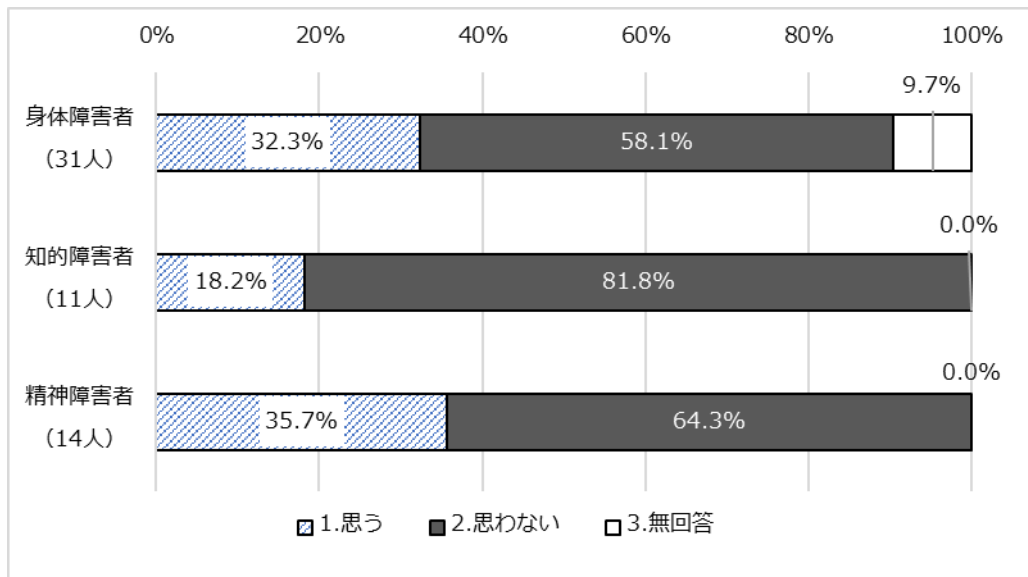
公営住宅については、改修の際にバリアフリー、ユニバーサル・デザインの適用に努めます。

○住宅を改造したいところがあるか



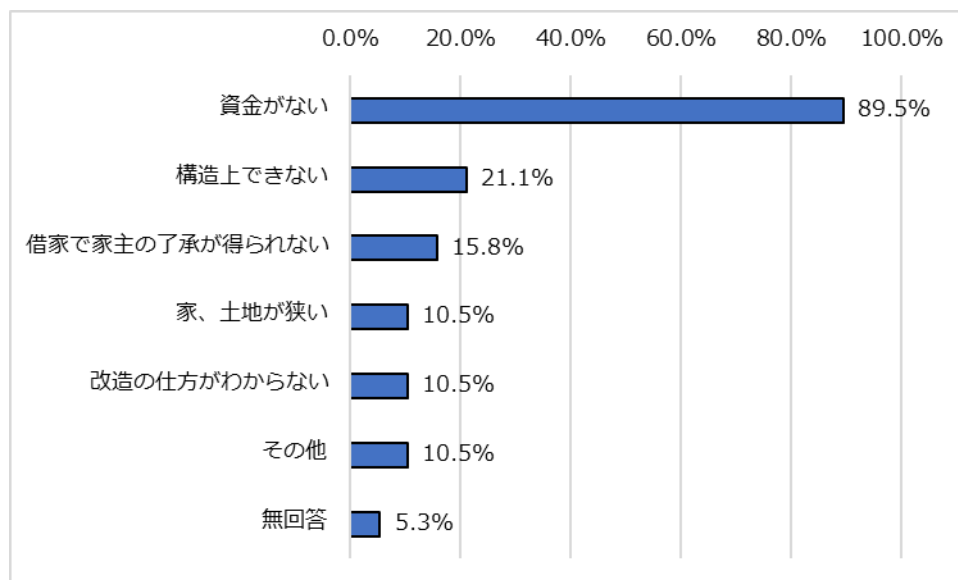
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造することができると思うか



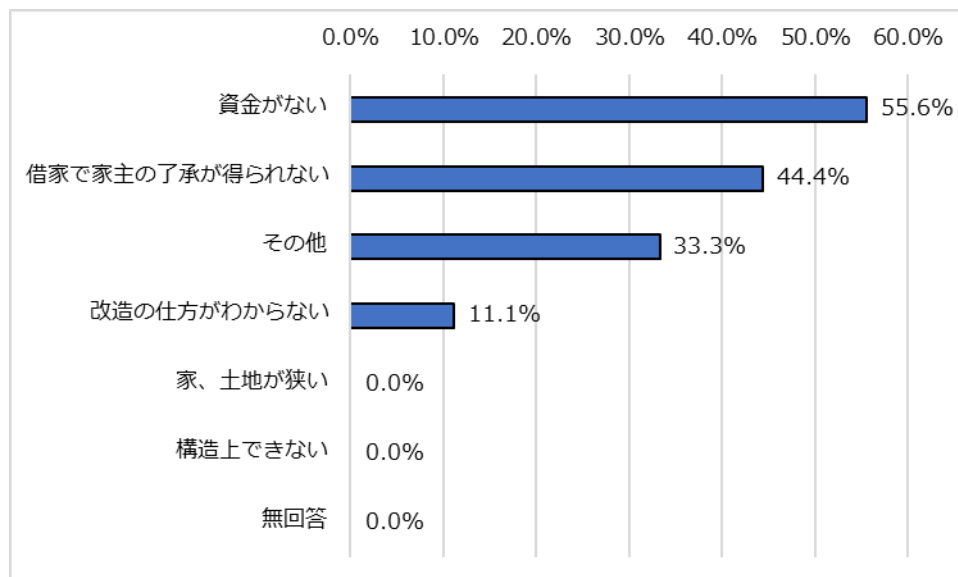
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（身体障害者 19人）



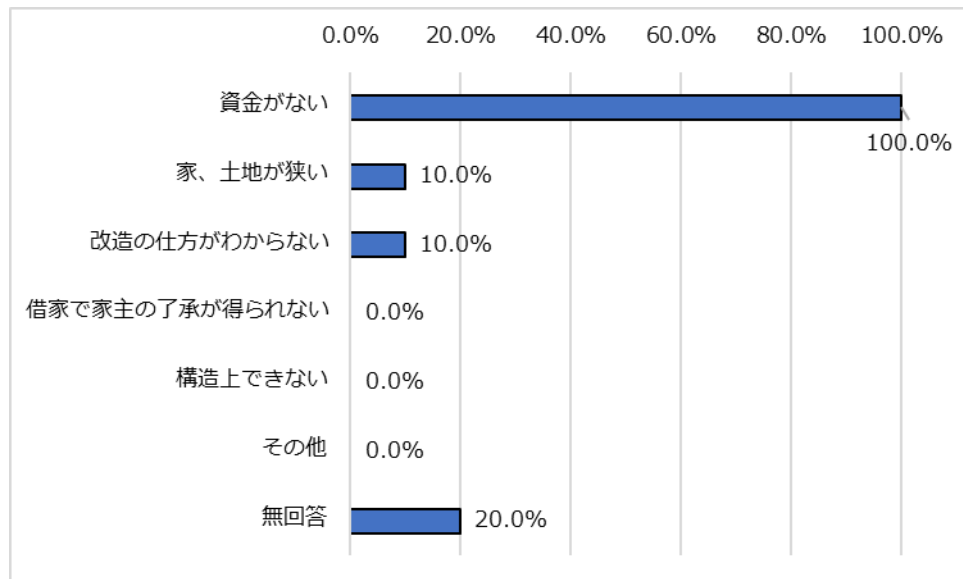
資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（知的障害者 9人）



資料：アンケート調査結果

○住宅を改造できない理由（精神障害者 10人）



資料：アンケート調査結果

（４）生活安全の確保

〈現状と課題〉

障がいのある人が安心して地域で生活するためには、火災や地震等の災害が発生したときなどの非常時において、情報の伝達や避難支援等が迅速かつ的確に行われ、被災の影響を最小限にとどめることが大切です。

本市では、防災行政無線の屋内放送システムや、登録制のメールサービス等により災害時の情報提供に努めていますが、今後も関係機関や地域と密接な連携をとりながら、災害のみならず犯罪などの被害にも遭いやすい障がい者や高齢者に対するきめ細かな防災・防犯対策を継続的に実施していく必要があります。

また、自治会組織などの積極的な活用や自主防災組織の育成・強化を図り、自助・互助・共助・公助の意識の向上を図るとともに、避難行動要支援者に対する支援の体制づくりも必要となってきます。今回行ったアンケート調査によると、身体障害者の28.7%、知的障害者の60.0%、精神障害者の64.0%が避難場所、避難経路を「知らない」と回答しており、災害時に無事に避難できるかどうか「わからない」又は「避難できない（避難できると思えない）」という人は身体障害者の43.7%、知的障害者は67.5%、精神障害者も58.0%となっています。指定緊急避難場所はもとより、在宅避難や縁故避難など感染症対策を考慮した「分散避難」と災害時の各家庭での備蓄について、より一層の周知徹底を図るとともに、各施設においても防災訓練等の実施により災害時の対応力の強化を図る必要があります。

〈具体的施策〉

1. 安全・安心のネットワークづくりの推進

障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、災害時などの緊急時に備えて、自主防災組織や民生委員、社会福祉協議会、消防組織などと連携し、地域ぐるみで安全・安心のネットワークづくりを推進します。

2. 地域防災体制の充実

障がい者施設での防災対策の強化を促進するとともに、在宅の避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿の定期的な更新、関係者への配付を行い、地域住民や関係機関の協力のもと災害時における情報伝達や避難支援体制の充実を図ります。

また、障がいのある人が避難しやすい避難所の設置に努めるとともに、大災害時に身体障害者等が一定期間避難生活を行うための福祉避難所の拡充を図ります。

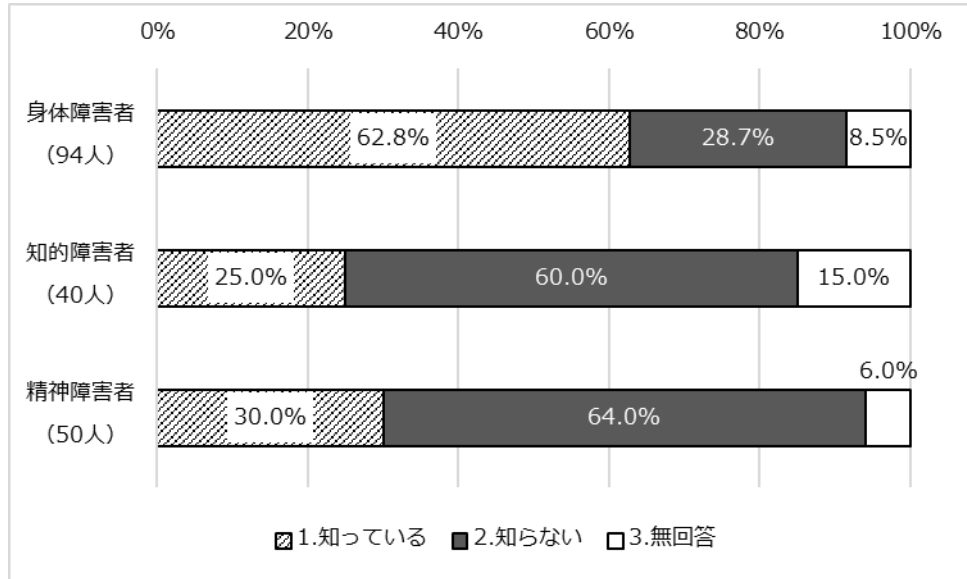
3. 地域防犯体制の充実

障がい者や高齢者への防犯意識の周知徹底や悪質商法等の消費者被害防止に向けた情報提供に努めるとともに、警察をはじめ民生委員や各種団体と連携し、戸別訪問など地域における防犯活動を促進します。またその一方で、障がいのある人が誤って加害者となってしまうことのないように、地域での障がいに対する理解が浸透するよう努め、犯罪被害の発生を未然に防ぐまちづくりを進めます。

4. 緊急通報システムの活用促進

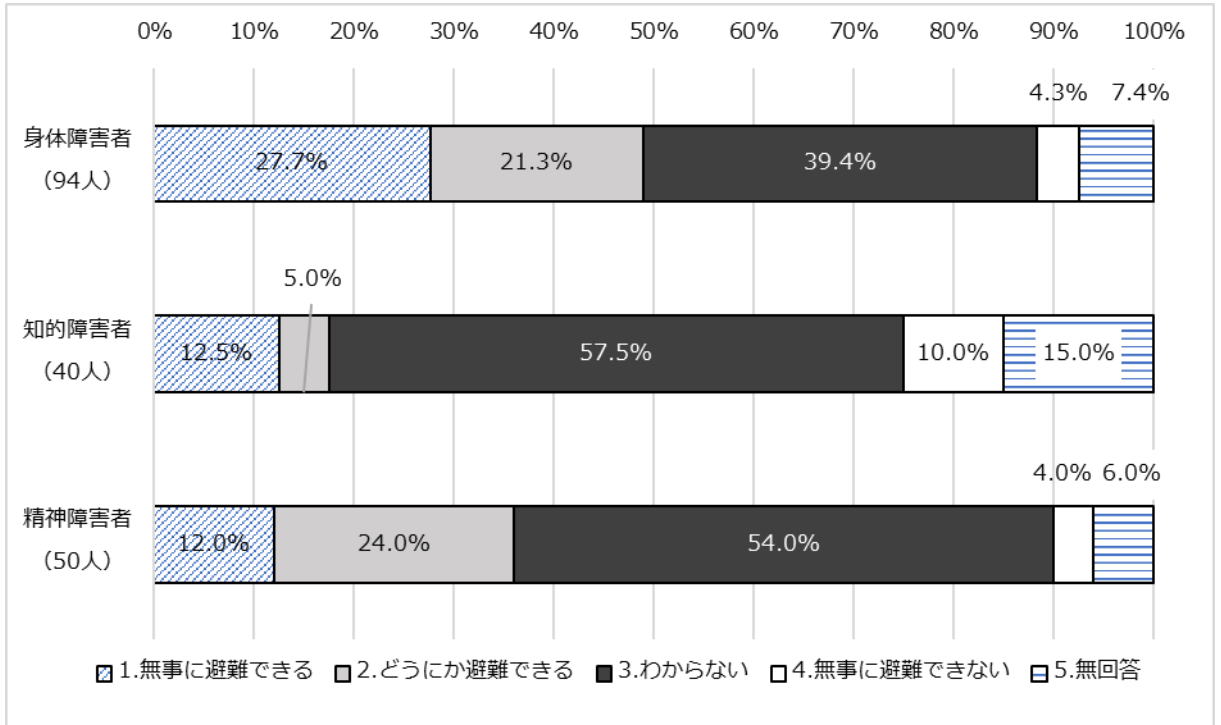
緊急時の通報手段の確保を図るため、緊急通報システムの活用を促進します。

○避難場所、避難経路を知っているか



資料：アンケート調査結果

○無事に避難できると思うか



資料：アンケート調査結果

7 スポーツ・生涯学習、社会活動への参画の促進

障がいのある人が多様な場に社会参加し、活躍できるためには、聴覚や視覚などに障がいのある人に対するコミュニケーション手段を確保し、障がいのある人の社会活動・自立を促進するとともに、障がいのある人の文化、スポーツ・レクリエーション活動に対する支援や生涯学習の機会の充実を図ることが大切です。

(1) スポーツ・レクリエーション活動への参加の促進

<現状と課題>

障がいのある人がスポーツ・レクリエーションや文化活動に参加することは、自立と社会参加を促進するだけでなく、生きがいのある豊かな生活を送る上で大変重要です。また、障がいのある人の健康増進やリハビリテーションにも役立ち、地域社会の人々の障がいのある人に対する理解を得る機会としても極めて重要です。障がい者に対して行ったアンケート調査の結果によれば、文化活動やスポーツ活動を「していない」という回答が多く、また、今後やってみたいことが「ない」という人の割合も高いことから、まだ多くの障がい者が余暇活動に目を向ける余裕がないことが推測されます。また、一般のスポーツ大会への障がい者の参加はほとんどなく、障がい者のスポーツやレクリエーションの参加が十分であるとはいえません。

2024年には佐賀県で全国障害者スポーツ大会が開催される予定ですが、この大会が障がい者にとって広くスポーツを楽しむ機会や“きっかけ”となり、日常的にスポーツを楽しんだり、大会終了後も新たにスポーツを始めたりする障がい者が継続して増えていく等、スポーツに親しめる社会を目指します。

<具体的施策>

1. スポーツ・レクリエーション活動の促進

障がいのある人もない人もともに参加できるスポーツ・レクリエーションイベントやサークル活動の実施を促進します。

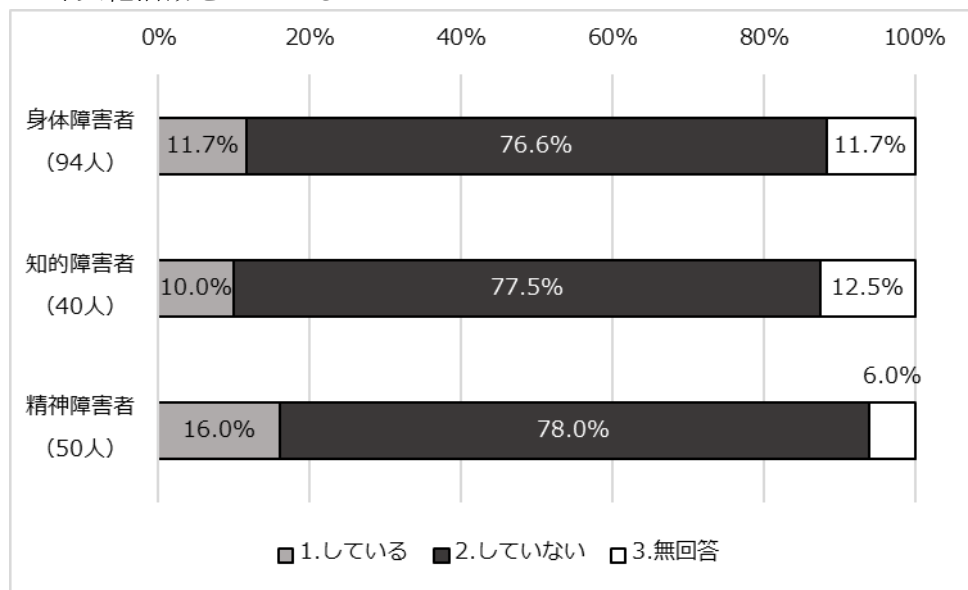
2. 施設・設備等の整備・改善

障がいのある人が、より元気に、スポーツ・レクリエーション活動に参加できるよう、スポーツ施設の整備・改善に努めます。

3. 指導者・ボランティアの育成

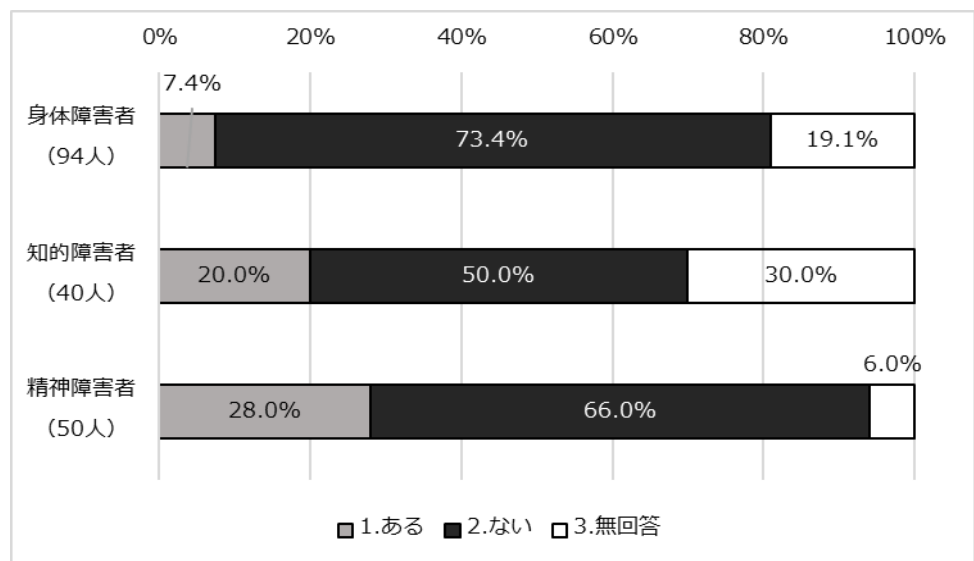
障がいのある人のスポーツ・レクリエーション活動を支える指導者やボランティアの育成に努めます。

○スポーツや文化活動をしているか



資料：アンケート調査結果

○今後やってみたいスポーツや文化活動があるか



資料：アンケート調査結果

(2) 生涯学習の推進

〈現状と課題〉

障がいのある人が生涯学習活動に参加することは、生活の質の向上や自己実現のために有意義であるとともに、市民の交流の拡大やまちづくりへの発展に寄与します。

障がいのある、なしに関わらず利用しやすい施設にするとともに、講座の開催情報等の周知を図る必要があります。

本市では、生涯学習活動について障がいのある人を区別した募集はしていませんので、基本的に障がいのある人であっても参加することができます。しかしながら障がいのある人を対象とした各種の生涯学習講座、たとえば視覚障がい者に対するパソコン教室などは十分に開催されているとはいえない現状です。

〈具体的施策〉

1. 施設・設備等の整備・改善

障がいのある人が地域における多様な学習機会に気軽に参加できるよう、生涯学習センターや図書館において障がいのある人に配慮した学習施設・設備等の整備・改善に努めるとともに、点字等による案内サービス等の充実に努めます。

2. 生涯学習の各種事業への参加促進

市は、障がいのある人の学習ニーズに応じた講座の開設などに努めるとともに、情報提供や技術支援などを通じて、民間における学習の場への障がいのある人の参加を促進します。

3. 成果発表の機会の提供

各種の福祉や文化イベント等の機会を捉え、障がいのある人の作成する文化作品等の発表機会の確保に努めます。

(3) 障がい者団体の活性化

<現状と課題>

障がいのある人やその家族で組織された団体は、当事者や家族の悩みの解消や情報交換、交流に加え、市民の福祉意識を啓発したり、福祉制度やサービスの改革を要望し実現につなげたりする役割もあり、一層の活性化が求められます。

本市では、障がい者や障がい者団体のニーズを常に把握し、可能な限り障がいのある人のサービス提供に反映させる姿勢を保つことを心がけたいと考えています。今後も杵藤地区自立支援協議会での協議や障がい者総合相談窓口での相談を通じて、障がい者団体のニーズを把握したうえで、適切な支援を行い活性化に努めていく必要があります。

<具体的施策>

1. 障がいのある人たちの団体の活性化と組織化

障がいのある人や家族の加入を促進するとともに、団体の自主的な活動を支援していきます。また、精神障がいのある人たち及び家族の組織化と団体設立を支援します。

2. 各団体の相互交流の促進

障がいのある人や家族の団体、障害者福祉施設相互の交流を促進し、連携の強化や情報共有により身近な障がい者福祉の充実を図ります。

(4) 社会活動への参画の促進

<現状と課題>

障がい者一人ひとりが自分自身の経験や能力を活かして社会活動へ参画し、障がいのある人とない人が協働でまちづくりを進めていくことが必要です。

本市では、特に障がい者に特化して社会活動に対する参画への対応はしていませんが、今後はより一層障がいのあるなしに関わらず同じように社会活動に参画できる雰囲気作りや障がいのある人に対する啓発・登用を積極的に行っていく必要があります。

〈具体的施策〉

1. 市政への参画の促進

市で実施される各種施策・事業について、今後、可能な限り障がいのある人の参画を促進します。特に、政策検討の場である各種審議会や委員会などへの積極的な参画を図ります。

2. 障がいのある人への社会貢献活動の振興

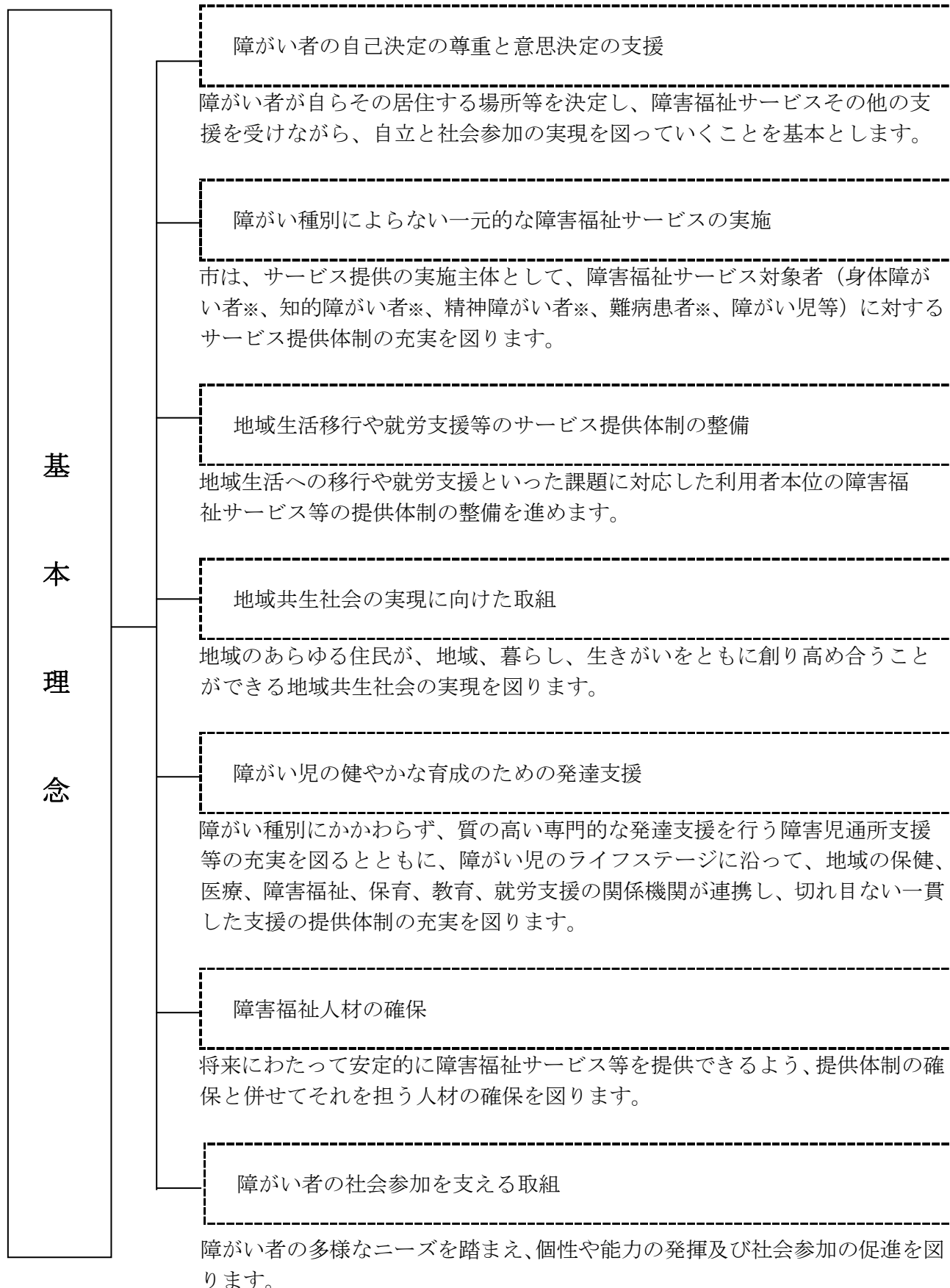
障がいのある人が経験や能力を活かして行う社会貢献活動の振興を図るため、障がいのある人自身が他の障がいのある人を支援する「ピアサポート※」活動などを支援します。

第 3 章

第 6 期鹿島市障害福祉計画

1. 計画の基本理念

本市では、次の基本的理念に基づいて障害福祉計画を定め、今後の施策を推進していきます。



2. 計画の目標

サービス提供体制の整備の基本的考え方を踏まえ、次の7つの目標の達成を目指し、重点的にサービス体系の整備を行います。

《目標1》 福祉施設入所者の地域生活への移行

福祉施設から地域生活への移行を支援するため、希望する福祉施設入所者に対し地域生活を始めるための生活訓練等のサービスを提供します。

現在施設に入所している方を地域生活に移行する人の数値目標については、令和元年度末現在の施設入所者数の6%以上を基本とします。また、施設入所者数の全体の数値目標については、令和元年度末現在の数値から1.6%以上削減することを基本とします。目標値についてはこれまでの実績及び地域の実情を踏まえていきます。令和5年度末において令和元年度末現在福祉施設に入所している障がい者のうち、3人以上の方が地域生活に移行することを目指します。

■ 入所施設の入所者の地域生活への移行

項 目		数 値
【基礎数値】平成28年度末現在の入所者数		51人
第5期福祉計画	【目標値】令和2年度末の入所者数	49人
	【目標達成状況】令和2年度末の入所者数（見込）	45人
	【目標値】地域生活移行数	5人
	【目標達成状況】令和2年10月までの地域生活移行数	1人
【基礎数値】令和元年度末現在の入所者数		45人
第6期福祉計画	【目標値】令和5年度末の入所者数	42人
	【目標値】地域生活移行数（令和2～5年度の合計）	3人

※ 基礎数値は、国の指針により令和元年度末現在の入所者数を使用。

※ 地域生活移行数とは、施設入所からグループホーム、ケアホーム等へ移行した数。

《目標2》精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

入院中の精神障がい者の地域生活への移行の目標数値は、国の指針により都道府県の障害福祉計画で設定することとなっており、その目標値は次のようになっています。また本計画ではその目標値を踏まえて障害福祉サービス等の必要な量を定めます。

- ◎ 入院後3ヶ月時点の退院率 69%
- ◎ 入院後6ヶ月時点の退院率 86%
- ◎ 入院後1年時点の退院率 92%

また、国の指針では精神障がい者の地域生活への移行を推進するために精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指しており、市においても保健・医療・福祉関係者による協議の場を設置し、重層的な連携による支援体制の構築を図ります。（P65 図参照）

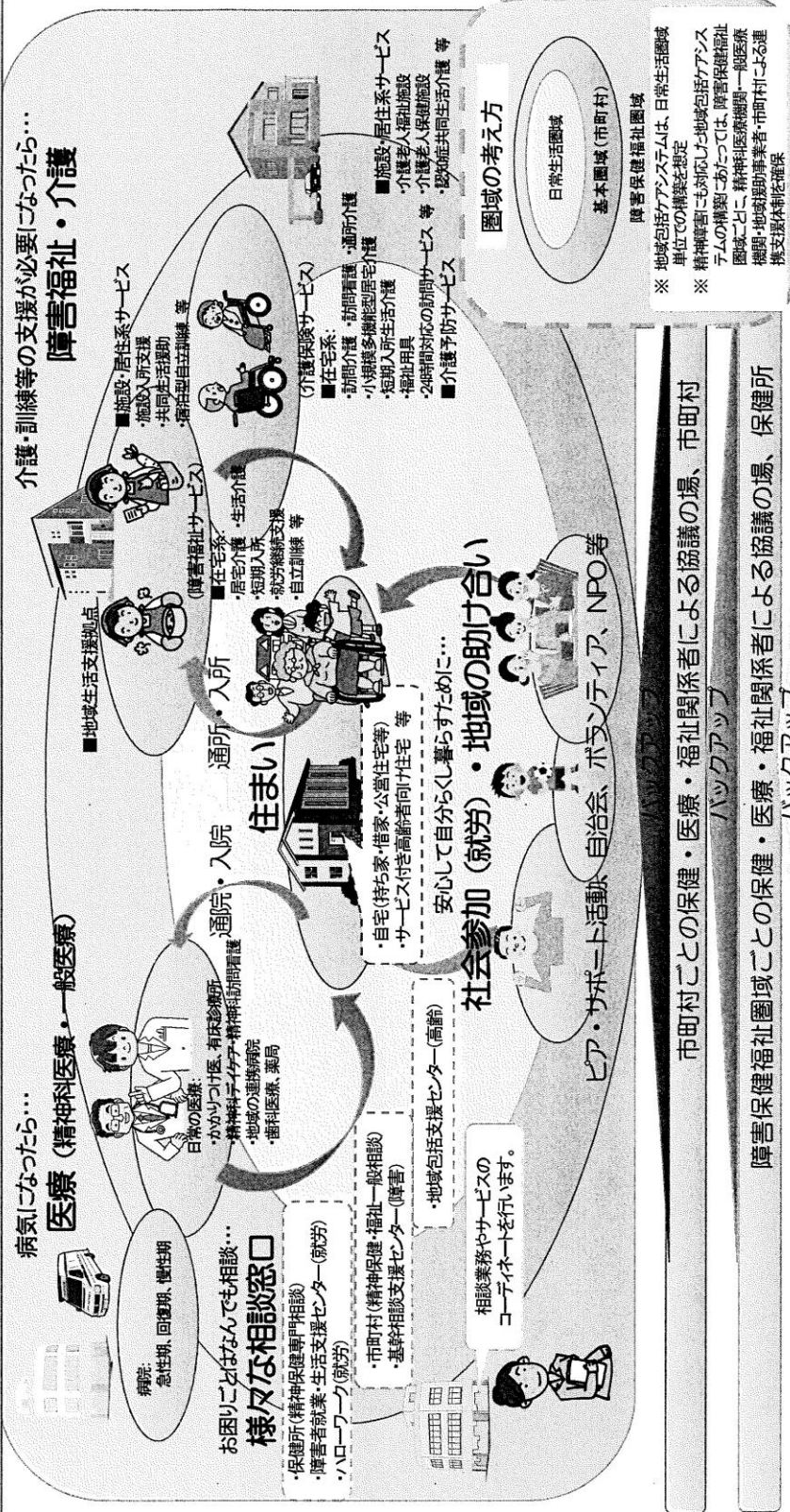
■ 精神障害にも対応した地域包括ケアシステム

項 目		【基礎数値】	【目標値】	
		令和元年度	令和5年度	
保健、医療及び福祉関係者による協議の場	開催回数	2（回/年）	2（回/年）	
	参加者数	保健	12人	12人
		医療	12人	12人
		福祉	51人	51人
		介護	4人	4人
		当事者	0人	1人
		家族等	0人	1人
	目標設定の有無	無	無	
評価の実施回数	0回	1回		
精神障害者の地域移行支援	利用者数	1人	1人	
精神障害者の地域定着支援	利用者数	0人	1人	
精神障害者の共同生活援助	利用者数	21人	22人	
精神障害者の自立生活援助	利用者数	0人	1人	

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築（イメージ）

○精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療（精神科医療・一般医療）、障害福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指す必要がある。

○このような精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、市町村や障害福祉・介護事業者が、精神障害の程度によらず地域生活に関する相談に対応できるように、圏域ごとの保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて、精神科医療機関、一般医療機関、地域援助事業者、市町村などとの重層的な連携による支援体制を構築していくことが必要。



《目標3》 福祉施設から一般就労への移行

福祉施設から一般就労に移行する障がい者数の目標を、令和元年度の実績の1.27倍とし、令和5年度中に3人が就労移行することを目指します。

公共職業安定所※や障害者就業・生活支援センター※と協力しながら、障がい者の就職前後の悩みに関する相談等を受け付け、職場環境の改善と職場定着支援を行うとともに、ジョブコーチ制度※や就労移行支援・就労定着支援サービスを活用しながら、職場定着率を高めていきます。また、一般企業に対して障がい者の特性や雇用方法などについて啓発を行い、理解を深めてもらうことで、一般企業への障がい者の就労促進及び受け入れを推進していきます。

< 就労定着支援事業の利用者数 >

- ・令和5年度における就労移行支援事業所等を通じた一般就労への移行者のうち7割が就労定着支援事業を利用することを目指します。
- ・令和5年度末において、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が8割以上の事業所を全体の7割以上とすることを目指します。

■ 福祉施設利用者の一般就労への移行

項 目		数 値
【基礎数値】平成28年度の年間一般就労移行者数		3人
福祉計画 第5期障害	【目標値】令和2年度の	5人
	【目標達成状況】令和2年度の	3人 (見込)
【基礎数値】令和元年度の年間一般就労移行者数		0人
福祉計画 第6期障害	【目標値】令和5年度の	3人
	【現状】令和2年度の	3人 (見込) [再掲]

※ 福祉施設の範囲は、就労移行支援事業、就労定着支援事業、就労継続支援事業A型・B型、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）。

※ 就労移行率とは、ある年度4月1日時点の就労移行支援事業の利用者数のうち、当該年度中に一般就労へ移行した者の割合。

《目標4》 地域生活支援拠点等の充実

相談や体験の機会・場、緊急時の受入・対応など、地域における障がい者の生活支援のために求められる機能を集約した拠点（以下「地域生活支援拠点」という）及び地域における複数の機関が分担して機能を担う体制（以下「面的な体制」という）について、杵藤地区自立支援協議会で検討し、地域生活支援拠点等の機能の充実を図ります。

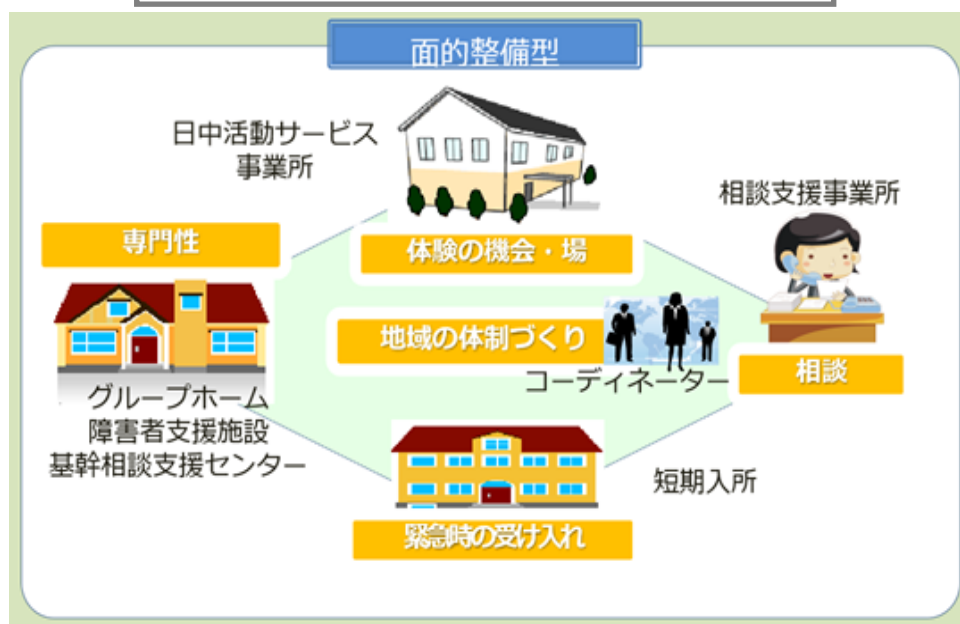
■ 地域生活支援拠点等（地域生活支援拠点または面的な体制をいう。以下同じ）の整備

項 目		数 値
【基礎数値】平成28年度末までの地域生活支援拠点等の数		0箇所
福祉計画 第5期障害	【目標値】令和2年度末までの地域生活支援拠点等の数	1箇所
	【目標達成状況】達成済み ※市及び事業所等の連携による	1箇所

■ 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

項 目	数 値
【基礎数値】令和2年度末までの地域生活支援拠点等の運用状況の検証及び検討の回数	0回/年
【目標値】令和5年度末までの地域生活支援拠点等の運用状況の検証の及び検討回数	1回/年

地域生活支援拠点等の整備手法（イメージ）



(厚生労働省資料)

《目標5》 障がい児支援の提供体制の整備等

鹿島市において令和2年4月に整備された「児童発達支援センター」を地域の中核的な療育支援施設として、障がい児やその家族への通所支援を行うとともに、その専門機能を活かして地域の障がい児や家族への相談、障がい児を預かる施設への援助・助言を行います。

また、医療的ケア児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を鹿島市又は杵藤地区圏域に1箇所以上確保するよう推進するとともに適切な支援が受けられるよう保健・医療・障害福祉、教育等の関係機関が連携を図るための協議の場の設置を図ります。

■ 児童発達支援センターの整備

項 目		数 値
【基礎数値】平成28年度末までの児童発達支援センターの数		0箇所
福祉計画 第5期障害	【目標値】令和2年度末までの児童発達支援センターの数	1箇所
	【目標達成状況】達成済み ※令和2年4月、市内に事業所が設置された	1箇所

■ 医療的ケア児等を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス（括弧内は杵藤地区圏内での箇所数）

項 目		数 値
【基礎数値】令和元年度末までの児童発達支援事業所等の数		0箇所 (3箇所)
【目標値】令和5年度末までの児童発達支援事業所等の数		1箇所 (4箇所)

■ 医療的ケア児の適切な支援についての協議会等（括弧内は杵藤地区圏内での箇所数）

項 目		数 値
【基礎数値】平成28年度末までの協議会等の数		0箇所 (0箇所)
福祉計画 第5期障害	【目標値】令和2年度末までの協議会等の数	0箇所 (1箇所)
	【目標達成状況】達成済み	0箇所 (1箇所)

- 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数
(括弧内は杵藤地区圏内での箇所数)

項 目	数 値
【基礎数値】 令和元年度末までのコーディネーターの数	0人 (0人)
【目 標 値】 令和5年度末までのコーディネーターの数	0人 (1人)

《目標6》 相談支援体制の充実・強化等

地域における相談支援体制について検証・評価を行うとともに、総合的な相談支援体制、専門的な指導・助言を行います。

また、発達障がい者等においては、保護者等が子どもの発達障がいの特性を理解し必要な知識や方法を身につけ、適切な対応ができるよう、ペアレントトレーニング※やペアレントプログラム※等の発達障がい者等及びその家族等に対する支援体制の確保に努めます。

<相談支援体制の充実・強化のための取組>

項目	【基礎数値】	【目標数値】
	令和元年度	令和5年度
相談支援事業の実施件数	-	6件
相談支援事業者に対する訪問等による 専門的な指導・助言件数	0件	2件
杵藤地区自立支援協議会の開催回数	5件	6件

<発達障がい者等に対する支援>

■ ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数

項 目	数 値
【基礎数値】 令和元年度末までの受講者数	0人
【目 標 値】 令和5年度末までの受講者数	10人

■ ピアサポートの活動への参加人数

項 目	数 値
【基礎数値】 令和元年度末までの参加人数	0人
【目 標 値】 令和5年度末までの参加人数	3人

《目標7》 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組

障害福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障害福祉サービス等が提供できているのか検証します。また、自立支援審査等システム等を活用し、請求の過誤をなくするための取組や適正な運営を行っている事業所の確保に努めます。

■ 県が実施する障害福祉サービス等に係る研修への市職員の参加人数

項 目	数 値
【基礎数値】 令和元年度末までの市職員の参加人数	2人
【目 標 値】 令和5年度末までの市職員の参加人数	5人

3. サービス提供見込量の推計及び サービス提供見込量確保のための方策

令和5年度までのサービス提供体制整備についての基本的考え方は以下のとおりです。

必要な訪問系サービスを障がいの区別なく充実します

障がい者が地域で生活していくために必要な訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援の各サービス）については、障がいの種別にかかわらず、サービスを充実させます。また、今後想定されるニーズの増加に対応できるサービス提供体制の充実とサービスの質の向上を図ります。

希望する障がい者に対する日中活動系サービスを充実します

希望する障がい者に対する日中活動系サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、就労継続支援、療養介護、短期入所）を充実します。

グループホーム等や地域生活支援拠点等の充実を図ります

地域における居住の場としてのグループホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、福祉施設入所や病院への入院から地域生活への移行を進めます。また地域生活支援の機能を強化するため地域生活支援拠点等の充実を図るための検討をしていきます。

福祉施設から一般就労への移行等を推進します

就労移行支援事業等の推進により、障がい者の福祉施設から一般就労への移行を進めます。

計画相談の提供体制を充実します

福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備やサービス等利用計画の作成を含めた相談支援を行う事業所等との連携強化、個別事例における専門的なケースが発生した場合の支援等を行える体制を充実します。

障がい児支援の提供体制を充実します

障がい児やその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫して効果的な支援を身近な場所で提供する体制が構築できるよう障害児通所支援サービス等を充実します。

(1) 訪問系サービスの充実 (方策①)

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者等包括支援は、日常生活上の介助等を行うサービスです。障がい者が必要な介助を受けながら在宅で生活し続けることができるよう、サービスの提供に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
居宅介護	31人	26人	26人	26人	27人	27人
自宅で、入浴、排せつ、食事の介護を行います	313時間分	315時間分	320時間分	320時間分	325時間分	330時間分
重度訪問介護	2人	2人	2人	2人	2人	3人
重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います	19時間分	19時間分	20時間分	20時間分	25時間分	27時間分
同行援護	6人	6人	6人	6人	6人	7人
視覚障がい者の外出時に必要な支援を同行して行います	80時間分	99時間分	100時間分	100時間分	120時間分	130時間分
行動援護	4人	5人	5人	5人	6人	6人
自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います	40時間分	37時間分	40時間分	40時間分	45時間分	48時間分
重度障害者等包括支援	0人	0人	0人	0人	0人	1人
介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	0時間分	12時間分

※人：実利用人数

時間分：ひと月当たりの総利用時間

人月：ひと月当たりの実利用人数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
居宅介護	ホームヘルプサービスを提供します。	在宅の障がい者と家族のため、サービス提供の時間帯の拡大など需要に対応したサービスの提供に努めます。
重度訪問介護	居宅における入浴、排泄または食事の介護、外出における移動の介護を総合的に提供します。	重度の肢体不自由者であって、常時介護を要する障がい者が対象になるため、事業者や派遣員の確保に努めます。
同行援護	外出時に同行し、必要となる排泄、食事等の援護、その他必要な支援を行います。	移動に著しく困難を有する視覚障がい者であって、外出時援護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
行動援護	外出及び外出の前後に行動障害因子からの回避等の予防的対応、自傷・他害等に関する制御的対応、身体介護的対応を行います。	知的障がい者、または精神障がい者で行動上著しく困難を有する障がい者であって、常時介護を要する方に対応したサービスの提供に努めます。
重度障害者等包括支援	個別支援計画に基づき、居宅介護その他の障害福祉サービスを包括的に提供します。	在宅の重度の障がい者が通所して入浴・給食・日常動作訓練などのサービスを受けられるよう、通所施設の確保と充実に努めます。

(2) 日中活動系サービス[介護給付]の充実(方策②)

常時介護を必要とする重度の障がい者が、日中、必要な介助を受けながら安心して生活できるよう「生活介護」や「療養介護」等のサービスを提供します。

また、家族等の休息や就労、緊急時のための支援として障がい児者へ「短期入所」を提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
生活介護						
常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します	89人 1,637人日分	89人 1,698人日分	90人 1,700人日分	90人 1,700人日分	92人 1,740人日分	95人 1,800人日分
療養介護						
医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います	14人	14人	14人	15人	15人	15人
短期入所						
自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	19人 60人日分	24人 78人日分	25人 80人日分	25人 81人日分	26人 85人日分	27人 88人日分

※人：実利用人数 人日分：ひと月当たりの総利用日数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
生活介護	<p>常時介護を要する障がい者であって、主として昼間において、障害者支援施設等において行われる入浴、排泄または食事の介護、創作的活動または生産活動の機会の支援を行います。</p>	<p>常時介護が必要な障がい者であって、障害支援区分※が3以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分4以上）、年齢が50歳以上で障害支援区分が2以上の方（併せて施設入所を利用する方は区分3以上）等に対応したサービスの提供に努めます。</p>
療養介護	<p>医療を要する障がい者であって、常時介護を必要とし、主として昼間において病院等において行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話の支援を行います。</p>	<p>医療及び常時介護を必要とする障がい者のうち、長期の入院による医療的ケアを要する方に対応したサービスの提供に努めます。</p>
短期入所	<p>短期間入所し、入浴、排泄または食事等の介護や日常生活上の支援をします。</p>	<p>在宅の障がい者に対し必要に応じたサービスを提供できるよう、入所施設を確保整備していきます。</p>

(3) 日中活動系サービス[訓練等給付]の充実(方策②④)

障がい者が自立して生活するために必要な訓練や、就労のための訓練等の日中のサービスを提供します。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(見込)	令和3年度(見込)	令和4年度(見込)	令和5年度(見込)
自立訓練(機能訓練)						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の向上のために必要な訓練を行います	1人 3人日分	1人 1人日分	0人 0人日分	1人 10人日分	1人 10人日分	1人 10人日分
自立訓練(生活訓練)						
自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の向上のために必要な訓練を行います	3人 40人日分	5人 36人日分	5人 38人日分	5人 40人日分	6人 45人日分	6人 45人日分
就労移行支援						
一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	12人 57人日分	5人 33人日分	5人 33人日分	5人 33人日分	6人 36人日分	6人 39人日分
就労定着支援						
就労移行支援等から一般就労に移行する障がい者が就労に伴う生活面の課題に対応できるよう、事業所・家族との連絡調整等の支援を一定の期間にわたり行います	0人	1人	1人	1人	1人	2人
就労継続支援A型(雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	42人 649人日分	39人 722人日分	40人 730人日分	40人 741人日分	41人 759人日分	42人 778人日分
就労継続支援B型(非雇用)						
一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います	112人 1,799人日分	111人 1,922人日分	111人 1,940人日分	113人 1,957人日分	115人 1,991人日分	117人 2,026人日分

※人：実利用人数 人日分：ひと月当たりの総利用日数 人月分：ひと月当たりの実利用人数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
自立訓練 (機能訓練)	身体障がい者を対象とした、理学療法※や作業療法※等の身体的リハビリテーション※や歩行訓練、コミュニケーション、家事等の訓練を行います。	地域生活を営む上で身体機能・生活能力の維持向上を図るため、一定の支援が必要な身体障がい者等を対象とし、支援します。
自立訓練 (生活訓練)	知的障がい者・精神障がい者を対象とした食事や家事等の日常生活能力向上のための支援を行います。	地域生活を営む上で生活能力の維持・向上を図るため、一定の支援が必要な知的障がい者・精神障がい者を対象とし支援します。
就労移行支援	企業等への就職または在宅での就労・企業を希望する65歳未満の障がい者に対し、一定期間にわたり、事業所内や企業における生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力の向上に必要な訓練を行います。	一般就労を希望し、知識、能力の向上、実習、職場探し等を通じ、適性にあつた職場への就労が見込まれる方(65歳未満)を対象とし、企業等への就労や技術を取得し、就労を希望する方などを支援します。
就労定着支援	就労移行支援等の利用を経て一般就労へ移行した障がい者で、就労に伴う環境変化により生活面の課題が生じている方へ障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。	就労移行支援等から一般就労への移行された方を対象とし、企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援ができる事業者の確保に努めます。

<p>就労継続支援 (A型)</p>	<p>①就労移行支援事業を利用しても企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>②特別支援学校※の卒業後就職活動を行っても企業等の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③就労経験があるが、現に雇用関係の状態に無い方</p> <p>上記の①～③で65歳未満の障がい者に対し、事業所との雇用契約に基づく生産活動等の機会を通じて就労に必要な知識・能力向上に必要な訓練を行います。</p>	<p>就労機会の提供を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上を図ることにより、雇用契約に基づく就労が可能な方(65歳未満)を支援します。</p>
<p>就労継続支援 (B型)</p>	<p>①企業等や就労継続支援事業(A型)での就労経験を持つものの年齢や体力の面で雇用されることが困難になった方</p> <p>②就労移行支援事業を利用しても企業等や就労継続支援事業(A型)の雇用に結びつかなかった方</p> <p>③ ①②に該当しないものの50歳に達している方、または障害基礎年金1級受給の方等に対し、雇用契約は結ばずに生産活動等の機会を提供します。</p>	<p>就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった障がい者や、一定年齢に達している障がい者などであって、就労の機会を通じ、生産活動に係る知識及び能力の向上や維持が期待される方等について支援します。</p>

(4) 居住系サービスの充実 (方策③)

障がい者の自宅以外の生活の場として、入所施設やグループホームの確保に努めます。

【障害福祉サービス提供量の実績及び見込】

サービス名	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
自立生活援助 一人暮らしに必要な理解力や生活力を補うために、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行います	0人	0人	0人	1人	1人	1人
共同生活援助 (グループホーム) 夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います	59人	62人	62人	63人	64人	65人
施設入所支援 施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います	49人	45人	45人	45人	44人	44人

※人：ひと月当たりの利用人数 (実利用人数)

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
自立生活援助	一人暮らしを始める方などに定期的な巡回や随時の電話相談などで食事や掃除、公共料金の支払い、地域社会との問題がないかなど様々な相談に応じ、必要な連絡調整を行います。	施設や医療機関から地域社会で一人暮らしを始めるにあたり、不安を軽減するようサービス提供できる事業者の確保に努めます。
共同生活援助 (グループホーム)	共同生活援助は、日中は就労や生活訓練、就労移行支援等の通所事業を利用する障がい者を対象に、日常生活上の世話等を行います。	地域移行が進む中で、見込まれる需要増加に対応できるよう、その取組みを支援します。
施設入所支援	入所施設で夜間における入浴、排泄等の介護や日常生活上の相談支援等を行います。	広域で調整しながら、障がい者の要望に対応できるよう、事業者と連携を図りながら居住施設の確保に努めます。

(5) 計画相談の充実 (方策⑤)

「計画相談支援」は、障害福祉サービスを利用するすべての障がい者を対象に、利用者の状態や希望を勘案して、連続性と一貫性を持ったサービスが提供できるようサービス等利用計画を作成するものです。

「地域相談支援」は、障害者支援施設等に入所している人や精神科病院に入院している人などが住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談等を行う「地域移行支援」と、自宅で単身生活する人などに常に連絡体制を確保し、障がい原因となつて生じた緊急の事態等の場合に相談、緊急訪問を行う「地域定着支援」があります。「地域相談支援」は、障害者支援施設等又は精神科病院から地域生活へ移行した後の地域への定着はもとより、現に地域で生活している障がい者等がそのまま住み慣れた地域で生活できるようにするため、地域移行と併せて、地域定着支援に係るサービスの提供体制の充実を図るために実施するものです。

【障害福祉サービス提供量の見込】

サービス名	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (見込)	令和3年度 (見込)	令和4年度 (見込)	令和5年度 (見込)
計画相談支援	48人	52人	53人	53人	54人	55人
地域相談支援						
地域移行支援	0人	0人	1人	1人	2人	2人
地域定着支援	0人	0人	0人	1人	2人	2人

※人：ひと月当たりの利用人数（実利用人数）

【サービス提供体制確保のための方策】

相談支援事業については、福祉に関する様々な問題について障がい者等からの相談に応じる体制の整備に加え、サービス等利用計画の作成に含めた相談を行う人材の育成支援、専門的な個別事例が発生した場合の関係機関の連携の強化を行います。また、相談支援事業を効果的に実施するため、保健・医療関係者、雇用関係機関、障がい者団体、学識経験者等の関連する分野の関係者からなる杵藤地区自立支援協議会に参加し、ネットワークの構築や障がい者等の支援の体制整備を図り、市相談窓口や地域相談事業者を中心とした障がい者の地域移行・地域定着を積極的に推進します。

(6) 障がい児支援提供体制の充実 (方策⑥)

障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援を提供できる場として、障害児通所支援等（児童発達支援や放課後等デイサービス等）の確保に努めます。

【障害児通所支援提供量の実績及び見込】

サービス名	平成30年度 （実績）	令和元年度 （実績）	令和2年度 （見込）	令和3年度 （見込）	令和4年度 （見込）	令和5年度 （見込）
児童発達支援						
小学校就学前の障がい児に日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行います。	40人 146人日分	47人 150人日分	48人 155人日分	50人 160人日分	51人 163人日分	52人 166人日分
医療型児童発達支援						
上肢、下肢又は体幹の機能の障がいがある児童に、上記の児童発達支援に加えて治療を行います。	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	0人 0人日分	1人 5人日分
放課後等デイサービス						
学校（幼稚園、大学を除く）に就学している障がい児に、授業の終了後又は休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進、その他の便宜の供与を行います。	49人 598人日分	52人 618人日分	54人 630人日分	55人 654人日分	57人 677人日分	59人 701人日分
保育所等訪問支援						
保育所等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。	2人 1人日分	3人 7人日分	3人 7人日分	3人 7人日分	4人 5人日分	4人 5人日分
居宅訪問型児童発達支援						
重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。	— —	1人 7人日分	1人 7人日分	1人 7人日分	1人 7人日分	2人 10人日分

障害児相談支援						
障がい児の自立した生活を支え、障がい児の抱える課題の解決や適切なサービス利用利用に向けてサービス等利用計画を作成するとともに、各種サービス等の利用状況の検証や計画の見直しを行います。	5人 1人日分	49人 6人日分	49人 6人日分	50人 6人日分	50人 6人日分	51人 6人日分

※人：実利用人数 人日分：ひと月当たりの総利用日数

【サービス提供体制確保のための方策】

サービス	サービス概要	サービス整備方針
児童発達支援	日常生活での基本的な動作の指導、知識技能の習得、集団生活への適応訓練を行います。	市が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童や保育所や幼稚園に在籍しているが併せて指定児童発達支援事業所で専門的な療育※・訓練を受ける必要があると認められた児童を対象とし、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を支援します。
医療型児童発達支援	肢体不自由（上肢、下肢又は体幹の機能障害）の児童が指定医療機関などに通いながら児童発達支援や治療を行います。	肢体不自由があり理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児を対象とし支援します。
放課後等デイサービス	学校（幼稚園、大学を除く）に就学し、授業終了後や休業日に、生活能力向上のために必要な訓練や社会との交流促進などを行います。	学校に就学しており授業終了後や休業日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、社会生活で必要な訓練等を受ける障がい児を対象として支援します。

<p>保育所等訪問 支援</p>	<p>障がい児が通う保育所等に訪問し、その施設における障がい児以外の児童との集団生活への適応のために専門的な支援などを行います。</p>	<p>保育所、幼稚園、小学校、特別支援学校※、認定子ども園その他児童が集団生活を営む施設に通う障がい児であって、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児を対象として支援します。</p>
<p>居宅訪問型児童発達支援</p>	<p>重度の障がいなどにより外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問し発達支援を行います。</p>	<p>重度の障がい等の状態にある障がい児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障がい児に対し、障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。</p>
<p>障害児相談支援</p>	<p>障がい児のあらゆる状況や保護者のサービス利用に関する意向等を勘案して利用するサービスの種類や内容等を定めた計画を作成します。</p>	<p>障がい児の心身の状況や置かれている環境、当該障がい児又は保護者のサービス利用に関する移行その他の事情を勘案して行う「障害児支援利用援助」やその期間中、利用援助が適切であるかモニタリング※を行いサービスの利用状況等を検証する「継続障害児支援利用援助」を行う方について支援します。</p>

4. 地域生活支援事業

(1) 事業の基本的考え方、内容

障がい者とその有する能力及び適性に応じて、自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、障害者総合支援法に基づいた地域生活支援事業を実施します。

(2) 必須事業

理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁※」を除去するために、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより共生社会の実現を図る事業です。

障がい等のある方への理解を深めるために、地域社会の住民に対して、研修や啓発活動を実施するよう努めます。

自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等やその家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図る事業です。

本人やその家族、地域住民が実施する情報交換ができる交流会（ピアサポート※）、地域での災害対策活動、孤立防止活動（地域で障がいのある人が孤立することがないように見守る活動）、社会活動支援（障がい者の自立のための社会に働きかける活動）、障がいのある人へのボランティア活動など、障がい者等やその家族、地域住民等が自発的に行う活動に対して支援します。

相談支援事業

障がい者や障がい児の保護者、障がい者の介護を行う方等からの相談に応じ、必要な情報の提供等や、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにする事業です。

障がいのある人、その保護者、支援提供者などからの相談に応じ、必要な情報提供や権利擁護などのために必要な援助を行うため、また保健師、社会福祉士等の専門的職員を配置し相談支援機能を強化することに努めます。

成年後見制度利用支援事業

成年後見制度※を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

障害福祉サービスを利用し又は利用しようとする知的障がい者又は精神障がい者であり後見人等の報酬等必要となる経費の一部について、補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方を支援します。

成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保できる体制の整備や市民後見人※の活用を含めた法人後見の活動支援により障がい者の権利擁護を図ることを目的とする事業です。

権利擁護を図るために、成年後見制度における業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するように努めます。

意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚などの障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通の円滑化を図ることを目的とする事業です。

手話通訳者※や要約筆記者を派遣する事業などを実施し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等とその他の者のコミュニケーションの円滑化に努めます。

日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする事業です。

日常生活用具を必要とする身体、知的、精神に障がいのある人や難病患者などに対し、サービス事業者と連携しながら、適正な用具を必要とするとき、迅速に給付・貸与が受けられるように努めます。

手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語い及び手話表現技術を取得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする事業です。

聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町の広報活動等の支援者として期待される、日常会話程度の手話表現技術を習得した手話奉仕員※の養成に努めます。

移動支援事業

社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出に移動の支援の必要がある障がい者等に、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加の促進を図る事業です。

個々の障がい者等のニーズや状況に応じ外出時の付き添い等の事業を行い、地域での自立生活や社会参加を積極的に促進します。

地域活動支援センター事業

在宅の障がい者に対し、創作的活動、生産活動、社会との交流の促進等の事業を行うことにより、障がい者及びその家族の地域における生活を支援し、在宅の障がい者の自立及び社会参加の促進を図る事業です。

地域活動支援センターを通じて、創作的活動又は生産活動の機会の確保充実に努め、障がい者が住み慣れた地域の中で安心して生活を送ることができるよう支援します。

(3) 任意事業

福祉ホーム事業（運営補助）

住居を求めている障がい者に、低額な料金で居室その他の設備を提供し、日常生活に必要な便宜を供与することにより、障がい者の地域生活を支援する事業です。

家庭環境や住宅事情等の理由により、居宅において生活することが困難な障がい者に対し、事業所と連携を取りながら、必要な施設を確保していくよう努めます。

訪問入浴サービス事業

重度の在宅身体障がい者に対し、在宅入浴サービスを提供し、在宅生活を支援する事業です。

家庭での入浴が困難で、常時介護を要する重度障がい者等に対し、事業者と連携を取りながら、より快適で安全な入浴サービスの提供に努めます。

日中一時支援事業

日中において監護する人がいないため、一時的に見守り等の支援が必要な障がい者等に、日中における活動の場を確保し、障がい者等の家族の就労支援及び障がい者等を日常的に介護している家族の一時的な負担軽減を図る事業です。

障がい者等の家族の支援及び障がい者の適切な日常的な訓練等が日中受けられるよう、事業者の確保充実に努めます。

障害者虐待防止対策支援事業

障がい者虐待の未然防止や早期発見、虐待を受けた障がい者の迅速かつ適切な保護、養護者に対する適切な支援並びに関係機関又は民間団体との連携を行う事業です。

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため24時間365日対応の相談窓口設置や関係機関による協力体制の整備を実施します。

【地域生活支援事業のサービス提供量の見込】

区分	サービス名	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
必須事業	理解促進研修・啓発事業	件	0	0	1	1	
	自発的活動支援事業	件	0	0	1	1	
	相談支援事業	箇所	1	1	1	1	
	成年後見制度利用支援事業	箇所	1	1	1	1	
	成年後見制度法人後見支援事業	箇所	0	0	0	1	
	意思疎通支援事業	人(延べ)	6	6	7	7	
	日常生活用具給付事業	件(延べ)	300	310	320	330	
	手話奉仕員養成研修事業	人	3	4	4	5	
	移動支援事業	箇所	10	10	10	10	
		人	28	28	29	29	
	地域活動支援センター機能強化事業	箇所	0	0	0	1	
人		0	0	0	12		
任意事業	福祉ホーム事業（運営補助）	箇所	0	0	1	1	
		人	0	0	1	1	
	日常生活支援	訪問入浴サービス	箇所	2	2	2	2
		人	6	6	7	7	
	日中一時支援	箇所	11	11	11	11	
		人	9	10	11	12	
	権利擁護支援	障害者虐待防止対策支援	箇所	1	1	1	1

※年間の見込量

5. 市独自支援事業

(1) 事業の基本的考え方

本市では、障害福祉サービスの充実を目指し、独自の支援事業を実施しています。障がい者がより自立した日常生活、社会生活を営むことができるように、今後とも事業を推進していきます。

(2) 事業の内容

福祉タクシー事業

自ら移動することが困難な障がい者に対し、福祉タクシー利用券を交付し、タクシー利用料金の一部を助成することにより、社会参加を促進することを目的としています。交付対象者は、市内に住所を有し、一定の条件を満たす障がい者となっています。

配食サービス事業

調理が困難な障がい者に対し、栄養のバランスのとれた食事を、安否確認を兼ね居宅に訪問して提供する配食サービス（自己負担あり）を実施することにより、健康及び生活の質を向上させることを目的としています。対象者は、市内に居住する65歳未満の在宅の障がい者で、心身及び家庭の事情により調理が困難な障がい者世帯で、かつ一定の条件を満たす障がい者となっています。

内臓機能障害者器具購入費扶助事業

市内に住所を有する人工肛門・人工膀胱の手術を受けた内臓機能障がい者が、身体障害者手帳交付までの期間に日常生活に衛生処理に使用する器具等を購入した費用の一部を援助することにより、精神的・経済的負担を軽減することを目的としています。

自動車運転免許取得・改造助成事業

運転免許取得による障がい者の社会参加と自立更生促進や身体障がい者の自動車の手動装置等の一部を改造することによる身体障がい者の社会参加を促進する事業です。

就労等の社会参加が見込まれる障がい者に対し、積極的に支援を実施します。

地域自殺対策強化事業

令和2年3月に策定した「いのち支えあう鹿島市自殺対策計画」にもとづいて、「誰も自殺に追い込まれる事のない社会」の実現を目標とし自殺者ゼロを目指します。具体的には、地域や医療・各関係機関との連携強化・ゲートキーパー※研修による人材育成・市民への普及啓発・こころの健康相談等による相談体制の充実等、生きることの包括的な支援を実施します。

障害者施設等への就職支援事業

安定した障害福祉サービスが提供できるよう障害福祉人材を確保するため、障害者施設等への就職説明会の開催や、市内の障害者施設等へ就職した方に対する就職支援補助等の支援を行います。

資料編

1 アンケートからみる、障がい者施策の優先度評価

障がい者を対象としたアンケートにより、次頁に挙げる 21 項目の障がい者施策について、「重要度」及び「満足度」を 5 段階に分けて評価してもらいました。この結果をうけて、下記のように各項目の 5 段階評価に点数を与え、各項目の評価点として計算しました。

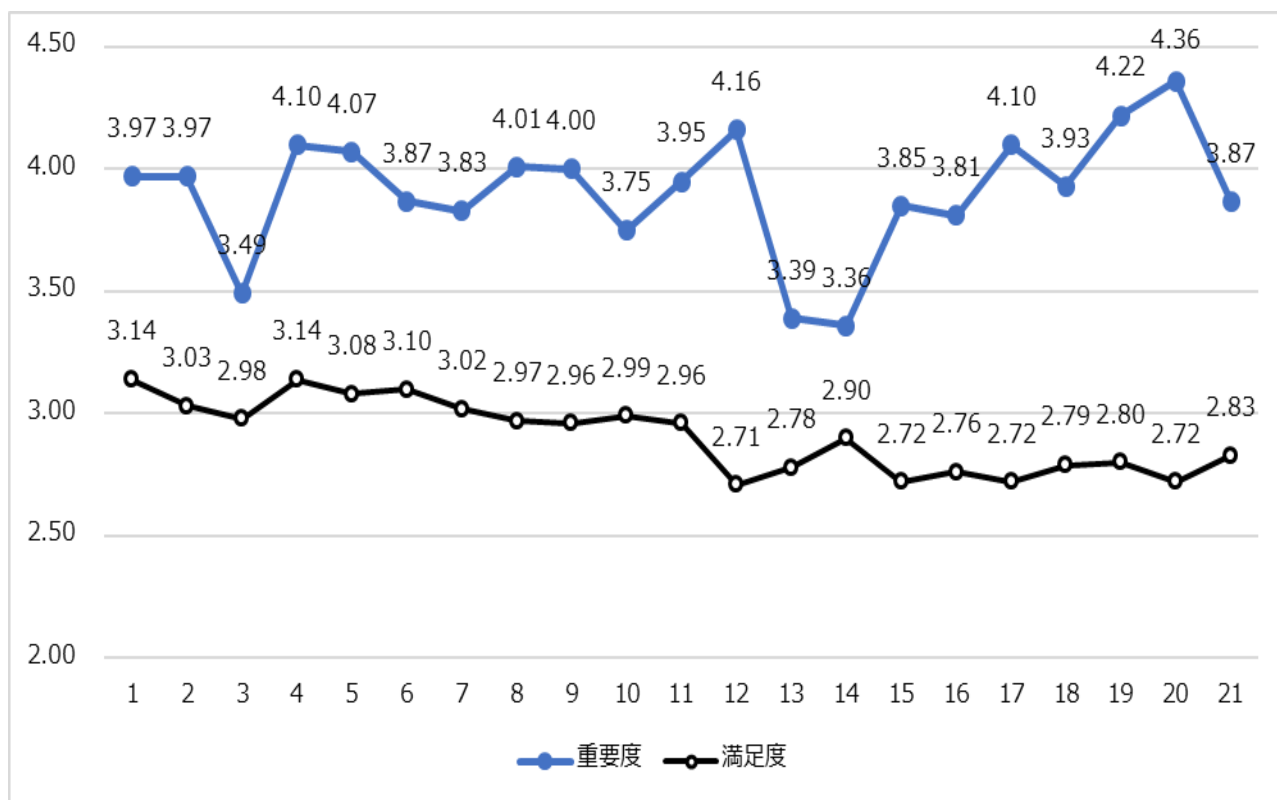
$$\begin{aligned} & \text{「極めて重要」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ & + \text{「重要」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ & + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ & + \text{「あまり重要でない」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ & + \text{「なくても影響はない」の回答者数} \times 1 \text{点} \\ \text{評価点（重要度）} = & \frac{\text{全体の回答者数} - \text{無回答者数}}{\end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & \text{「満足している」の回答者数} \times 5 \text{点} \\ & + \text{「ほぼ満足している」の回答者数} \times 4 \text{点} \\ & + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} \\ & + \text{「あまり満足していない」の回答者数} \times 2 \text{点} \\ & + \text{「満足していない」の回答者数} \times 1 \text{点} \\ \text{評価点（満足度）} = & \frac{\text{全体の回答者数} - \text{無回答者数}}{\end{aligned}$$

この算出方法によると、評価点は 1.0 点から 5.0 点の間に分布し、中間点の 3.0 点を境に 5.0 点に近くなるほど重要度、満足度が高くなり、1.0 点に近くなるほど満足度、重要度は低くなります。

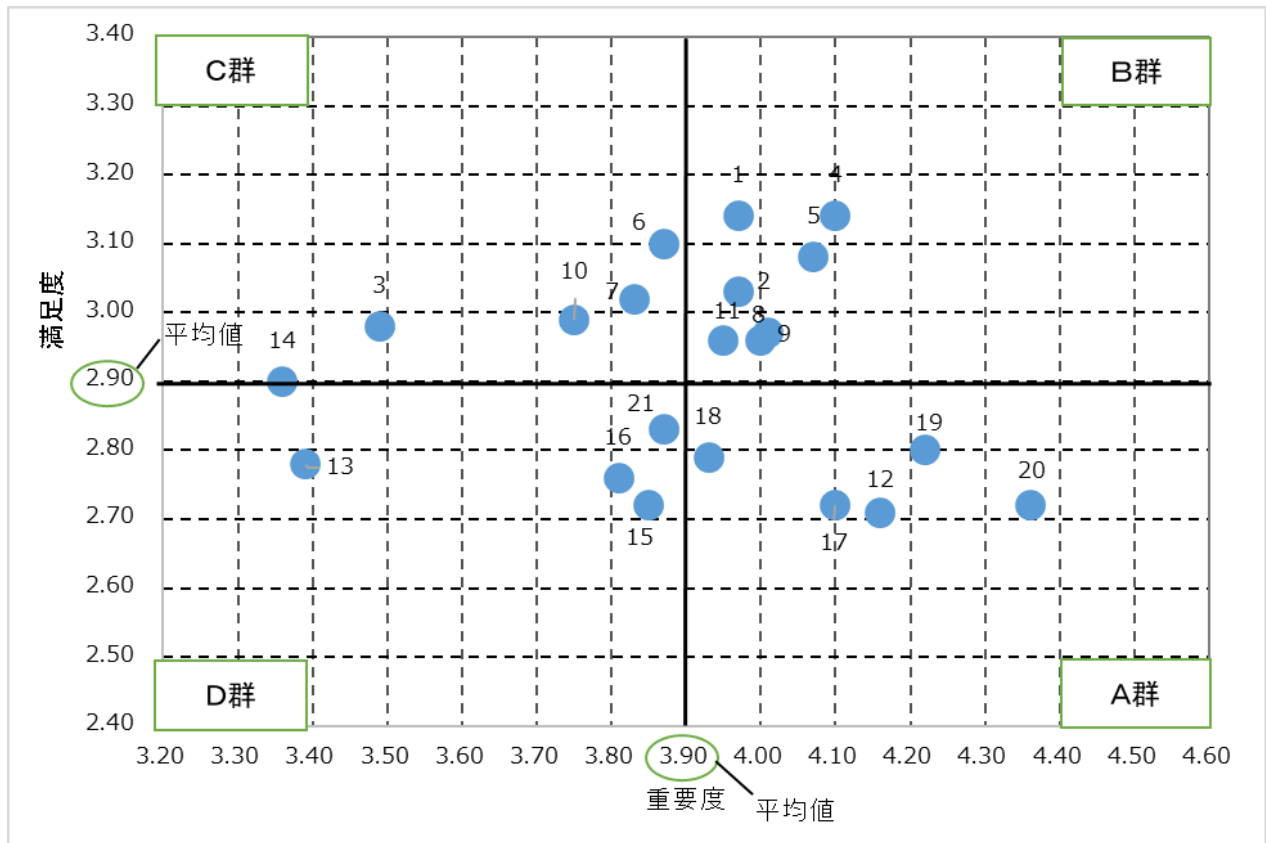
◎21 項目の障がい者施策

No.	障がい者施策	重要度	満足度
1	障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	3.97	3.14
2	各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実	3.97	3.03
3	ボランティア活動の推進・支援	3.49	2.98
4	福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	4.10	3.14
5	障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	4.07	3.08
6	ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	3.87	3.10
7	グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保	3.83	3.02
8	授産施設・福祉工場などの福祉的就労の場の充実	4.01	2.97
9	身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障がい者施設の充実	4.00	2.96
10	日常生活の支援や地域交流活動等を行う地域生活支援施設の充実	3.75	2.99
11	障がい児に対する教育・療育の充実	3.95	2.96
12	障がい者の雇用・就業の促進	4.16	2.71
13	パソコンやIT（情報通信技術）関連の講習会の充実	3.39	2.78
14	スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	3.36	2.90
15	障がい者の利用に配慮した公共住宅の供給	3.85	2.72
16	建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	3.81	2.76
17	自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実	4.10	2.72
18	防犯・防災対策の充実	3.93	2.79
19	病気にかかりやすいので医療費の軽減	4.22	2.80
20	年金などの所得保障の充実	4.36	2.72
21	成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等による権利の保護、支援	3.87	2.83



- 全ての障がい者施策において、満足度を重要度が上まわっています。
- 重要度の点数が最も高いのは、「20. 年金などの所得保障の充実（4.36点）」、次いで「19. 病気にかかりやすいので医療費の軽減（4.22点）」となっています。
- 満足度が一番低いのは「12. 障がい者の雇用・就業の促進（2.71点）」となっています。

重要度と満足度との関係から障がい者施策の優先度を評価するために、重要度と満足度の2軸をとり、各項目を4つの群（A群、B群、C群、D群）に分類しました。今後における重点課題として位置付けられるのは、重要度が高く満足度が低いA群に属する項目となります。



A群	施策・サービスの重点課題項目
B群	重要度・満足度ともに高い項目
C群	現在の状況で満足度が高いが、重要度は低い項目
D群	重要度、満足度ともに低い項目

	施策項目	重要度	満足度
A 群	12 障がい者の雇用・就業の促進	4.16	2.71
	17 自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実	4.10	2.72
	18 防犯・防災対策の充実	3.93	2.79
	19 病気にかかりやすいので医療費の軽減	4.22	2.80
	20 年金などの所得保障の充実	4.36	2.72
B 群	1 障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実	3.97	3.14
	2 各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実	3.97	3.03
	4 福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実	4.10	3.14
	5 障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実	4.07	3.08
	8 就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実	4.01	2.97
	9 身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障がい者施設の充実	4.00	2.96
	11 障がい児に対する教育・療育の充実	3.95	2.96
C 群	3 ボランティア活動の推進・支援	3.49	2.98
	6 ホームヘルパー・ショートステイ・デイサービスなどの在宅福祉サービスの充実	3.87	3.10
	7 グループホーム・福祉ホームなどの生活の場の確保	3.83	3.02
	10 日常生活の支援や地域交流活動等を行う地域生活支援施設の充実	3.75	2.99
D 群	13 パソコンやIT（情報通信技術）関連の講習会の充実	3.39	2.78
	14 スポーツ・レクリエーション及び文化活動に対する援助	3.36	2.90
	15 障がい者の利用に配慮した公共住宅の供給	3.85	2.72
	16 建築物や道路の整備・改善などの福祉のまちづくり	3.81	2.76
	21 成年後見制度や地域福祉権利擁護事業等による権利の保護、支援	3.87	2.83

- 施策・サービスの重点課題項目（A群）として挙げられたのは、「障がい者の雇用・就業の促進」、「自動車燃料費、交通費の補助など、移動支援事業の充実」、「防犯・防災対策の充実」、「病気にかかりやすいので医療費の軽減」、「年金などの所得保障の充実」の5項目となっています。
- 重要度・満足度ともに高い項目（B群）として挙げられたのは、「障がい者に対する理解を深めるための啓発・広報活動や福祉教育の充実」、「各種サービス等の情報提供システムの確立を図るなどの情報サービスの充実」、「福祉・保健・医療などの総合相談体制の充実」、「障がいの早期発見・早期治療や在宅医療・訪問看護などの保健・医療の充実」、「就労支援事業所などの福祉的就労の場の充実」、「身体障害者療護施設・知的障害者更生施設などの障害者施設の充実」、「障がい児に対する教育・療育の充実」の7項目となっています。

2 用語集

【あ】

●ICT

「Information and Communication Technology（情報通信技術）」の略で、通信技術を活用したコミュニケーションを指す。情報処理だけではなく、インターネットのような通信技術を利用したサービスなどの総称。

【か】

●公共職業安定所

職業安定法に基づいて設置される国の行政機関で、職業紹介・職業指導、雇用保険の事務処理など、職業安定法の目的を達成するための業務を無料で行う機関。厚生労働大臣が管轄。職安、職業安定所、ハローワークとも言われている。

●ゲートキーパー

家族・近隣住民・教師・医師など、身近な方が悩んでいる人に気付き、声かけ、話を聞き、必要な支援につなげ見守る人のことであり、自殺予防における「命の門番」を意味する。

●合理的配慮

役所や事業所に対し、障がいのある人から何らかの助けを求められた場合に、過度な負担にならない範囲で社会的障壁を取り除くよう対応すること。

【さ】

●作業療法

農耕・畜産・園芸・手芸・木工などの適当な作業を行うことにより、障がい者の身体運動機能や精神心理機能の改善を目指す治療法のひとつ。リハビリテーションの一環として行われる。

●市民後見人

一般市民による成年後見人。認知症や知的障がいなどで判断能力が不十分になった人に親族がいない場合に、同じ地域に住む市民が、家庭裁判所から選任され、本人に代わって財産の管理や

介護契約などの法律行為を行う。

●社会的障壁

障がい者が社会的生活を営むうえで妨げとなる社会的な制度や慣行。乗降口や出入口の段差等の物理的な障壁や障がいを理由とした免許の取得制限等の制度的障壁、音声案内等の欠如による文化・情報面の障壁、心ない言葉や視線等の意識上の障壁などがある。

●手話通訳者、手話奉仕員

手話通訳者は、都道府県、指定都市及び中核市が実施する手話通訳者養成研修事業において「手話通訳者」として登録された者。手話奉仕員は、市町村が実施する手話奉仕員養成研修等により、聴覚障がい者等との交流活動の促進、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した者。

●障害支援区分

障がいの多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示す区分。障がいの程度により区分1から区分6に認定される。

●障害者基本計画

障害者基本法に基づく、障がい者施策の基本的な考え方や施策の方向を定めた障がい者施策の総合的な推進を図るための計画。

●障害者就業・生活支援センター

障がいのある人の職業的自立を図るために、地域の関係機関と連携しながら、就職に向けた準備や職場に適応・定着するための支援、日常生活や地域生活に関する助言などを行う機関。障害者雇用促進法に基づいて、都道府県知事が指定した社会福祉法人・NPO法人などが運営する。

●ジョブコーチ（職場適応援助者）制度

障がいのある人が職場に適応できるよう、ジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向いて、障がいのある人が仕事に適応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援などを行う。また、支援が終わった後も安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても、障がいを理解し配慮するための助言などを行う制度。

●身体障害者

身体障害者福祉法では、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能・言語又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤心臓、腎臓、呼吸器、膀胱、直腸又は小腸の機能障がい、⑥ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障がいがある 18 歳以上の者であって、県知事から身体障害者手帳の交付を受けた者をいう。障がいの程度により 1 級から 6 級に認定される。

●身体障害者手帳

身体障害者福祉法に基づき交付され、同法に規定する更生援護を受けることができる者であることを確認する証票。対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚又は平衡機能の障がい、③音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がい、④肢体不自由、⑤内部機能障がい(心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸又は小腸の機能障がい)で、障がいの程度により 1 級から 6 級の等級が記載される。

●精神障害者

統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。

●精神障害者保健福祉手帳

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、都道府県知事が精神障害の状態にあると認めたと者に交付する手帳。1 級から 3 級に区分される。

●成年後見制度

判断能力が十分ではない知的障害者、精神障害者等を保護するため、家庭裁判所の審判に基づき成年後見人、保佐人、補助人等から援助を受ける制度。

【た】

●知的障害者

知的機能の障がいが発達期(おおむね 18 歳まで)にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、なんらかの特別な援助を必要とする状態にある人。

●特別支援学校

学校教育法で規定された心身障がい児を対象とする学校。視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者または病弱者（身体虚弱者を含む）に対し、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を施すとともに、障がいによる学習上または生活上の困難を克服し自立をはかるために必要な知識技能を授けることを目的とする。

●特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な】

●難病患者

パーキンソン病や重症筋無力症など、原因不明で治療法未確立、後遺症を残す恐れが多い疾病に罹患した者をさす。経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するため、家族の負担が重く、精神的にも負担が大きいとされている。

●日常生活自立支援事業

知的障害者、精神障害者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活を送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うもの。

●ノーマライゼーション〔normalization〕

常態化、正常化、標準化。障がい者や高齢者を区別して隔離することはアブノーマルであり、あらゆる人々が共に暮らしていく社会こそがノーマルだという福祉の理念。デンマークのバンク・ミケルセンやスウェーデンのベンクト・ニリリエにより提唱。

【は】

●発達障害

自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であってその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう。

●バリアフリー[barrier free]

障がいのある人が社会生活をしていく上で障壁（バリア）となる段差などの物質的障壁や社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去を行うこと。

●ピアサポート [peer support]

ピアとは「仲間」「対等」という意味で、同じような立場の人によるサポートや同じような課題に直面する人同士がたがいに支えあうこと。

●PDCA サイクル

PDCA は、plan-do-check-act の略語で、生産・品質などの管理を円滑に進めるための業務管理 手法のひとつ。①業務の計画（plan）を立て、②計画に基づいて業務を実行（do）し、③実行した業務を評価（check）し、④改善（act）が必要な部分はないか検討し、次の計画策定に役立てる。

●ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイ等を通して学び、子どものかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促す家族支援のアプローチの一つ。

●ペアレントプログラム

子どもや保護者自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的にしたプログラム。「行動で考える」「ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組む。

●法定雇用率

「障害者の雇用の促進等に関する法律」により、一般民間企業、特殊法人、国、地方公共団体の機関について、その雇用している労働者中に占める障がい者の割合が一定率以上でなければならないとされる雇用率のこと。

【ま】

●モニタリング〔monitoring〕

対象者のサービス計画に照らして状況把握を行い、決められたサービスや支援が約束どおり提供されているかどうか、また現在の状況に合っているか確認をすること。

【や】

●ユニバーサル・デザイン〔universal design〕

障がいの有無等にかかわらず、誰にでも使いやすい施設、製品、情報をデザインすること。

【ら】

●理学療法

治療体操や運動、マッサージ・電気刺激・温熱などの物理的手段を用いて、運動機能の回復を目的とした治療法。物理療法。

●リハビリテーション〔rehabilitation〕

語源的には、re（再び）habil（適する）が合体したもので、「再び適したものにすること」を意味する。人権の視点に立って、障がいのある人の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法。医学的・職業的・社会的・心理的リハビリテーションが、個々別々に実施されるのではなく、総合的・体系的な全人間的アプローチとして実施されることにより、障がいのある人のライフステージの全ての段階において、全人間的復権が達成されるという概念。

●療育

障がいをもつ子供が社会的に自立することを目的として行われる治療・教育。

●療育手帳

児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がいと判定された者に対して療育手帳を交付することにより、知的障害児(者)に対する一貫した指導・相談を行うとともに、各種の援護措置を受けやすくすることを目的とした制度。

3 障害者基本法（抜粋）

（障害者基本計画等）

- 第11条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。
- 4 内閣総理大臣は、関係行政機関の長に協議するとともに、障害者政策委員会の意見を聴いて、障害者基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。
- 5 都道府県は、都道府県障害者計画を策定するに当たっては、第36条第1項の合議制の機関の意見を聴かなければならない。
- 6 市町村は、市町村障害者計画を策定するに当たっては、第36条第4項の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては障害者その他の関係者の意見を聴かなければならない。
- 7 政府は、障害者基本計画を策定したときは、これを国会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 8 第2項又は第3項の規定により都道府県障害者計画又は市町村障害者計画が策定されたときは、都道府県知事又は市町村長は、これを当該都道府県の議会又は当該市町村の議会に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。
- 9 第4項及び第7項の規定は障害者基本計画の変更について、第5項及び前項の規定は都道府県障害者計画の変更について、第6項及び前項の規定は市町村障害者計画の変更について準用する。

4 障害者総合支援法（抜粋）

（市町村障害福祉計画）

第88条 市町村は、基本指針に即して、障害福祉サービスの提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- (2) 各年度における指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な量の見込み
- (3) 地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項

3 市町村障害福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- (1) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- (2) 前項第2号の指定障害福祉サービス、指定地域相談支援又は指定計画相談支援及び同項第3号の地域生活支援事業の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関、公共職業安定所その他の職業リハビリテーションの措置を実施する機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害福祉計画は、当該市町村の区域における障害者等の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害者等の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に規定する市町村障害児福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害福祉計画は、障害者基本法第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であって障害者等の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

- 8 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。
- 9 市町村は、第89条の3第1項に規定する協議会(以下この項及び第89条第7項において「協議会」という。)を設置したときは、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、協議会の意見を聴くよう努めなければならない。
- 10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。
- 11 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。
- 12 市町村は、市町村障害福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。
- 第88条の2 市町村は、定期的に、前条第2項各号に掲げる事項(市町村障害福祉計画に同条第3項各号に掲げる事項を定める場合にあつては、当該各号に掲げる事項を含む。)について、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、当該市町村障害福祉計画を変更することその他の必要な措置を講ずるものとする。

5 児童福祉法（抜粋）

（市町村障害児福祉計画）

第33条の20 市町村は、基本指針に即して、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保その他障害児通所支援及び障害児相談支援の円滑な実施に関する計画（以下「市町村障害児福祉計画」という。）を定めるものとする。

2 市町村障害児福祉計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- （1） 障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項
- （2） 各年度における指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量

3 市町村障害児福祉計画においては、前項各号に掲げるもののほか、次に掲げる事項について定めるよう努めるものとする。

- （1） 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量の確保のための方策
- （2） 前項第2号の指定通所支援又は指定障害児相談支援の提供体制の確保に係る医療機関、教育機関その他の関係機関との連携に関する事項

4 市町村障害児福祉計画は、当該市町村の区域における障害児の数及びその障害の状況を勘案して作成されなければならない。

5 市町村は、当該市町村の区域における障害児の心身の状況、その置かれている環境その他の事情を正確に把握した上で、これらの事情を勘案して、市町村障害児福祉計画を作成するよう努めるものとする。

6 市町村障害児福祉計画は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第88条第1項に規定する市町村障害福祉計画と一体のものとして作成することができる。

7 市町村障害児福祉計画は、障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条第3項に規定する市町村障害者計画、社会福祉法第107条第1項に規定する市町村地域福祉計画その他の法律の規定による計画であつて障害児の福祉に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

8 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

9 市町村は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第89条の3第1項

に規定する協議会を設置したときは、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとする場合において、あらかじめ、当該協議会の意見を聴くよう努めなければならない。

10 障害者基本法第36条第4項の合議制の機関を設置する市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、当該機関の意見を聴かなければならない。

11 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更しようとするときは、第2項に規定する事項について、あらかじめ、都道府県の意見を聴かなければならない。

12 市町村は、市町村障害児福祉計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを都道府県知事に提出しなければならない。

6 身体・知的・精神障がい者 手帳所持者数

	H27.3 月末	H28.3 月末	H29.3 月末	H30.3 月末	H31.3 月末	R2.3 月末
身体	1,759	1,766	1,800	1,857	1,847	1,871
知的	296	309	329	350	355	384
精神	118	127	141	146	163	181
計	2,173	2,202	2,270	2,353	2,365	2,436

7 鹿島市内の障害福祉サービス事業所数

	居宅介護	短期入所	グループ ホーム	施設入所	就労移行 支援	就労継続 支援 A 型	就労継続 支援 B 型	計
H26.4	4	3	8	1	2	2	4	24
H27.4	4	3	8	1	2	2	5	25
H28.4	4	3	9	1	1	1	5	24
H29.4	3	4	9	1	1	2	5	25
H30.4	2	4	9	1	1	2	5	24
H31.4	2	4	9	1	1	2	5	24
R2.4	1	4	10	1	1	2	5	24

8 鹿島市障害者基本計画等策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第11条の規定に基づく鹿島市障害者基本計画及び障害者総合支援法(平成17年法律第123号)第88条の規定に基づく鹿島市障害福祉計画(以下「障害者計画等」という。)の策定にあたって市民の意見を反映させ、もって障害者福祉の充実に資するため、鹿島市障害者基本計画等策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

(1)障害者計画等の策定に関する事項

(2)前号に定める事項のほか、障害者計画等の策定に関して必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員17人以内で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

(1)学識経験者

(2)障害者団体等の代表者

(3)障害者福祉に関する事業に従事する者

(4)就労・地域生活等にて障害者を支援する者

(5)関係行政機関の職員

(6)前各号に定める者のほか市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、障害者計画等の策定終了までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

(意見の聴取等)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めて意見を聴取し、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(報酬及び費用弁償)

第8条 委員の報酬及び費用弁償の額は鹿島市特別職の職員で非常勤のものの報酬並びに費用弁償支給条例(昭和42年条例第5号)第2条第3項の規定に基づき定める額とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、市民部福祉事務所において処理する。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、委員長が委員会に諮って別に定める。

附 則

この要綱は、平成20年7月1日から施行する。

9 鹿島市障害者基本計画等策定委員会名簿

選出区分	No	機関・団体	委員氏名	所属
経験者 学識者	1	西九州大学短期大学部	鍋島 恵美子	西九州大学短期大学 名誉教授 佐賀県長寿社会振興財団理事長
障害者団体等の代表者	2	鹿島市身体障害者福祉協会	馬場 順男	鹿島市身体障害者福祉協会 会長
	3	鹿島市肢体不自由児者父母の会	野中 清乃	鹿島市肢体不自由児者父母の会
	4	鹿島市手をつなぐ育成会	田中 荘子	鹿島市手をつなぐ育成会 会長
	5	鹿島藤津地区精神保健福祉連合会 鹿陽会家族会	森田 由佐子	鹿島藤津地区精神保健福祉連合会 鹿陽会家族会 会長
障害者福祉に関する事業に従事する者	6	鹿島療育園	森田 剛	社会福祉法人 花木庭会 鹿島療育園 生活相談課長
	7	鹿島福祉作業所	中島 来	社会福祉法人 鹿爽会 鹿島福祉作業所 施設長
	8	医療法人財団友朋会	三根 知起	医療法人友朋会 嬉野温泉病院 医療福祉課 課長 就労支援センター希望 管理者
	9	鹿島市心身障害児通園施設 「すこやか教室」	喜多 麻美	鹿島市心身障害児通園施設 「すこやか教室」 児童発達支援管理責任者
就労・地域生活等にて障害者を支援する者	10	鹿島市社会福祉協議会	中村 希志子	鹿島市社会福祉協議会 総務課管理係長
	11	鹿島市民生委員児童委員連絡協議会	野中 由美子	鹿島市民生委員児童委員連絡協議会 七浦地区会長
	12	障害者就業・生活支援センター	馬場 克久	社会福祉法人たちばな会 障害者就業・生活支援センター センター長
関係行政機関の職員	13	杵藤保健福祉事務所	坂本 龍彦	杵藤保健福祉事務所 保健監
	14	鹿島公共職業安定所	脇山 和久	鹿島公共職業安定所 雇用指導官
	15	鹿島市市民部	橋村 直子	鹿島市市民部 部長

10 鹿島市障害者基本計画等策定委員会開催経過

第1回策定委員会 令和2年10月23日(金)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎委員長・副委員長選出 ◎第2次鹿島市障害者基本計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明 ・質疑応答
第2回策定委員会 令和2年11月17日(火)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎第2次鹿島市障害者基本計画(修正案)について ◎第6期鹿島市障害福祉計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画案説明 ・質疑応答
鹿島市議会(全員協議会)への説明 令和2年12月18日(金)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎鹿島市障害者基本計画(案)、鹿島市障害福祉計画(案)に係るパブリックコメント(意見公募)の実施について <ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)の概要説明 ・質疑応答
パブリックコメントの実施 令和3年1月6日(水)～令和3年2月5日(金)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎鹿島市障害者基本計画(案)、鹿島市障害福祉計画(案)について <ul style="list-style-type: none"> ・計画(案)の公表 ・本計画に対するパブリックコメントの実施
第3回策定委員会 令和3年2月19日(金)	
協議内容	<ul style="list-style-type: none"> ◎鹿島市障害者基本計画、鹿島市障害福祉計画の最終案について <ul style="list-style-type: none"> ・パブリックコメントの意見による計画の修正事項の説明 ・質疑応答、意見交換

鹿島市民憲章（昭和54年4月1日制定）

鹿島市は、多良岳と有明海の自然の恵みによってはぐくまれた伝統ある城下町です。

わたくしたちは、「ふるさと鹿島」をより豊かな住みよい都市（まち）にするために、この市民憲章を定めます。

- 一、花と緑を愛し、伝統をいかして美しいまちにしましょう。
- 一、知識と教養を深め、清新な文化のまちにしましょう。
- 一、感謝と思いやりの心で、うるおいのあるまちにしましょう。
- 一、明るく元気に働き、活力のあるまちにしましょう。
- 一、秩序やきまりを守り、安全で快適なまちにしましょう。

第2次鹿島市障害者基本計画

第6期鹿島市障害福祉計画

令和3年3月

<https://www.city.saga-kashima.lg.jp/main/3362.html>



編集・発行 鹿島市

〒849-1312 佐賀県鹿島市大字納富分 2643 番地 1

TEL 0954-63-2119 FAX 0954-63-2128
